

藤岡市地域防災計画



令和5年4月 改訂

藤岡市防災会議

第1部	総則	
第1節	計画の目的	2
第2節	防災の基本理念	4
第3節	防災機関の業務の大綱	5
第4節	地域の災害環境及び過去の災害	12
第2部	災害予防計画	
第1章	災害に強いまちづくり	21
第1節	水害予防計画	21
第2節	土砂災害予防計画	23
第3節	災害に強いまちづくりの推進	25
第4節	避難場所・避難所・避難路の整備	27
第5節	建築物の安全性の確保	28
第6節	ライフライン施設等の機能の確保	29
第7節	危険物施設等の安全確保	30
第8節	液状化対策	32
第2章	迅速かつ円滑な災害応急体制への備え	33
第1節	気象・情報収集連絡体制の整備	33
第2節	災害未然防止活動体制の整備	36
第3節	応急活動体制の整備	37
第4節	防災中枢機能の確保	39
第5節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	40
第6節	緊急輸送活動体制の整備	42
第7節	避難誘導・受入体制の整備	43
第8節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	48
第9節	広報・広聴体制の整備	49
第10節	二次災害の予防	50
第11節	複合災害対策	51
第12節	防災訓練の実施	52
第3章	市民等の防災活動の促進	53
第1節	防災知識の普及・啓発	53
第2節	市民等の防災活動の環境整備	57
第4章	要配慮者対策	60
第1節	要配慮者対策	60
第2節	支援体制の整備	63
第5章	その他の災害予防対策	66
第1節	孤立化集落対策	66
第2節	災害廃棄物対策	67
第3節	罹災証明書の発行体制の整備	68
第4節	帰宅困難者対策	69
第5節	大規模火災予防	71
第6節	大規模事故の予防	73
第7節	文化財災害予防	75
第8節	雪害の予防	77
第9節	火山災害の予防	79

第3部 地震災害応急対策計画	
第1章 応急活動体制の確立	82
第1節 災害対策本部の設置	82
第2節 職員の非常参集	85
第3節 機動隊動員計画	86
第4節 広域応援の要請	87
第5節 自衛隊への災害派遣要請	89
第2章 情報収集・連絡及び通信の確保	92
第1節 地震情報の収集・連絡	92
第2節 災害情報の収集・連絡	93
第3節 通信手段の確保	96
第3章 被災者等への的確な情報伝達活動	97
第1節 広報活動	97
第2節 広聴活動	99
第4章 二次災害の防止活動	100
第1節 二次災害の防止活動	100
第2節 水害・土砂災害対策	100
第3節 建物・宅地対策	100
第4節 危険物、有害物質等対策	101
第5章 救急・救助、医療及び消火活動	102
第1節 救急・救助活動	102
第2節 医療活動	104
第3節 消火活動	107
第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	108
第1節 交通の確保	108
第2節 緊急輸送	111
第7章 避難受入活動	114
第1節 避難誘導	114
第2節 広域避難	118
第3節 避難所の開設・運営	120
第4節 応急仮設住宅等の供給	124
第5節 広域一時滞在	126
第6節 県外、市外からの広域避難者の受け入れ	127
第8章 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動	130
第1節 飲料水の供給	130
第2節 食料の供給	131
第3節 燃料の調達	132
第4節 生活必需品等の供給	133
第9章 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動	134
第1節 保健衛生活動	134
第2節 防疫活動	136
第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	137
第10章 被災家屋等に関する活動	139
第1節 家屋の解体・廃棄物の処理	139
第2節 被災住宅の応急修理等	140

第3節	環境保全	141
第11章	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	142
第1節	社会秩序の維持.....	142
第2節	物価の安定及び消費者の保護.....	143
第12章	施設、設備の応急復旧活動	144
第1節	施設、設備の応急復旧	144
第2節	公共施設の応急復旧	145
第3節	電力施設の応急復旧	146
第4節	ガス施設の応急復旧	147
第5節	上下水道施設の応急復旧	148
第6節	電気通信設備の応急復旧	149
第13章	自発的支援の受け入れ.....	150
第1節	ボランティアの受け入れ	150
第2節	義援物資・義援金の受け入れ.....	151
第14章	その他の災害応急対策.....	152
第1節	要配慮者への災害応急対策.....	152
第2節	農林業の応急対策.....	154
第3節	学校等の応急対策.....	155
第4節	文化財の災害応急対策	157
第5節	金融事業及び郵政事業の災害応急対策	158
第6節	災害救助法の適用.....	160
第7節	動物愛護	162
第8節	帰宅困難者対策.....	163
第9節	孤立対策	164
第4部	風水害等応急対策計画	
第1章	応急活動体制の確立.....	166
第1節	災害対策本部の設置	166
第2節	職員の非常参集.....	168
第3節	機動隊動員計画.....	169
第4節	広域応援の要請.....	170
第5節	自衛隊への災害派遣要請	172
第2章	情報収集・連絡及び通信の確保.....	175
第1節	気象情報の収集・連絡	175
第2節	災害情報収集・連絡	180
第3節	通信手段の確保.....	183
第3章	被災者等への的確な情報伝達活動.....	184
第1節	広報活動	184
第2節	広聴活動	187
第4章	災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動	188
第1節	洪水・土砂災害対策.....	188
第2節	風害対策	190
第5章	救急・救助・医療活動	191
第1節	救急・救助活動.....	191
第2節	医療活動	193
第6章	交通の確保・緊急輸送活動	195

第1節	交通の確保.....	195
第2節	緊急輸送	198
第7章	避難受入活動.....	200
第1節	避難誘導	200
第2節	広域避難	205
第3節	避難所の開設・運営	207
第4節	応急仮設住宅等の供給	211
第5節	広域一時滞在.....	213
第6節	県外・市外からの広域避難者の受け入れ	214
第8章	食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動	217
第1節	飲料水の供給.....	217
第2節	食料の供給.....	218
第3節	燃料の調達.....	219
第4節	生活必需品等の供給	220
第9章	保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動	221
第1節	保健衛生活動.....	221
第2節	防疫活動	223
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	224
第10章	被災家屋等に関する活動	226
第1節	家屋の解体・廃棄物の処理.....	226
第2節	被災住宅の応急修理等	227
第3節	環境保全	228
第11章	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	229
第1節	社会秩序の維持	229
第2節	物価の安定及び消費者の保護.....	230
第12章	施設、設備の応急復旧活動	231
第1節	施設、設備の応急復旧	231
第2節	公共施設の応急復旧	232
第3節	電力施設の応急復旧	233
第4節	ガス施設の応急復旧	234
第5節	上下水道施設の応急復旧	235
第6節	電気通信設備の応急復旧	236
第13章	自発的支援の受け入れ	237
第1節	ボランティアの受け入れ	237
第2節	義援物資・義援金の受け入れ.....	238
第14章	その他の災害応急対策	240
第1節	要配慮者への災害応急対策.....	240
第2節	農林業の応急対策	242
第3節	学校等の応急対策	243
第4節	文化財の災害応急対策	245
第5節	金融事業及び郵政事業の災害応急対策	246
第6節	災害救助法の適用	248
第7節	動物愛護	251
第8節	孤立対策	252
第15章	雪害対策	253

第1節	応急活動体制の確立	253
第2節	情報の収集、連絡及び市民への広報	253
第16章	火山災害対策	256
第1節	噴火警報等の伝達	256
第2節	降灰予想	258
第3節	降灰の処理.....	259
第17章	航空災害対策	260
第18章	鉄道事故災害対策.....	261
第1節	事故情報の伝達	261
第2節	鉄道の応急措置	261
第19章	道路事故災害対策.....	262
第1節	事故情報の伝達	262
第2節	道路の応急措置	262
第20章	危険物等災害対策.....	263
第1節	事故情報の伝達	263
第2節	危険物等の応急措置	263
第3節	県外の原子力施設事故の応急対策.....	264
第21章	林野火災対策	265
第5部 災害復旧・復興対策計画		
第1章	生活の再建支援等	267
第1節	被災者等の生活再建の支援.....	267
第2節	中小企業者・農林事業者の再建支援	269
第3節	復旧事業の推進	270
第2章	災害復興推進体制	272
第1節	災害復興体制.....	272
第2節	災害復興事業の推進	273

第1部 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

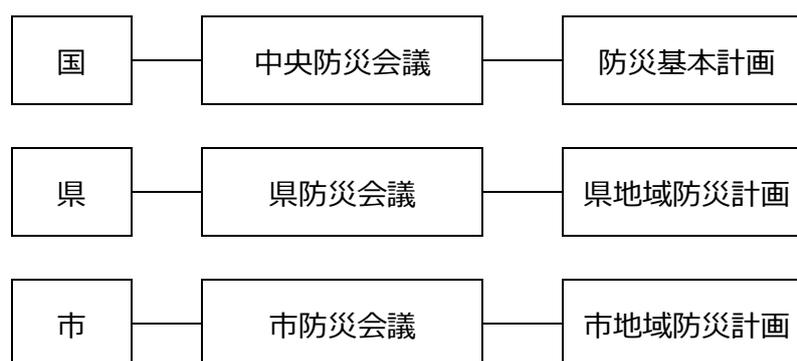
この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、藤岡市防災会議が策定するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害、原子力災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

更に、市民が自ら行う事項、自主防災組織や町内会をはじめとした地域における各種団体が行う事項及び首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合における首都圏等の被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 地域防災計画の策定及び修正

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

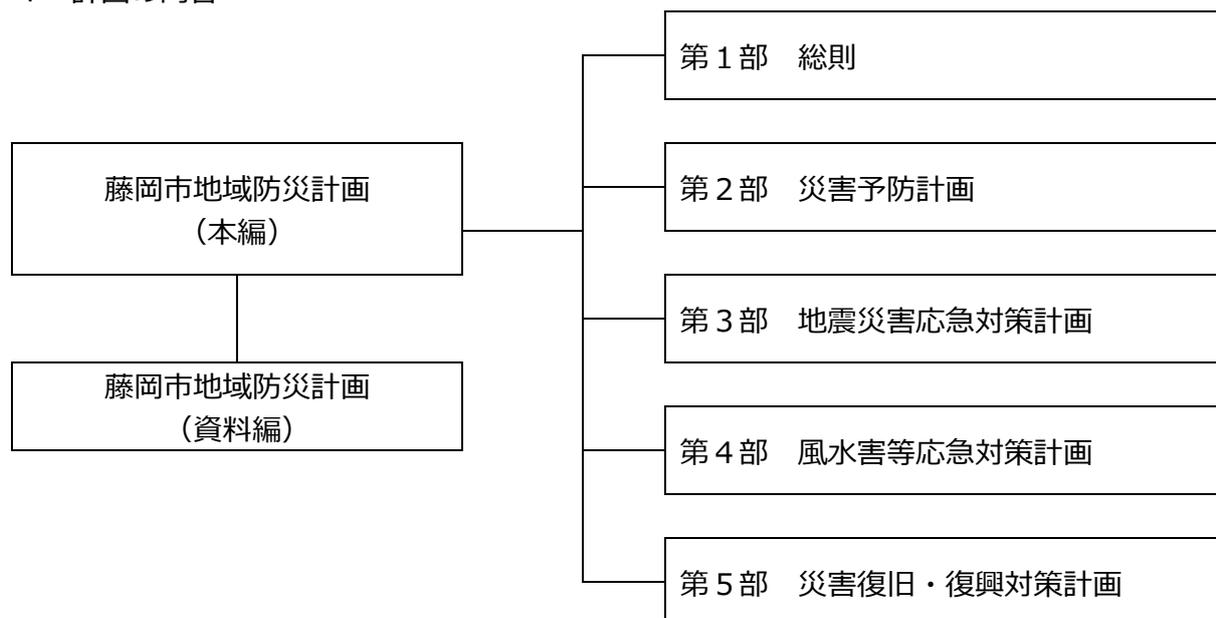


3 防災会議

市防災会議の組織及び運営については関係法令、市防災会議条例の定めるところによる。その任務については次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

4 計画の内容



5 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「藤岡市国土強靱化地域計画(令和3年2月)」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」第13条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、藤岡市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化
- (4) 迅速な復旧や復興

を踏まえ、藤岡市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施には、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組合せて一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- (3) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災機関の業務の大綱

藤岡市、群馬県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 藤岡市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	藤岡市防災会議に関すること。
16	市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	消防、水防その他の応急措置に関すること。
7	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
8	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
9	施設及び設備の応急復旧に関すること。
10	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
11	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	群馬県防災会議に関すること。
16	市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 (前橋財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。 2 国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。 3 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。 4 医療救護班の応援派遣に関すること。
群馬労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要労働力の確保に関すること。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食料の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3 災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること。

関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所)	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
関東運輸局 (群馬運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関する事。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関する事。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。
東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機による輸送に係る安全の確保に関する事。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)に限る。)及び水象の予報及び警報・注意報の発表に関する事。 3 台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事。 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに成果の発表に関する事。 5 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関する事。 6 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、県や市町村に対する気象状況の推移及びその予想の解説等に関する事。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関する事。

4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団 第12後方支援隊	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (藤岡郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害特別事務取扱いに関する事。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

東日本高速道(株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急通行路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
国立研究開発法人日 本原子力研究開発機構 (高崎量子応用研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京ガスネットワー ク(株)(群馬支社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリ ッド(株)(高崎支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科医 師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
(一社)藤岡多野医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(一社)藤岡多野歯科 医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
都市ガス事業者	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
(一社)群馬県L Pガ ス協会	1 L Pガス設備の保安の確保に関する事。 2 L Pガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関する事。
地方鉄道事業者	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県トラッ ク協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
放送機関	1 防災思想の普及に関する事。

群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	<ul style="list-style-type: none"> 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
各土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> 1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
多野藤岡農業協同組合・多野東部森林組合	<ul style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の保全に関する事。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 3 県又は市町村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
病院経営者	<ul style="list-style-type: none"> 1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 2 被災傷病者の救護に関する事。
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> 1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
藤岡市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 2 義援金品募集及び配分に関する事。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。
藤岡商工会議所 藤岡市鬼石商工会	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する支援に関する事。 2 県又は市町村が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。 4 物価の安定についての協力に関する事。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒等の安全の確保に関する事。 2 避難所としての施設の整備に関する事。
危険物等施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物等施設の保安の確保に関する事。 2 周辺住民の安全の確保に関する事。
建設業関連団体	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する事。
農業用排水施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

8 市民、自治会・自主防災組織、事業者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市民	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 災害緊急連絡網（自治会連絡網）の普及推進 4 飲料水・食料・生活用品等の3日以上の備蓄と点検 5 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 6 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達 7 家族・近所の災害時要配慮者等の避難支援 8 災害廃棄物の分別 9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
自治会 自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 災害緊急連絡網（自治会連絡網）の普及推進 4 災害時要配慮者の把握、避難支援プランの作成協力 5 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） 6 自主防災リーダーの養成 7 自主防災活動、訓練の実施 8 災害関連情報等の収集、伝達 9 地区内の災害時要配慮者、被災者の救助・救援対策の協力 10 災害時の避難所の自主運営 11 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画（BCP）の作成・更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 災害時要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 地域の災害環境及び過去の災害

藤岡市の地域に発生する災害のうち最も多いのは、(梅雨)前線豪雨及び台風による風水害であるが、災対法の趣旨及び藤岡市の地域内の自然的、社会的条件等その状況によって起こり得る災害を想定して、おおむね次に掲げる各号を基礎として計画を作成したものである。

1 災害の種類

暴風、豪雨、洪水、大雪、地震、噴火等の異常な自然現象及び大規模な火災、爆発等に起因する災害

2 災害の規模

応急措置、応急救助、災害応急対策の基準となるべき災害の規模の想定は、昭和41年9月25日の台風26号及び昭和57年8月1日の台風10号による被害の規模、並びに平成23年から24年かけて群馬県が実施した地震被害想定調査で示された想定地震による被害予測を本計画作成の基礎とした。

3 藤岡市の地勢

(1) 地形

藤岡市は、群馬県の南西部に位置し、烏川、神流川、鮎川、鎗川と周囲を大きな河川に囲まれており、神流川の上流にはダムがあり首都圏の水がめとしても機能している。市域の7割は山間地で、山と緑と清流に恵まれた地形となっている。

(2) 断層

本市に大きな影響を及ぼす可能性のある活断層は、地震調査研究推進本部(文部科学省に設置されている特別の機関)の公表(2015年4月)では、関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる深谷断層帯がある。深谷断層帯は、高崎市北部から藤岡市をとり、埼玉県北部に至る。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する全長約23kmの平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。

深谷断層帯は、少なくとも約6千2百年前以後、約5千8百年前以前に活動した可能性があり、平均活動間隔は約1万-2万5千年程度であった可能性がある。深谷断層帯全体が同時に活動する場合、マグニチュード(M)7.9程度の地震が発生する可能性がある。

平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層(の一部)が発達している。文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約82kmの断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯の長期評価を行っている。また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。

関東平野北西縁断層帯主部は、その全長は約82kmであるが、複数の断層で構成されており、その一部のみが活動することも考えられるが、断層全体が活動することも否定できない。そこで、上記専門調査会の報告も踏まえたうえで、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009)による強震動予測のための断層モデルを参考に、断層帯全体が活動する場合の長さを82km、地震の規模をM8.1と設定した。

なお、同断層帯主部の活動に伴う地震の今後30年以内の発生確率は、2012年1月1日算定において、ほぼ0%~0.008%程度と低い値となっている(地震調査研究推進本部地震調査委員会2012)。また、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の発生により、立川断層帯など東日本の一部の活断層については発生確率が高まった可能性が指摘されているが、関東平野北西縁断層帯主部への影響についての見解は発表されていない。

4 気象

本市では、6月～9月は比較的降水量が多く、12月は降水量が少ない典型的な内陸性の気候を示し、冬期は北西の季節風が強く、降雪は少ない。

気象災害は、台風及び梅雨前線による風水害であるが、その他雷雨による局地的災害、農業気象災害が多い。

5 昭和37年以降に発生した主な風水害による被害状況

災害種別	年月日	被害状況
ひょう害・風害	S37.8.14	多野郡の山地に発生した雷は北東に進み藤岡付近から降ひょうを伴い、伊勢崎南部に達し、約15分間にわたり大豆～10円硬貨大の降ひょうと突風により、被害を出した。 負傷者（ガラス破片） 5人
水害	S39.8.26	前線の南下により発生した雷が発達して、前橋・伊勢崎・境の線、藤岡・鬼石付近、大間々付近で大雨となり、100mm前後の雨を降らせ、被害を出した。 負傷者 3人 家屋一部破損 2棟 床上浸水 72棟 床下浸水 2,736棟 堤防決壊 3箇所 橋流失 6箇所 道路損壊 17箇所 山がけ崩れ 47箇所
風水害 (台風24号)	S40.9.17 S40.9.18	住宅全壊 2棟 附属家全壊 6棟 " 半壊 1棟 " 半壊 10棟 " 一部壊 4棟 " 一部壊 11棟 ・雨量 49mm、風速16m/s (午前9時)
風水害 (台風26号)	S41.9.24	24日9時～25日9時までの雨量 186.5mm 瞬間最大風速 44m/s 住宅全壊 25棟 附属家全壊 133棟 " 半壊 72棟 " 半壊 94棟 " 一部壊 403棟 " 一部壊 282棟 床上浸水 20棟 床下浸水 339棟 がけ崩れ 6箇所 軽傷者 8人 中等傷者 6人 重傷者 1人
風水害 (台風23号)	S46.8.30	・牛田尻無川塚田地先決壊 積土俵 120俵 ・高山中組三名川沢口地内一部崩壊 木流し、積土俵 30俵 ・波家田2780番地地先（通称森沢川）決壊 積土俵 35俵 床上浸水 1棟 床下浸水 57棟 土砂崩れ 5箇所 がけ崩れ 5箇所
風水害 (台風16号)	S49.9.1	・釜の沢地区、鉄砲水のため避難世帯出る ・釜の沢橋流失する ・駒留橋付近、大量の土砂流出 ・鮎川橋橋脚部陥没 床上浸水 2棟 床下浸水 10棟
風水害 (台風15号)	S56.8.22	床上浸水 2棟 床下浸水 17棟 土砂崩れ 1箇所 がけ崩れ 2箇所

風水害 (台風10号)	S57.8.1	<ul style="list-style-type: none"> ・緑町地内下水道はん濫、国道をふさぐ ・雨量 8月1日 241mm ・時間最大雨量 8月1日 16時30分～17時30分 55mm ・瞬間最大風速 8月2日 0時42分 35m/s <p>床上浸水 93棟 床下浸水 919棟 全壊 9棟 がけ崩れ 4箇所 半壊 8棟 負傷者 2名 一部壊 63棟</p>
風水害 (台風18号)	S57.9.12	<ul style="list-style-type: none"> ・緑町地内下水道はん濫、国道をふさぐ ・上落合地内猿田川石垣護岸裏土砂流出 <p>床上浸水 1棟 床下浸水 80棟 住宅全壊 1棟</p>
風水害 (台風5号)	S58.8.16	<ul style="list-style-type: none"> ・高山下組地内三名川右岸護表裏土砂流出 ・印地公会堂及び民家物置土砂崩れにより半壊 <p>非住家半壊 2棟 床下浸水 13棟</p>
水害	S62.8.12	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨 2時間雨量 70mm 1時間雨量 55mm <p>床上浸水 3棟 床下浸水 138棟</p>
水害	H元.7.29	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 3棟 床下浸水 109棟 道路破損 19箇所
水害	H6.9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 20棟 上日野小柏地内土砂崩落により民家物置1棟全壊
風水害 (台風5号)	H10.9.16	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量 9月15日 19時00分～9月16日 11時00分 203.5mm ・瞬間最大風速 9月16日 8時12分 西北西 26.4m/s <p>立石新田地区(温井川越水)</p> <p>床上浸水 3棟 床下浸水 39棟 道路冠水 53箇所 がけ崩れ 3箇所 土砂崩れ 14箇所</p>
水害	H11.8.14 H11.8.16	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量 8月13日 9時00分～8月14日 24時00分 233mm 8月16日 12時00分～18時00分 106mm <p>立石新田地区(温井川越水)</p> <p>住宅一部破損 1棟 床下浸水 68棟 道路破損 8箇所 がけ崩れ 8箇所</p>
風水害 (台風11号)	H13.8.21	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量 8月21日 9時00分～8月22日 14時00分 107mm ・瞬間最大風速 8月21日 21時51分 北15m/s <p>道路破損 5箇所</p>
風水害 (台風15号)	H13.9.8	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量 9月8日 6時00分～9月13日 15時00分 126.8mm ・瞬間最大風速 9月10日 13時22分 南東15m/s <p>土砂崩れ 2箇所 道路冠水 1箇所</p>
風水害 (台風6号)	H14.7.9	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量 7月9日 13時00分～7月11日 11時00分 241.5mm ・瞬間最大風速 7月10日 4時30分 北西15m/s <p>床下浸水 4棟 道路冠水 4箇所 田畑冠水 1箇所 がけ崩れ 1箇所</p>
風水害 (台風21号)	H14.10.1	<ul style="list-style-type: none"> 雨量 10月1日 5時00分～10月2日 0時00分 165mm 瞬間最大風速 10月1日 21時00分 北西35m/s <p>道路冠水 2箇所 がけ崩れ 2箇所</p>

風水害 (台風9号)	H19.9.5	雨量 9月4日～9月7日 市街地 211mm 日野地区 622mm 全壊 3棟(物置1含む) 一部損壊 3棟 床上浸水 1棟 床下浸水 2棟 土砂流入 2棟 土砂崩れ 30箇所以上
風水害 (台風12号)	H23.9.1	雨量 8月30日17時00分～9月4日 24時00分 425mm 降水量 9月1日 21時40分まで 277mm/24h 床上浸水 1棟 床下浸水 22棟 道路冠水 25箇所 土砂崩れ 13箇所
風水害 (台風第19号) 令和元年東日本 台風	R1.10.12	雨量：市街地368mm 山間地565mm最大雨量：44mm/h(箕輪) 最大風速：23.8m(12日15時) 死者1名(上日野土砂崩れ) 全壊 2棟(上日野) 半壊 1棟(上日野) 床上浸水 3棟(上日野、浄法寺) 一部損壊 4棟 市管理施設被害状況 市道 33箇所 農業施設 29箇所 林道 18箇所 都市施設 3施設 水道施設 6施設 その他市有施設 12施設

6 地震による被害状況

地震名	年月日	被害状況
関東大震災 (小田原付近)	1923. 9. 1 (大正12)	前橋4 負傷者 9人、家屋全壊 49戸、半壊 8戸
北関東地震 (西埼玉地震)	S6.9.21 11時20分	概要：埼玉県仙元山付近を震源地として発生 マグニチュード7.0 震度6 (高崎、洪川、五料) 震度5 (藤岡、前橋その他) 被害 全県：死者 5人 負傷者 55人 家屋全壊 166戸 家屋半壊 1,769戸 煙突倒壊 155箇所 橋梁破損 55間 山崩れ 31,500坪 (103,950㎡) 藤岡：①岡与醤油製造所、煙突倒壊により工員1名即死、重傷1名 ②藤岡高等女学校校庭の御真影奉安殿の屋根瓦崩落、同校舎の壁崩落 ③酒類醤油製造業高井商店、煙突3本倒壊 ④瓦工場の全壊等 特に、藤岡方面の被害は、県内でも筆頭規模であったとのことである。
新潟地震 (新潟県沖)	1964. 6.16 (昭和39)	前橋4 負傷者 1人
茨城県南西部の 地震 (茨城県南部)	1996.12.21 (平成 8)	板倉5弱 沼田・片品・桐生4 家屋一部破損 64戸
新潟県中越地震 (新潟県全般)	2004.10.23 (平成 16)	高崎・北橋・片品 沼田・白沢・昭和 5弱 負傷者 6人、家屋一部破損 1,055戸
東北地方太平洋沖 地震	H23.3.11	最大M9.0 桐生 6弱 藤岡 4

		群馬県内：死者 1人、負傷者 41人、家屋半壊 7戸 家屋一部破損 17,246戸
--	--	--

7 地すべりによる被害状況

災害種別	年月日	被害状況
譲原地区 地すべり	H3.10.16	譲原地区において主要地方道鬼石・中里線等の広範囲で地すべりによる亀裂発生。 10月21日までの間全面通行止め。後565日間片側通行止め。

8 雪害による被害状況

災害種別	年月日	被害状況
雪害	H26.2.14	低気圧の接近・通過による大雪、前橋での最深積雪は73cm 交通網が麻痺し長時間にわたる停電や山間部では孤立集落が発生した。 死者1名、負傷者20名（重傷7名・軽傷13名） 住家一部破損92棟

9 その他

災害種別	年月日	被害状況
上野村御巢鷹の 尾根旅客機墜落	S60.8.12	18時57分頃、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中の日本航空123便が上野村の御巢鷹の尾根に墜落した。 ※遺体安置などで市内多数施設を利用 被害死者520人、負傷者4人
関越自動車道 藤岡JCT付近 大型バス事故	H24.4.29	29日4時40分頃、藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突した。 被害死者7人、負傷者39人
群馬県防災ヘリ コプター「はる な」墜落事故	H30.8.10	9時13分に群馬ヘリポートを離陸した群馬県防災ヘリコプター「はるな」が業務フライト中に連絡が取れなくなったもの。 14時30分に埼玉県防災ヘリコプターが中之条町横手山付近で機体の一部を発見した。 被害死者9人（搭乗者全員）うち一名、多野藤岡広域消防本部職員

10 災害危険箇所

(1) 浸水想定区域

水防法の改正(平成29年法律第31号)に伴い、市内の浸水想定区域は大幅に拡大された。中でも県指定河川である鮎川の洪水浸水想定区域が大幅に見直され、美土里地区では大部分で洪水浸水想定区域内に含まれることとなった。

(2) 土砂災害危険箇所

市内には、326カ所の急傾斜地崩壊危険区域、172箇所の土石流危険渓流、62箇所の地すべり危険区域がある。

(3) 山地災害危険地区数

市内には、62箇所の山腹崩壊危険地区（民有林）、36箇所の地すべり危険地区（民有林・国有林）、120箇所の崩壊土砂流出危険地区（民有林）がある。

11 地震想定

(1) 想定される地震

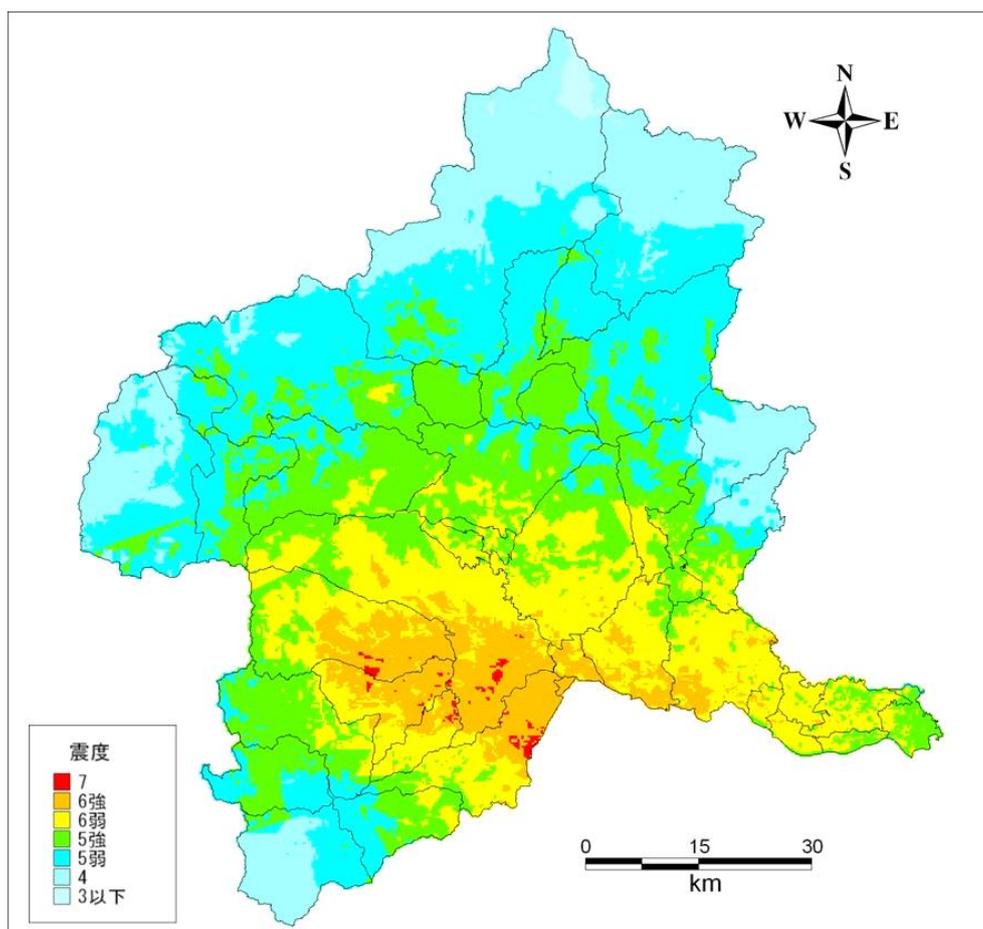
群馬県内には、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある活断層(帯)が3つある。

想定地震名	規模(M)	想定断層の概要	電源断層モデル				
			走向(度)	傾斜(度)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

(2) 震度の予測結果

想定地震について、地表の予測震度分布図を示す。

【関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)】



市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度			市町村名	震度		
	7	6強	6弱		7	6強	6弱
藤岡市	■	■	■	邑楽町		■	■
高崎市	■	■	■	桐生市		■	■
安中市	■	■	■	渋川市			■
富岡市	■	■	■	東吾妻町			■
甘楽町	■	■	■	榛東村			■
伊勢崎市		■	■	神流町			■
太田市		■	■	みどり市			■
玉村町		■	■	板倉町			■
前橋市		■	■	明和町			■
大泉町		■	■	吉岡町			■
下仁田町		■	■	中之条町			■
千代田町		■	■	長野原町			■
館林市		■	■				

※市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

(3) 藤岡市における物的・人的被害の予測結果（冬の5時、冬の18時）

【冬の5時】

大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数が最も多くなるケース。1995年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。

条件	冬の5時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯主部による地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等		規模	マグニチュード8.1
			タイプ	活断層(地震調査研究推進本部(2005)による)
			震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。
物的被害	建物被害		全壊棟数 9,198 棟	
			半壊棟数 11,213 棟	
		合計	20,411 棟	
		焼失棟数	204 棟	
人的被害	ライフライン	上水道	断水世帯数 18,196 世帯	
		下水道	被災人口 1,449 人	
		都市ガス	供給停止戸数 6,296 戸	
		LPガス	被害件数 206 件	
		電力	停電率 47.1 %	
		通信	不通回線数 1,029 回線	
		死者数		揺れ（全壊・半壊） （うち屋内収容物の転倒等） ブロック塀等の転倒 屋外落下物 土砂災害 火災 小計
負傷者数		揺れ（全壊・半壊） （うち屋内収容物の転倒等） ブロック塀等の転倒 屋外落下物 土砂災害 火災 小計	921 人 (124) 人 3 人 0 人 16 人 7 人 947 人	

	死傷者数合計		1,425 人
その他	震災廃棄物	重量 (木造+非木造)	99.3 万t

【冬の18時】

火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケース。

条件	冬の18時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯主部による地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード8.1	
		タイプ	活断層(地震調査研究推進本部(2005)による)	
		震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	
物的被害	建物被害	全壊棟数	9,198 棟	
		半壊棟数	11,213 棟	
		合計	20,411 棟	
		焼失棟数	2,368 棟	
物的被害	ライフライン	上水道	断水世帯数	18,196 世帯
		下水道	被災人口	1,449 人
		都市ガス	供給停止戸数	6,296 戸
		LPガス	被害件数	206 件
		電力	停電率	49.2 %
		通信	不通回線数	2,146 回線
人的被害	死者数	揺れ(全壊・半壊)	352 人	
		(うち屋内収容物の転倒等)	(6) 人	
		ブロック塀等の転倒	1 人	
		屋外落下物	0 人	
		土砂災害	7 人	
		火災	9 人	
	小計		369 人	
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	755 人	
		(うち屋内収容物の転倒等)	(91) 人	
		ブロック塀等の転倒	29 人	
屋外落下物		0 人		
土砂災害		9 人		
火災		100 人		
小計		893 人		
死傷者数合計		1,262 人		
避難者数	直後	26,845 人		
	1日後	33,574 人		
	2日後	33,392 人		
	4日後	28,863 人		
	1カ月後	26,845 人		
帰宅困難者数		3,921 人		
その他	食料・飲料水過不足量	食料(1日後) 飲料水(1日後)	38,636 食 83,455 瓶	
	震災廃棄物	重量 (木造+非木造)	99.2 万t	

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 水害予防計画

1 治水対策

水害防止事業の推進

- (1) 内水はん濫等による市内の浸水被害の解消、軽減を図るため、市民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、事業の円滑な推進を図る。また、国、県は、外水はん濫による被害を防止、軽減するため、烏川等をはじめとする管理河川の重要水防箇所について河川改修を促進する。
- (2) 地震等による破損で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、周辺住民等へ適切な情報提供を実施する。
- (3) 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するよう努める。
- (4) 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

【関係資料】資料編 重要水防箇所

2 水防体制の充実

市は、水防計画を作成し、消防団と連携して水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

3 洪水浸水想定区域における避難確保措置

市は、次の措置を講じる。

(1) 洪水ハザードマップの普及

烏川、神流川、鎚川、鮎川の指定区間について、作成したハザードマップを活用し、これらの河川のはん濫により想定される浸水区域や水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路、浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地などを、市民等に対し周知徹底する。

なお、水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所は、災害対策基本法第49条の7に基づき指定する指定避難所と同じとする。

(2) 洪水浸水想定区域対策

新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画の風水害応急対策に定めるとともに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報誌、ハザードマップ等により住民へ周知する。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ③ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等

4 避難確保計画の作成指導等

(1) 地下街における避難確保計画

浸水想定区域内に地下街等が建設され、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、地下街の所有者、管理者等は、水防法第15条の2第1項に基づく避難確保計画を作成し、速やかに計画を公表する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

(2) 大規模工場等における避難確保計画

浸水想定区域内にある大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。なお、大規模工場等の所有者、管理者等は、水防法第15条の4第1項に基づく避難確保計画の作成に努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。なお、要配慮者利用施設の所有者、管理者等は、水防法第15条の3第1、5及び6項に基づく避難確保計画を作成し、当該計画に基づいた避難誘導等の訓練を行うものとする。

第2節 土砂災害予防計画

1 土砂災害危険区域

本市の西部地域は、その3分の2が山岳地域であり、地形も急峻なため、危険箇所が点在している。土石流、がけ崩れ、地すべり等が発生しやすいため、国・県と協力して砂防指定地等について調査し、強力に砂防施設の整備を推進する。また、地すべりの防止、予防治山に重点をおき、事業を推進する。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められるとして知事が指定する区域。

土砂災害特別警戒区域とは、同法9条の規定に基づき、警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、知事が指定する区域。

【関係資料】資料編 土砂災害(特別)警戒区域

2 斜面造成地の災害防止対策の推進

(1) 宅地造成工事規制区域内の保全対策等

宅地造成工事規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

(2) 宅地造成工事規制区域外の開発規制等

地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、平成18年に改正された宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

3 警戒避難体制の強化

(1) 土砂災害警戒区域対策

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次の事項を定める。

情報伝達、予警報の発表・伝達に係る事項
避難場所及び避難経路に係る事項
土砂災害に係る避難訓練に係る事項
避難、救助その他必要な警戒避難体制に係る事項
要配慮者利用施設に係る事項

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布する。群馬県(砂防課)による基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

4 避難確保計画の作成指導等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保をする必要がある場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

本計画に記載された当該施設の所有者、管理者等は、土砂災害警戒区域等における土砂

災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項に基づき、避難確保計画を作成しなければならない。また、所有者又は管理者は、当該計画に基づき迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

5 譲原地すべり予防計画

譲原の地すべりについては、昭和37年地すべり防止区域に指定され各種対策工事の実施により、移動は止まったが、平成3年の台風大雨で、再び道路・住宅に亀裂が生じ、災害関連緊急地すべり事業を実施したが、根本的な解決とならず、平成7年度より国直轄の地すべり対策工事が着手された。

多大な被害を及ぼすおそれがあり、更には、二次災害(洪水等)として首都圏まで影響が予想される。また、地すべりによる土砂移動量は2千万 m^3 と膨大な量であるため、地すべりの兆候への早期発見・対応が非常に重要になってくる。そのため、国・県と連携を密にし対処していく。

また、地すべり地区住民により自主防災組織を結成し、危険箇所の早期発見、伝達方法、避難路等、本地域防災計画に基づき早急に施設及び体制を整備し、訓練等を実施して行く必要がある。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、都市計画を定めるに当たっては、災害に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努める。更に、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

2 建築物の耐震・不燃化

市は、「藤岡市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を促進する。

3 ため池等整備事業等の推進

- (1) 市及び農業用排水施設管理者は、農業用のため池、ダム、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設の補強工事又は改修工事、ため池の統廃合等について、危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。
- (2) 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

4 盛土による災害防止

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

5 災害に強い都市環境の整備

- (1) 市は、治水・防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既存市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・

ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

- (4) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 市は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

第4節 避難場所・避難所・避難路の整備

1 自主避難所の指定

市は、災害の恐れがあり、自宅にいることに不安を感じる場合には親戚宅や知人宅などに避難することが一般的だが、近くに避難する場所が確保できないなどの人のために自主避難所を開設する。高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保(以下「避難指示等」という。)が発令されたときに開設する「指定避難所」とは異なり、避難を希望する人を対象に一時的に開設する避難所とし、市内各地区地域づくりセンターを自主避難所として開設する。

2 避難場所及び避難所の整備

市は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や避難所となる地域づくりセンター、学校等の公共施設の整備に努める。

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

【関係資料】資料編4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

3 避難路等の整備

市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第5節 建築物の安全性の確保

1 災害時拠点の耐震対策

市は、管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び震災、雪害に対する構造の堅ろう化を図る。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市役所等）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（市の関係機関、消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（病院等）
- (4) 避難施設（学校、地域づくりセンター等）
- (5) 社会福祉施設（介護保険施設、身体障害者養護施設等）
- (6) 劇場等不特定多数の者が使用する施設

2 指定避難所等の安全確保

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることとする。

3 建築基準の遵守指導

市は、県と協力し、住宅をはじめとする建築物の震災及び風水害、雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努める。

4 学校及び社会教育施設の災害予防計画

学校及び社会教育施設の災害予防については、建築物等の公共性、教育効果の向上等を十分考慮し、災害発生を未然に防止し、常時その防除措置を行い恒久的な災害予防に努めるものとする。

(1) 建築物の改修促進

ア 耐震改修促進法及び藤岡市耐震改修促進計画に基づく耐震診断等の調査の結果により構造上危険と判定した場合は、耐震補強改修工事の促進を図るものとする。

イ 学校及び社会教育施設の各建物は、建築基準法第12条及び消防法17条に基づく点検・報告を行うとともに、是正が必要と認められる場合は早急にこれを行うものとする。また、災害が発生した場合は随時点検を行い、建物の安全性の確認を行う。

(2) 建築物以外の施設の補強及び整備

建築物以外の施設の被害により物的・人的に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

ア 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さ又は容量のあるものは、その安全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。

イ 比較的飛散しやすい器具・機械等については、飛散防止策を施す。

ウ 災害防除のために必要な施設等は常に整備し、災害時には速やかに使用が出来るよう操作方法を周知徹底する。

エ 建築物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を期するものとする。

第6節 ライフライン施設等の機能の確保

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設（電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス、水道、下水道、廃棄物処理）の機能確保を図る。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (2) 市及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに、県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努める。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

第7節 危険物施設等の安全確保

1 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下、本節において「危険物事業者」という。)、危険物等の取扱規制担当官公署(以下、本節において「県及び消防本部」という。)は、次の対策を行う。

(1) 技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

(2) 立入検査の徹底

県及び消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

(3) 自主保安体制の整備

危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(4) 講習会・研修会の実施

県及び消防本部は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(5) 防災に資する都市計画の推進

市は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行う。

(6) 再発防止の徹底

県及び消防本部は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救急・救助、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救急・救助活動体制の整備

消防本部、警察、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射能漏えいに対する救急・救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、市、日本赤十字社、災害拠点病院(公立藤岡総合病院)は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄に努める。

イ 消防本部と医療機関は、救急医療情報センターの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

ア 消防本部は、平常時から消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 消防本部は、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

ウ 消防本部及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

事業者、消防本部、警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

(1) 防災訓練の実施

ア 事業者、消防本部、警察等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他の災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防本部、警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防除活動体制の整備

ア 危険物事業者、消防本部等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。

イ 危険物事業者、消防本部、県、市等の河川管理者は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

ウ 石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第8節 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

2 液状化対策の知識の普及

住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図る。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急体制への備え

第1節 気象・情報収集連絡体制の整備

1 緊急地震速報と地震関連

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する速報である。ただし、緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

ア 緊急地震速報の伝達等の整備

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会(NHK)に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)等により住民に伝達される。

イ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点の他、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合はその地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱位所	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日午後(金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日)に発表している。

(3) 南海トラフ地震関係

南海トラフ地震とは、日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域を震源域として発生すると考えられている巨大地震で、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。なお、この内容は、当面の措置として開始されるものであり、南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測された場合の防災対応の具体的内容や実施のための仕組みについては今後検討されることとされており、その検討結果によって情報体系等が変更となる可能性がある。

「南海トラフ地震に関連する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した結果を発表する場合

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

2 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであり、迅速性と正確性を確保するべく、市及び関係機関は、組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。市及びその他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、災害情報共有システム（L-A L E R T）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、電話やFAXによる情報収集手段のほかに、インターネット等による情報収集体制を整備する。また、市は、災害現場から迅速に情報を収集するための衛星携帯電話の整備を行う。

(2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

市及びその他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。

(3) 住民との情報伝達の整備

市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(4) 職員の識能向上の為の訓練の計画・実行

市は、被災地域からの被災状況の報告ができない場合を想定し、市職員を情報収のため被災地域に派遣する場合に、どのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成の上、職員に対する研修や訓練等を実施し、情報収集・連絡体制を整備するものとする。この際、教育時期・教育編成・時間設定を考慮した訓練計画の策定に努める。

(5) 災害時情報システム支援計画の策定、推進

災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施を推進する。

(6) 地震・気象情報の報告体制の準備

市は、災害発生の有無にかかわらず、地震・気象情報を収集することで、災害時情報収集・分析要領について自学研鑽するとともに組織を整備する

(7) 情報の分析整理

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡は、通信の確保が不可欠となる。このため、市、電気通信事業者及び関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

(1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、電気通信事業者及び関係機関は、大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び防災性の強化等を推進し、施設の被災を考慮した通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

(2) 災害時優先電話の指定

市及び関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。また、指定避難所への配備・整備を行い、事後、災害時に活用できるように教育・実習を計画する。

(3) 代替通信手段の確保

市及び関係機関は、災害時による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難になった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

(4) 通信訓練への参加

市及び関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際実施されるものを含む。）に積極的に参加して、連携を図る。

第2節 災害未然防止活動体制の整備

1 公共施設における活動体制の整備

市等の公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

2 水防活動体制の整備

水防管理者（市長）は、平常時から水防活動の体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

3 ダム・ため池等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等ダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設を適切に操作するためのマニュアルを作成するとともに人材の養成を行うものとする。

4 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質もしくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者（以下「危険物等の管理者」という。）は、地震等によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

第3節 応急活動体制の整備

1 職員の非常参集体制の整備

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、全庁をあげた体制の構築に努めるものとし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

(1) 市は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ウ 必要に応じ参集のための職員災害対応マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

(2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図る。

(3) 市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

(1) 市は、応急活動のための職員災害対応マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直す。

(2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図る。

3 市における職員の応急活動体制の整備

市は、次により職員の応急活動体制の整備を図る。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 非常招集訓練を実施する。
- (3) 新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

4 連携体制の整備

(1) 市における応援・受援体制の整備

ア 災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

イ 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実行性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。また、災害対策基本法第68条の規定に基づく県に対する応援要請が迅速に行えるように、あらかじめ連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。

ウ 市は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

5 水災に対する連携体制の構築

国(河川事務所)及び県(河川課)が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築するものとする。

第4節 防災中枢機能の確保

1 防災中枢機能の整備

- (1) 市及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。
- (2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

市、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能になるよう努める。

3 防災拠点施設の整備

- (1) 市は、地域における災害活動の拠点として、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、避難所等の機能をもつ施設の整備に努める。
- (2) 市は、道路及び都市公園等に市域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災自治体を支援するための防災拠点を整備するよう努める。

4 業務継続性の確保

市の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救急・救助活動体制の整備

(1) 救急・救助用資機材の整備

ア 市及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、資金面での支援を行う。

(2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて、保有している救急・救助用資機材を効果的に活用する必要があることから、市は、各機関における資機材の保有状況を把握しておく。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

市、多野藤岡医師会（以下、「医師会」という。）及び災害拠点病院（公立藤岡総合病院）は、救護所の設置・運営体制、県や消防等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

(2) 医薬品、医療資器材の備蓄等

市、医師会、災害拠点病院(公立藤岡総合病院)は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資器材等の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

(3) 消防と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図る。

ウ 市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(4) 災害医療の研究

市、医師会、医療機関等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努める。

【関係資料】資料編 ヘリポート予定地

3 保健衛生活動関係

(1) 保健医療活動の総合調整の実施体制の整備

県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

4 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

市は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 関係機関等との連携強化

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(物資集積、配分スペース)が重要な施設となる。このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

- (1) 市は、運動場、展示場やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。
- (2) 市は、災害時の物資集配拠点を指定し、集配体制を整備する。

2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、市及び消防本部は、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートとして使用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

市は、県指定の緊急輸送道路のほか、次の拠点を結ぶ区間も緊急輸送路に準ずる道路として位置づけ、耐震化や、災害時の啓開体制の整備を推進する。

- (1) 市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等
- (2) 市が指定する避難所、物資集配拠点等

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

5 道路の応急復旧体制等の整備

各道路管理者は、次の対策を行う。

- (1) 管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、災害発生後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。
- (3) 道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保については、(一社)群馬県建設業協会藤岡支部等の協力により実施できるよう、体制整備に努める。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にはレッカー車やトラクタショベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。更に、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

6 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第7節 避難誘導・受入体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。このため、市その他関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

風水害時には、洪水、内水はん濫、土砂災害、竜巻等の発生が予想される。このため、市その他関係機関は、警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民を適切に避難誘導し、避難場所を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 市は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 市は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や広報車、ほっとメール、テレビ、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

2 避難誘導

- (1) 市は、消防機関、警察機関等と必要に応じて協議し、避難誘導に必要な事項を定めるとともに、これらの関係機関と協力した避難誘導訓練の実施に努める。なお、避難誘導に必要な事項は次のとおりとする。
 - ① 待機・準備の呼び掛け、避難指示等を発令する基準
 - ② 待機・準備の呼び掛け、避難指示等の伝達方法
 - ③ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地
 - ④ 避難経路及び誘導方法
- (2) 避難指示等について、内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」を参考としたうえで、県、河川管理者及び前橋気象台等に確認を行いながら豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (3) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。これ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (4) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 避難指示等の発令の際に避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難所の開設準備の途中であっても躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (6) 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人

宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (7) 災害時に住民が避難所へ速やかに避難できるように、あらかじめ住民への防災情報の普及を行う必要があることから、平常時から避難経路の確認等に活用できるハザードマップを作成する。
- (8) 住民主体の警戒避難体制の構築に向けた地域における自主的な取り組みを推進するため、防災マップの作成支援等により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (9) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（「避難行動要支援者」という。以下同じ。）の名簿（「避難行動要支援者名簿」という。以下同じ。）を作成し、同意の得られた避難行動要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿を消防、警察、区長会及び自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供し、これらの避難支援等関係者の協力を得て、避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めるなど、平常時から避難行動要支援者への支援に係る体制整備を推進する。

また、市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、災害の危険性等の地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。
- (10) 興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努める。
- (11) 各学校は、各学校にて学校防災計画を作成し、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定める。
- (12) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (13) 市及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (14) 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域づくりセンター、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数等について、ホームページ等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。

また、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、避難所運営マニュアルの作成、訓練の実施に努めるとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS、ほっとメール等の多様な情報伝達手段の整備に努めるものとする。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

(3) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は、教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

(5) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。

イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等のほか、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進める。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

オ 県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(6) 物資の備蓄

市は、市域のバランスに考慮し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(8) 案内標識の設置

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定避難所の案内標識の設置に努める。案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者や外国人でも理解できるように配慮する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(9) 福祉避難所

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。また、医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

第2部 災害予防計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急体制への備え

市は、被災者用の住居として利用可能な市営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借上げの円滑化に向け、その際の実施等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

1 備蓄計画

市は、地震被害想定により3日間(7食)の避難所生活者数の食料や生活必需品、新型コロナウイルスを含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄場所は、防災公園備蓄倉庫、防災センター備蓄倉庫、各避難所、地域づくりセンター等に備蓄する。この際大規模な地震や風水害による施設や道路状況等を想定し、避難所等への円滑な輸送が可能となる場所に配慮する。また、各家庭においては、最低3日間の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行う。

■市の食料備蓄の現況と目標

対象者：避難所生活者(地震被害想定調査による)

考え方：災害発生後3日間の7食(1日目2食、2日目2食、3日目3食)

災害発生後2日間は、災害後の混乱のため2食とする。

市の備蓄：備蓄対象者(避難所生活者33,573人※)×7食×12.5%

※平成24年度地震被害想定調査における最大避難者数(発災後1日目)

(平成31年4月現在)

	全体
人口(人)	65,531
備蓄対象者数(人)	33,573
目標備蓄数(食)	約30,000(29,376)
有効備蓄総数(食)	23,000
充足率(%)	55.9

※平成24年度地震被害想定調査による

2 調達体制の整備

市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- (1) 事業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援の要請
- (4) 県に対する応援の要請

3 市における備蓄・調達・供給の体制

- (1) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者への配慮に努める(アレルギー対応の食料や粉ミルク・液体ミルク、お粥等)。
- (2) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (3) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (4) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。
- (5) 燃料確保の観点から、市は、石油協同組合との重要施設に係る協定の締結による緊急調達体制を整備し、燃料の供給に必要な情報共有を事前に図る。

第9節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 市、消防本部、ライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所、避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否
--	---

ウ 広報媒体をあらかじめ想定し、整備を図る。

(例)

テレビ（dボタン）、ラジオ、広報車、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ファクス、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等
--

エ 災害時における報道要請及びその受け入れについて、協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(3) 災害緊急連絡網(町内会連絡網)の普及推進

ア 市民がお互いに声を掛け合い、人と人とのつながりを大切にしているネットワークを本市の情報伝達の基本とするため、市内全世帯への町内会ごとの災害緊急連絡網(町内会連絡網)を定めるなど、地域の実情に応じた情報伝達体制の普及を推進する。

イ 世帯数が多く、すぐに全世帯への連絡網が作れない町内会については、体の不自由な単身高齢者や障害のある方などの災害時に援護を必要とする人への声掛けに限定した連絡網作りから始める。

2 広聴体制の整備

市、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第10節 二次災害の予防

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制等の確保

市は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう判定調査票、判定ステッカー等を計画的に備蓄する。また、市内の応急危険度判定士の養成を推進する。

被災建築物応急危険度判定	登録	市の職員は「群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士に登録する。
	体制等	市は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人 日本建築防災協会）」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備する。
被災宅地危険度判定	登録	市の職員は「群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士に登録する。
	体制等	市は、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、危険度判定を円滑に実施するための体制を整備する。

2 砂防ボランティアの受け入れ体制整備

市は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

3 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者(以下、「危険物等の管理者」という。)は、災害等によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

第11節 複合災害対策

1 複合災害への備え

市及びその他の防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市及びその他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市及びその他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第12節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

市は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、自衛隊等国及び県の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施する。

2 個別防災訓練

(1) 関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。

ア 非常招集訓練

イ 消防訓練

ウ 水防訓練

エ 避難訓練

オ 非常通信訓練

カ 応急復旧訓練

(2) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を定め、避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

(4) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するよう努める。

(5) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関との連携や、地域の災害リスクに基づいた実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

3 広域的な訓練

市及び関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加する。

4 図上訓練

市及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努める。(例) 避難所運営訓練(HUG)、状況付与型図上訓練

5 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(2) 市及び関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う

第3章 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、県及び市町村に課せられた使命であるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、市や関係機関が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

このため、地域づくりセンターを地域防災に係る市民の防災活動の拠点とし、市及び関係機関は、市民に対する防災思想の普及、徹底に努めるものとする。

第1節 防災知識の普及・啓発

1 災害被害を軽減する市民運動の展開

市民を災害から守るためには、公助、自助、共助の取り組みが必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要がある。

(1) 防災(減災)活動へのより広い層の参加

ア 地域に根ざした団体における身近な防災への取り組み

- ① 地域のお祭りやスポーツイベント等に防災コーナーの設置など
- ② 地域の防災活動への積極的な参加

イ 予防的な取り組みを加味した防災訓練の工夫

ハザードマップの確認や家具の固定化など

ウ 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進

エ 防災教育の充実

- ① 学校での防災意識の醸成
- ② 地域づくりセンター等での防災講座の開催

オ 運動会と防災を組合せた防災訓練

カ 親子で取り組む防災講座の実施

(2) 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

ア 多様な媒体の活用における防災教育メニューの充実

イ 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実

- ① 実写やシミュレーション映像の活用
- ② 過去の災害体験談の収集・活用
- ③ 郷土の災害史の継承（石碑やモニユメントの活用等）
- ④ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化等

ウ 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

(3) 企業や家庭等における防災意識の促進

ア 企業や家庭等における防災への取組の促進

イ 商店街等における防災意識の醸成

ウ 業務継続計画への検証と見直し

(4) より幅広い連携の促進

ア 防災機関との継続的な連携訓練の実施

イ 企業と地域社会の連携

ウ 学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進

エ 防災ボランティアと市、市民、その他の支援団体が連携・協働して活動できる環境

の整備

(5) 市民一人ひとり、各界各層における具体的活動の継続的実践の促進

- ア 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- イ 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- ウ 防災活動の優良な実践例の表彰
- エ 防災士等の人材育成の実施
- オ 防災活動に対する動機付けの検討

2 防災思想の普及

(1) 防災知識の普及

市及び消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、以下の事項の周知、徹底を図る。

ア 家庭内の危険防止

① 家具類の転倒防止

家具や大型電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具の固定・転倒防止等の措置を実施すること。

イ 物の落下防止

- ① 家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止処置を施すこと。
- ② 照明器具等は落ちないようにチェーン又はガード等で落下防止する。

ウ ガラスの飛散防止

食器戸棚、窓等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや飛散防止フィルムを貼っておくこと。また、履き物を身近に用意しておくこと。

エ 火気器具周辺の整理整頓

ストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平な固い地盤の場所に設置し固定する。灯油等の燃料は缶に密封して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊等防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施すこと。

カ 正常性バイアスによる逃げ遅れの防止

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取れること。

(2) 家庭防災会議の開催

災害の対応について、日頃から家庭で話し合いをしておくこと。

ア 地震が起きたときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難は誰が責任をもつか。）

イ 消火器具の備付け及び使用方法

ウ 家庭間の連絡方法

エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内にとどまったりすることも考える）

オ ガラス類の飛散防止と履き物などの準備

カ 備蓄品と非常持ち出し品のチェック

- キ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策や室内の整理整頓
 - ク 避難行動要支援者の避難方法
 - ケ 地震情報の入手方法
 - コ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (3) 非常持ち出し品の準備
- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料)
 - イ 貴重品(現金、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、トイレトペーパー等)
 - エ 照明器具(ヘッドライト、懐中電灯(電池)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - オ 携帯ラジオ
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
 - キ 日用品(ティッシュ、ウェットティッシュ、ビニール袋、缶切・ナイフ等)
 - ケ 感染症対策用品(マスク、体温計、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、タオル、ハンカチなど)
- (4) 屋内、屋外にとるべき措置
- ア 身の安全の確保
 - ① 机や椅子に身を隠す。
 - ② 玄関等の戸をあけて脱出口を確保する。
 - ③ あわてて外に飛び出さない。
 - イ 火災を防ぐ
 - ① 火の始末をする。
 - ② 火が出たら初期消火に努める。
 - ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
 - エ 避難方法
 - ① 徒歩で避難する。
 - ② 持ち出し品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ③ 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こり易(やす)いので、すばやく判断し、避難する。
 - ④ 避難の際には、声を掛け合う。
 - オ 応急救護
対応可能なけがは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - カ 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域住民が協力して救出活動を行う。
- (5) 自動車運転者にとるべき行動
- ア 徐々に道路の左側又は空き地に移動して停車しエンジンを止める。
 - イ ラジオで防災情報を聞く。
 - ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - エ 避難するときは、鍵をつけたまま車検証を持って徒歩で避難する。
- (6) 正しい情報の入手
- ア ラジオやテレビの情報を入手して、不正確な情報や噂(うわさ)、デマに惑わされない。

イ 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(7) 電話に関する留意事項

ア 不要不急の電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輻そう等により電話がかけづらくなったとき、又は、輻そうを避けるため、東日本電信電話(株)が提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」を利用する。

(8) 生活の再建に資する行動

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する。

3 学校教育による防災知識の普及

市は、学校からの要請に基づき、直接学校に出向き、災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練や防災講話を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。この際、学校教育との整合を図る。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配付等

市は、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに出前講座により防災知識の普及啓発に努める。

5 防災訓練の実施指導

市及び消防本部、消防団は、自治会、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の誘導行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

6 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

特に、避難所において授乳、着替え等女性用スペースを確保する。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、地域防災計画の修正等において、女性職員を3割以上登用したワーキンググループを設置するなど、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努める。

9 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第2節 市民等の防災活動の環境整備

1 消防団、水防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるから、火災のみならず多様化する消防団活動を支援するため、消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し育成するとともに、特に次の事項に留意し、消防団の充実強化を図るものとする。

- ア 消防団の重要性の周知
- イ 消防団員の確保
- ウ 消防団の装備の改善
- エ 消防団員の教育訓練の改善

(2) 水防団の育成強化

市は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進する。

(3) 自主防災組織の育成強化

市は、次のように自主防災体制の育成強化を図る。

- ア 育成強化の重点地域の設定や年次計画を定めて計画的に取り組む。
- イ 自主防災組織の充実、防災士の育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。
- ウ 青年層・女性層の参画等を推進。
- エ 県が開講する「県民防災塾」等へ、各自主防災組織のリーダーの参加を促進する。

2 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立する。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基つき、その支援力を向上し、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

市及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受け入れ、調整等の体制づくりを推進する。

(2) 各領域における専門ボランティアとの連携

市は、通信や外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(3) 市・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、NPO・ボランティア等の三者で連携して平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における救援ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、救援ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

3 事業所(企業)防災の促進

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重

要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める等、次の対策を行う。

- (1) 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用した自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。
 - ア 従業員の防災教育
 - イ 情報収集伝達体制の確立
 - ウ 火災その他災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、平常時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行える特徴があり、域防災力向上の鍵といえるものである。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や関係機関が行う災害対策の一部を事業所が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平常時から市や関係機関との連携に努める。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び事業所防災に資する情報の提供等を進める。

また、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。
- (6) 市は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。
- (7) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を行う。

4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。また、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

特に要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の支援については、近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。このため、市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

【用語の定義】

「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

「避難支援等関係者」

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

東日本大震災や、過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難なものに対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で次の条件に該当するもの

- ア 介護保険における要介護者で要介護認定3以上の者
- イ 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ウ 療育手帳区分表記Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者精神保健福祉手帳1級を所持する者
- オ 難病患者
- カ 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- キ 上記以外で自力での避難が非常に困難であると民生委員児童委員や自主防災組織が認めたもの
- ク その他避難の支援を希望する要配慮者

3 名簿作成に必要な個人情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 本人の状態を示す事項
- ク その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により、地域において絶えず変化するものであることから、常に最新の状態に保つものとする。

5 避難支援関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

■ 避難支援等関係者となるもの

- ア 自主防災組織・区長会
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署、鬼石消防分署
- エ 藤岡市消防団
- オ 藤岡警察署
- カ 藤岡市社会福祉協議会
- キ その他、避難支援等の実施に携わる関係者

6 避難支援等関係者への事前の名簿提供

避難行動要支援者名簿制度は、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにある。

このことから、市は、作成した避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害時に名簿情報が最大限活用されるために、平常時から避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては、事前に要支援者本人の同意を得るものとする。

7 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報にかかわる秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

8 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、災害の危険性等の地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

9 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、作成した個別避難計画に記載された避難行動要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害時に計画が最大限活用されるために、平常時から個別避難計画の提供を行うものについては、事前に要支援者本人の同意を得るものとする。

10 個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

市は、個別避難計画を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報にかかわる秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

第2節 支援体制の整備

1 情報伝達体制の整備

市は、在宅の要配慮者が災害時に迅速・的確な行動がとれるように要配慮者への情報伝達に配慮する必要がある。要配慮者への情報伝達については、避難支援等関係者による伝達方法が重要かつ実行力のある伝達手段であるため、地域の実態にあわせ家族や地域の協力のもとに災害緊急連絡網(町内会連絡網)等を整備するなど緊急連絡体制の確立を図ることとする。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

2 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、地域において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制を強化・推進する。

(1) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難には、介助が必要であることから、自主防災組織等、地域ぐるみの避難誘導の方法を平常時から確立する。

また、災害時には避難支援等関係者自身とその家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行う。

(2) 緊急避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(4) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(5) 福祉避難所の受入対象者の特定

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者の条件を特定して公示するものとする。

(6) 福祉避難所への避難体制の整備

市は、前号に掲げる公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(7) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

3 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、本人等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として可能な範囲で避難支援等を行うものであることから、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することにより、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを相互に理解しておくものとする。

4 環境整備

道路管理者及び駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及びわかりやすい避難場所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

市は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難場所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ア 施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 市の支援

- ア 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。
- イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 市は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

(4) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の自衛水防

要配慮者については、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生する恐れがあることから、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等は水防法第15条の3により、自衛水防組織の設置に努め、必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、計画に基づいた訓練を実施しなければなら

ない。

7 消防及び警察の支援

消防及び警察は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行う。

- ア 緊急時における消防・警察と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

9 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

第5章 その他の災害予防対策

第1節 孤立化集落対策

山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、更に通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。このため県の「災害時における孤立化集落対策指針」等を参考に、次の対策に取り組む

1 孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路や通信手段が途絶し、孤立化のおそれのある集落について、事前把握に努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ア 集落につながる道路等において迂回路がない。
- イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所や雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化の恐れのある集落に通じる道路に隣接し、通行途絶要因となる可能性が高い。
- オ 架空線の断絶等によって、有線通信が途絶する可能性が高い。
- カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化対策

(1) 市は、孤立化のおそれのある集落について、次の対策を進める。

- ア 集落の代表者(自治会長、自主防災会長、消防団員等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- イ 衛星携帯電話を活用する。
- ウ 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- エ 水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。
- オ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- カ 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

(2) 道路管理者(都市建設部、藤岡土木事務所、高崎河川国道事務所)

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事(法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等)に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者(国、県)

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区の対策工事に計画的に取り組む。

第2節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第3節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。その際、被害調査と交付担当者は同一部署で管理することが望ましい。
- (2) 市は、県が開催する住家被害調査の担当者の為の研修会に参加する等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。
- (3) 市は、罹災証明書の発行や住家被害の調査を円滑に実施するために他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等に努める。

第4節 帰宅困難者対策

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)では、本市の帰宅困難者数を最大3,920人と予測し、交通手段は問わず、市内外の人で帰宅することができない多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、市内観光地を多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

2 帰宅困難者対策

(1) 普及啓発

市は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者となるおそれがあり、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。企業等における帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のために指定している既存の避難場所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者発生が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を放送・掲示等により迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努める。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努める。

(4) 事業継続計画(BCP)等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画(BCP)等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻そうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段の活用について周知しておく。

4 大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導體制の整備に努める。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努める。

第5節 大規模火災予防

1 大規模火災予防対策

(1) 火災に強いまちの形成

ア 市及び消防本部は、次により、火災に強い都市構造の形成を図る。

- ① 避難路、避難場所、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設等の整備
- ② 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- ③ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- ④ 水面・緑地帯の計画的確保
- ⑤ 防火水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
- ⑥ 都市基盤施設や防災施設の整備に合わせて、防火地域及び準防火地域の指定を見通した土地利用への誘導

イ 公共施設の管理者、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者、多数の人が出入りする大規模店舗、病院、ホテル等の事業者は、建築物について消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者、事業者等は、建築物等の防火対象物について防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

公共施設の管理者や大規模店舗等の事業者は、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。

エ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年1月1日公布)、全ての家庭に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられた。これを受けて、市及び消防本部は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

(3) 消火活動体制の整備

消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、自然水利の活用、水泳用プール、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。更に、消防ポンプ自動車等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防本部は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防本部、市、警察、事業者、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練に当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には

評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(5) 防火知識の普及

消防本部は、防火意識の向上を図る。

ア 全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図る。

イ 住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災予防対策

(1) 防火に資する林道の整備

市、県及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

(2) 監視パトロール等の強化

市は、県及び関東森林管理局と連携して、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(3) 林野火災消火体制の整備

消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防本部は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防本部、市、警察、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 大規模事故の予防

1 鉄道事故対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねない。したがって、市は、日頃から東日本旅客鉄道(株)と、災害時の対応について協議を行うとともに、事故災害防止のため、日常の安全運行運転の確保、鉄道施設の適正な保守管理などの安全体制の保持について連携を図る。

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべて構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、臨時検査を実施する。

(2) 職員の配備体制

東日本旅客鉄道(株)の体制に基づき関係職員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関等との連絡体制を緊密にする。

(4) 避難誘導体制

災害時、利用者の見やすい場所(改札口等)に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、臨時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 帰宅困難者の誘導

事故災害発生時に、復旧の目途がつかない場合に、帰宅困難者が発生すると予測される場合又は災害が発生した場合は、速やかに市に連絡をし、対応策を講ずることが出来るよう、日頃から情報の共有と関係強化に努める。

(6) 防災訓練の実施

東日本旅客鉄道(株)は、事故災害発生時に、適切な措置が実施できるよう、防災訓練を適宜実施する。

(7) 連絡体制の保持

市は、平常時から東日本旅客鉄道(株)と連携して、災害時の連絡通信要領について徹底しておく。

2 道路災害予防計画

国、県等の道路管理者(以下、「道路管理者」という。)及び防災関係機関は、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を未然に防止し、車両、自転車歩行者及び周辺住民等の安全を確保するため、道路管理、保全に努めるため次の施策を実施する。

(1) 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

(2) 異常現象の発見及び情報提供

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3) 予防対策

道路交通のための情報の充実

ア 道路管理者は、気象庁による気象情報等を有効に活用できる体制を整備するものとする。

イ 道路管理者は、道路のパトロールを実施するなど、車両等の安全な通行を確保するための情報収集に努めるものとする。

ウ 道路管理者、県警察本部及び警察署は、道路施設等に災害が発生するような異常が発見された場合、速やかに道路利用者にその情報を提供できる体制の整備を図るものとする。

(4) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検・調査を行い、防災強度等道路の現況を把握し、補修等の対策工事必要箇所を指定して道路の整備を推進するものとする。

イ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

ウ 道路管理者は、道路における事故災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

(5) 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、落下物、倒壊物及び危険物等の流出時に的確な活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

(6) 防災体制の確立

ア 道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備に努めるものとする。また、併せて民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

イ 道路管理者は、災害時にその応急対策に当たる組織を定めるとともに、職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

ウ 道路管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

エ 道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(7) 防災訓練の実施

道路管理者は、事故災害発生時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、次のような防災訓練を適宜実施あるいは県や市町村等が実施する防災訓練に参加するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 通行の禁止又は制限の実施基準

道路管理者は事故災害等の発生を未然に防ぐため、通行の禁止又は制限の実施基準を定めるとともに、通行の禁止又は制限を実施する場合は警察本部(警察署)及び関係機関に必要な通知等を行い、点検等を実施するものとする。また、点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がなくなった場合は、速やかに解除するとともに警察本部(警察署)及び関係機関に必要な通知等行うものとする。

第7節 文化財災害予防

火災、風水害、地震等の災害から文化財を守るため、市教育委員会は、消防、警察等の関係機関と協力し、所有者、管理団体に対し、次の事項を指導、実施するものとする。

1 建造物の予防対策

- (1) 防火管理体制の指導
- (2) 環境の管理整頓の実施指導
- (3) 火災危険箇所の早期発見及び改善指導
- (4) 消火設備、警報設備の設置指導
- (5) 避雷装置の設置指導
- (6) 消防用水の確保及び消防自動車の進入道路確保指導
- (7) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (8) 防火塀、防火戸の設置指導
- (9) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (10) 毀損等の事故防止措置の指導

2 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等は、極力耐火・耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。

3 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

- (1) 前記1・2と同様な措置を講ずる。
- (2) 災害時の土砂流出等による被害を防止するため、管理強化するよう指導する。

4 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

5 文化財の安全点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、文化財の安全を点検する。

6 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、管理している文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれがある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

7 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。また、災害時に文化財の廃棄や散逸を防ぐため、市内の文化財の所在について事前に把握できるよう努める。

8 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対

策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

9 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について、積極的に協力するものとする。その際は災害時の文化財の救出、応急修復について、群馬県、近隣の文化財レスキュー団体(群馬県歴史資料継承ネットワーク)等に協力を求める。

【関係資料】資料編 指定文化財一覧表

第8節 雪害の予防

市及び関係機関並びに関係団体は、大雪等に伴い発生する交通障害等の都市機能を阻害する要因を除去し、集落の孤立を解消し、一人暮らし高齢者等に対する除雪支援をするとともに住民への情報提供を実施することにより、安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 除雪体制の整備

大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、藤岡土木事務所及び国土交通省高崎河川国道事務所、維持管理業者と調整したうえで、次の事項を定めておくものとする。なお、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

ア 国道、県道及び市道を効率的に除雪するため、維持管理業者と協議し、除雪する割り当て地域を決めておくなどによる除雪体制について定めておく。

イ 一定以上の降雪が予測される場合に重機オペレーターを事前に出勤させておくなどの体制整備を依頼する。

ウ 除雪体制が不足する場合には、水道業者や造園業者などの道路除雪が可能な業者を調査し、除雪体制を確保する。

エ 市の依頼により、市民等の保有する農業機械等を使用した除雪作業に対しては、機械借上料等として支援できる考えを整理しておく。

オ 排雪場所を事前に定め、道路管理や河川管理者と協議し決定しておく。

カ 融雪剤を一定量備蓄しておく。

3 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備

大雪時には一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯や母子家庭等個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、更には県や市による対応も必要となってくることから、平時から大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

4 市民に対する大雪時の留意事項の周知

市は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、市民に対し、第3章1節「防災知識の普及・啓発」に加え、以下の留意事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 大雪時には次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 計画的・予防的な通行規制

ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。

エ 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。

オ エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

キ 屋根の雪下ろしは安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で

作業を行うなど留意する。

- ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等。
- ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- サ 協力しあって生活道路、歩道等を徐排雪する。
- シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

5 農業用施設の被害軽減

市は、大雪による農業用施設の被害を軽減するため、平成26年5月に群馬県が作成した「雪害に対する農業用ハウス強化マニュアル」等を活用し、農業協同組合等を通じて降雪時の管理方法等の周知に努める。

6 文教対策

(1) 通学路の確保

学校等の施設管理者は、通学路を確保するため、PTA等と連携した除雪体制の整備に努める。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設管理者は、校舎等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、進入路等を確保する。

(3) 落雪による事故防止

学校等の施設管理者は、校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずるとともに、降雪前に点検等を行う。

(4) 学校建物の雪害防止

学校等の施設管理者は、屋根の雪による施設内建物の倒壊を未然に防止し、施設利用者の安全を確保する。

第9節 火山災害の予防

火山災害対策については、県及び関係市町村が共同して検討に当たることとし、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。一部の火山現象については、発生後、短時間で火口周辺の居住地域に到達する可能性があることから、必要に応じ、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない自治体のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、「火山単位」の統一的な避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

1 関係火山の現況

活火山とは、火山噴火予知連絡会(事務局：気象庁)により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割に当たる110の活火山が分布しているが、本市に關係する活火山は、榛名山及び浅間山の2活火山である。なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として47火山が選定された。これらの50火山には浅間山が含まれ、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

2 治山・砂防施設の整備

治山・砂防事業実施機関(県、関東地方整備局、関東森林管理局)は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

3 火山防災協議会への参加

市は、県が設置する火山防災協議会へ参加し、火山ごとに、関係する国の機関、関係市町村、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平常時から噴火時等の避難などを共同で検討する。

また、火山防災協議会における検討を通じて県及び関係市町村と連携し、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するほか、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行う。

4 避難施設の整備等

(1) 退避施設の整備

市は、噴石降下危険区域について、退避壕等の退避施設の整備を図る。

(2) 避難所の整備

市は、火山災害時の避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等に努める。

(3) 避難路の整備

市及び県は、避難時間の短縮、避難路の安全性向上等を目的として、火山災害時の避難経路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

5 火山情報の伝達体制の整備

市は、火山情報伝達体制の整備に努める。

- (1) 臨時火山情報及び緊急火山情報を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておく。
- (2) 臨時火山情報、緊急火山情報及び避難指示等の内容を、住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備に努める。

6 避難誘導體制の整備

市は、国、県、消防、警察等と協議して、次の事項を定めた避難誘導計画の作成や、住民、観光客等の避難誘導訓練に努める。

- (1) 待機・準備の呼び掛け、避難指示等を行う基準
- (2) 待機・準備の呼び掛け、避難指示等の伝達方法
- (3) 避難所の名称、所在地
- (4) 避難経路及び誘導方法

7 火山災害の危険性の周知

県、関東地方整備局、前橋地方気象台は、ハザードマップの作成等に必要な火山災害の危険性に関する情報を市に提供する。市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知することに努める。

- (1) 広報紙等を活用して、予想される噴火(爆発)の態様と被害の内容を周知する。
- (2) 溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップを作成する。

8 避難所等の周知

(1) 広報等

避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項の周知に努める。

- ① 待機・準備の呼び掛け、避難指示等を行う基準
- ② 待機・準備の呼び掛け、避難指示等の伝達方法
- ③ 避難所の名称、所在地
- ④ 避難時の心得

(2) 案内標識の設置

- ① 避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置
- ② 案内標識の作成に当たって、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できる配慮

9 火山観測の充実

前橋地方気象台、関東地方整備局、県及び市は、相互に連携、調整し、震動観測、傾斜観測、遠望観測、GPS観測、現地観測等の実施に努める。また、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努める。

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 応急活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置

市内の観測地点で震度5弱以上の揺れを観測した場合は、地震発生30分以内に防災センターに災害対策本部を設置し、初動活動を開始する。

同様に鬼石総合支所にも災害対策本部鬼石支部を設置し、地域の情報収集を開始する。

1 災害対策本部設置の決定

市長(本部長)は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市内に震度5弱以上の地震を観測した場合② 震度に関わらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は被害が発生する恐れのあるとき③ その他市長が必要と認めたとき |
|---|

2 災害対策本部の設置場所

市は、災害対策本部を防災センター2階大会議室に設置する。

災害の状況により防災センターに設置できない場合は、総合学習センター又は市民体育館、その他の付近の市有施設に設置する。

3 廃止の決定

市長(本部長)は、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

市長(本部長)は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

5 災害対策本部の組織と編成

(1) 本部会議

ア 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。本部員は必要により、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

イ 警察署、消防本部、自衛隊へ連絡員の派遣を要請し、早期の一元化した活動を確立する。

ウ 社会福祉協議会へ連絡員派遣を要請し、状況の把握・災害ボランティアセンターの立ち上げ・協力体制構築の情報を入手して、早期の準備活動促進を図る。

エ 受援班と保健師班から連絡員を配置する。また、必要に応じ受援班長及び保健師班統括責任者は、会議に出席し現状を報告する。

オ 発災後は各部各班の情報共有のため、毎日定刻に情報共有ができるよう開催する。

(2) 職務の代理

市長(本部長)が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長(副本部長)がその職務を代理する。なお、副市長(副本部長)が不在のときは、総務部長が代理する。

(3) 本部事務局

本部事務局は災害対策班に設置し、事務局長は総務部長が兼務するものとする。

ア 本部事務局は、各種情報の管理、各部の状況の把握、防災活動の全般の調整、災害

対策本部員会議の運営並びに事務処理等を行うものとする。

イ 本部事務局長は、災害状況により随時、各部に対して事務局員の補充を行えるものとする。

ウ 本部事務局長は、応急対策活動を効果的に推進するために、本部事務局員と本部連絡員等との協議を行う本部事務局会議を随時招集する。

(4) 本部連絡員

ア 本部連絡員は、各本部員が指名し、本部事務局に配置するものとする。

イ 本部連絡員は、本部事務局に常駐し、災害対策本部員会議等での決定事項の各部への伝達及び各部の活動状況等を、本部事務局並びに災害対策本部員会議に出席中の各本部員へ報告するものとする。

ウ 本部長は、災害の発生するおそれがあるとき、又は災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(5) 連絡会議

各部各班が災害対策本部会議以外でも情報共有が図れるよう、本部事務局員と本部連絡員等との情報連絡会議を随時開催する。

6 災害対策本部鬼石支部

災害対策本部長は災害が発生し、又は発生する恐れのある特定の区域における災害対策の推進及び情報収集を図るため、鬼石総合支所に災害対策本部鬼石支部を設置する。

なお、災害対策本部鬼石支部の支部長は鬼石総合支所長とする。

7 現地災害対策本部

(1) 災害対策本部長は災害地が本部から遠隔の場合、又は本部と地方部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは当該区域内の市有施設等に現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

8 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、災害関係部長の協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 組織、編成

災害警戒本部の組織、編成は災害対策本部に準じて災害関係部長の協議の上、決定する。

9 災害対策本部の活動優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡

- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 消防機関が行う消火活動への応援
- ⑥ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑦ 避難受入活動
- ⑧ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑨ ライフラインの応急復旧
- ⑩ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑪ 社会秩序の維持
- ⑫ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑬ 災害広報活動(随時)
- ⑭ ボランティアの受入(随時)
- ⑮ 二次災害の防止(随時)

10 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

11 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

第2節 職員の非常参集

参集配備は自主登庁を基本とし、震度4＝初動体制、震度5弱・強＝警戒体制、震度6弱以上＝非常体制とする。登庁場所はあらかじめ決められた勤務先とする。交通障害が発生している場合は鬼石支部や最寄りの避難所に参集して初期活動を行う。

1 非常参集体制

動員体制は次のとおりとする。動員の際、総務部長は、市長(本部長)に諮り動員規模を指定する。

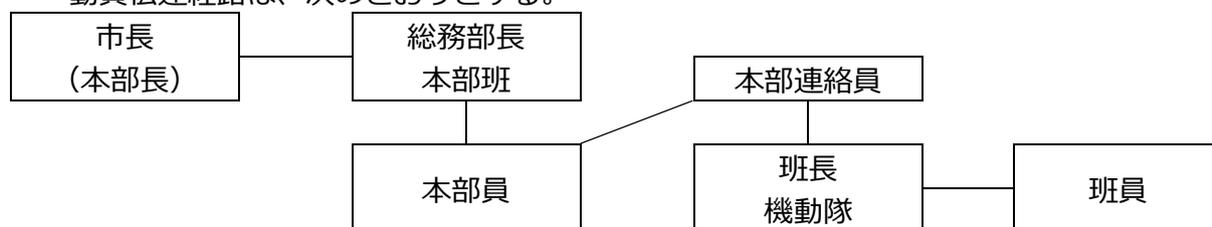
■動員体制

配備体制	基準	動員規模
初動体制	① 市内に震度4の地震が発生したとき(自主登庁) ② 震度に関わらず市内に小規模な災害が発生したとき	約3割の職員 ライフライン関係部署 農林業関係部署 市有施設の所管部署
警戒体制	① 市域に震度5弱の地震が発生したとき(自主登庁) ② 震度に関わらず市内に局地的な災害が発生したとき	約3～7割の職員 ライフライン関係部署 農林業関係部署 市有施設の所管部署 指定避難所開設職員
非常体制	① 市域に震度5強以上の地震が発生したとき(自主登庁) ② 震度に関わらず市内で大規模な災害が発生したとき	全職員

2 動員の方法

(1) 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりとする。



(2) 連絡方法

連絡網に沿って電話連絡で行う。また、メール配信システム(職員参集メール)により職員を参集する。

(3) 勤務時間内における動員

庁内放送等を通じて各班に動員を連絡する。

(4) 勤務時間外における動員

各部では、あらかじめ定めた連絡網により各職員へ連絡する。また、各職員は、インターネット、テレビ、ラジオ等からの気象情報に注意するとともに、メール配信による呼びかけにも意識を傾注しておく。なお、時間の余裕を見て、各課長は班員に電話連絡を行う。

3 動員配備場所

(1) 登庁場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。ただし、被害の状況により、本来の勤務場所に登庁することができない職員は、まず、最寄りの地域づくりセンターに登庁し、家族を含めた状況等を所属長に報告する。その後、通常の勤務場所へ移動できるまでの間は、登庁場所での業務の援助を行う。

第3節 機動隊動員計画

1 災害対策本部

ア 本部長は、災害が発生するおそれが認められるときは、必要に応じ機動隊員を招集するものとする。

イ 機動隊員は、緊急時における被災者の救助及び災害応急対策に従事する。

ウ 機動隊員は、各事務分掌のほか、機動隊の業務に従事する。

2 災害警戒本部

本部長が警戒状況に応じて機動隊の配備を行う。

3 機動隊の体制

ア 機動隊は、各部ごとにその人員数に応じた人数をあらかじめ選出しておき、隊を編成するときは各部の事務分掌を越えて臨機に編成するものとする。また、災害対応時には、その任務を解かれるまでの間、機動隊の業務を優先するものとする。

イ 機動隊は、緊急時における情報収集、被災者の救出救助、その他災害応急対策に従事するものとし、部に属さず、本部長の直接指揮下に置くものとする。

4 情報収集・連絡体制

機動隊は外に出ることも想定されるため、災害対応で集まった際には、即座に画像等を本部事務局に送れる体制を整えておく

第4節 広域応援の要請

大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。消防本部は県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、救助活動を実施する。

1 県への応援要請

市長(本部長)は、災害対策基本法第68条に基づき、知事に応援を要請する。

■要請事項

- ① 災害の状況
- ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- ⑥ その他必要な事項

2 県等への職員派遣の要請

市長(本部長)は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣の斡旋を求める。

(1) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員斡旋の要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(3) 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は他の市町村長に対し職員の派遣を求める。

■要請事項

- ① 派遣要請又は派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣要請又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他参考となるべき事項

(4) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し災害マネジメント統括支援員の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必要とする場合は、当該支援団体に対し災害マネジメント統括支援員の派遣を要請する。

3 他市町村への要請

(1) 応援の要求

市長(本部長)は、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村等に応援を要請する。また、災害対策基本法第67条に基づき、応援を求められた場合は、応急災害対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(2) 協定に基づく要請

市長(本部長)は、あらかじめ締結された協定に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

4 消防機関への要請

(1) 応援の要請

消防本部消防長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援の要請

消防本部消防長は、消防組織法第44条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

5 応援の受け入れ

(1) 受け入れ体制

市は、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を本部班・調整班に置く。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	第一会議室
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で飲料、物資等を手配する。

(2) 費用の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

6 撤収要請

市長(本部長)は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

県・自衛隊との通信連絡を保持し、必要性があると判断した場合には、直ちに(できれば1時間以内)に県に自衛隊の災害派遣要請を行う。

自衛隊との連携を図るため、本庁舎内に自衛隊連絡室を設置し、市役所又は市内の安全な場所に野営地を設置する。

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消防活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水及び入浴の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑫ 交通規制への支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊派遣の災害派遣要請に係る市の措置

市長(本部長)は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うものとするが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。この際、派遣三要素を満たしているかどうかを確認すること。なお、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

■要請事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項
例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
・必要な人員、連絡場所及び連絡責任者

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することに対して

- 1 公共性 : 公共の秩序を維持するという妥当性があること。
- 2 緊急性 : 差し迫った必要性があること。
- 3 非代替性 : 自衛隊の部隊が派遣される以外に、他の適当な手段がないこと。

■自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地）	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部 （相馬ヶ原）	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287 （当直長 2208） 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 （新町）	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

3 自衛隊の自主派遣

第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。

自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 自衛隊の受け入れ

市は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現場に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を受け入れ、情報の共有に努める。

■自衛隊の受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所本庁舎大会議室に設置する。
集結地候補地	総合学習センター 庚申山駐車場 市民ホール 中央公園 総合運動公園
ヘリコプター離発着場	烏川緑地、庚申山サッカー場 ほか適地

5 派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請をする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

6 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。
これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 宿泊施設の借上料② 宿泊施設の汚物処理費用③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金④ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用 |
|--|

第2章 情報収集・連絡及び通信の確保

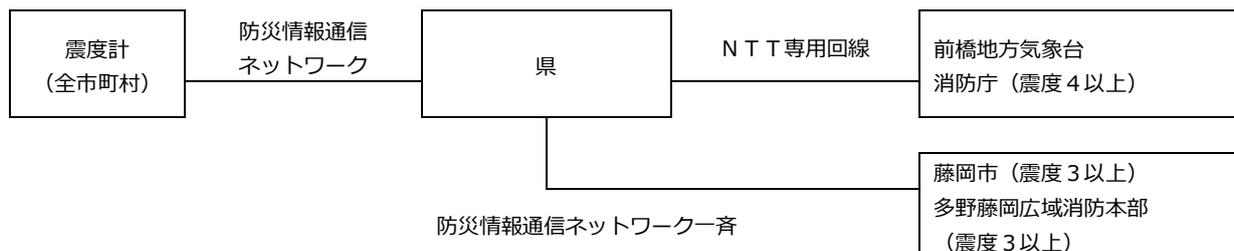
第1節 地震情報の収集・連絡

県・気象台から伝達される市内の震度情報を確認し、被害の集中する地区を推定することにより、被害が判明する前に初動活動がとれるよう震度情報を的確に把握する。

1 震度情報の把握

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、市に伝達する。



(2) 緊急防災情報震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の「防災気象情報提供システム(専用線)」、補助伝達手段としての「防災気象情報提供システム(インターネット)」により県その他の機関に伝達する。

藤岡市及び多野藤岡広域消防本部へは、防災情報伝達システムにて伝達される。

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

県は、NTT回線の途絶により藤岡市に震度情報及び地震情報が伝達できない場合は、県防災行政無線で伝達する。

2 震度情報の伝達

市は、県及び前橋地方気象台から伝達された震度情報を、ファクス、優先電話、衛星携帯電話等により支所等に伝達する。

第2節 災害情報の収集・連絡

災害対策本部を設置した場合は、市役所防災センター大会議室を情報収集の拠点とする。地震発生直後は、登庁職員による参集途上の情報、テレビ・ラジオ等の情報を収集する。情報は災害対策本部に集約し、30分以内に第1報を県、国に報告する。

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

市は、次の方法で災害情報を収集する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努める。

- ① 登庁職員による参集途上の見聞情報
- ② テレビ、ラジオ情報
- ③ 職員巡回による情報
- ④ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの地域情報
- ⑤ 藤岡警察署、消防本部等からの情報
- ⑥ 藤岡郵便局からの情報
- ⑦ 協定業者からの情報

(2) 災害対策本部鬼石支部における情報の収集

災害対策本部鬼石支部は、当該地区の災害状況を収集・把握し、災害対策本部に伝達する。この際、「被害情報受信票」に基づき行うことに努める。

(3) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
人的被害 家屋被害	総務部、藤岡警察署、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防本部	総務部	藤岡行政県税事務所 危機管理課
火災	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	藤岡行政県税事務所 消防保安課
文教施設	市立…教育委員会 県立…県教育委員会	教育委員会	教育委員会
病院	福祉部 藤岡保健福祉事務所	福祉部	藤岡保健福祉事務所 医務課
社会福祉施設	福祉部	福祉部	健康福祉課
道路・ 橋りょう	高崎河川国道事務所 藤岡土木事務所 都市建設部	都市建設部	藤岡土木事務所 道路管理課
河川	高崎河川国道事務所 藤岡土木事務所	都市建設部	藤岡土木事務所 河川課

第3部 地震災害応急対策計画 第2章 情報収集・連絡及び通信の確保

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
砂防設備	利根川水系砂防事務所 藤岡土木事務所	都市建設部	藤岡土木事務所 砂防課
地滑り 防止施設	利根川水系砂防事務所 群馬森林管理署 藤岡土木事務所 藤岡森林事務所 西部農業事務所	都市建設部 森林環境部	藤岡土木事務所 砂防課 藤岡森林事務所 森林保全課 西部農業事務所 農村整備課
急傾斜地崩壊 防止施設	藤岡土木事務所	都市建設部	藤岡土木事務所 砂防課
清掃施設	森林環境部	森林環境部	西部環境森林事務所 廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者	企画部	危機管理課 交通政策課
水道	上下水道部	上下水道部	藤岡保健福祉事務所 食品・生活衛生課
電話	電気通信事業者	総務部	危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者	総務部	産業政策課
LPGガス	LPGガス事業者	総務部	消防保安課
電気	電気事業者	総務部	危機管理課
ブロック塀	都市建設部	都市建設部	藤岡行政県税事務所 危機管理課
農水産業	経済部	経済部	西部農業事務所 技術支援課 農村整備課 蚕糸園芸課 農業構造政策課
林業	森林環境部 藤岡森林事務所	森林環境部	藤岡森林事務所 林業振興課 森林保全課 林政課
商業・工業	経済部 商工会議所	経済部	藤岡行政県税事務所 経営支援課 地域企業支援課

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政事務所及び、県に報告する。

この際、藤岡行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、藤岡行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し、市

からの連絡に遺漏がないよう配慮する。応援の必要性については時機を逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)に連絡する。

具体的な報告方法は次による。

① 災害概況即報

災害を覚知後、30分以内に「火災・災害等速報要領」第4号様式(その1)により報告する。

② 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等速報要領」第4号様式(その2)「被害状況即報」により報告する。

報告の頻度は次による。

ア 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

③ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

市は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防等における災害情報の連絡

消防は把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したとき又は管内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

平日(9:30~18:30) 応急対策室	NTT回線: TEL03-5253-7527 Fax: 03-5253-7537
休日・夜間(上記以外) 宿直室	NTT回線: TEL03-5253-7777 Fax: 03-5253-7553

第3節 通信手段の確保

地震発生時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は衛星携帯電話、災害時優先電話により本部、支所、現場との連絡手段とする。

1 災害対策本部の通信手段

災害時には、次の通信施設を活用する。

市は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
衛星携帯電話	災害対策本部～山間地区長、支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員

2 災害時優先電話の利用

市は、災害時の救援、復旧等に必要重要な通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備、	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	
第79条	(第57条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助、災害の援助、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線非常通信協議会に無線通信の発受を依頼する。

(4) 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話(株)等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3章 被災者等への的確な情報伝達活動

第1節 広報活動

地震発生直後から、ふじおかほっとメール、SNS、災害情報共有システム(L-ALERT)、広報車等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページで情報の掲示や災害広報の発行などを行う。

自主防災組織(町内会)連絡網等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。

通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うため、SNSを積極的に活用する。

外国人への支援として、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、災害時外国人支援ボランティア、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

1 広報活動

市は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。特にホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ふじおかほっとメールによる配信 ② ツイッター等、SNSの活用 ③ ホームページによる掲示 ④ Lアラート(災害情報共有システム) ⑤ データ放送(dボタン) ⑥ 防災ふじおかボイス ⑦ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール ⑧ 自主防災組織(町内会)連絡網 ⑨ 広報車による巡回放送 ⑩ 避難所、公共施設等の掲示板 ⑪ 災害広報紙等の発行 |
|---|

(2) 広報内容

■広報内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害発生直後(災害発生時～3日目まで) <ul style="list-style-type: none"> ① 避難指示等 ② 災害の発生状況 ③ 余震、がけ崩れ等に関する情報 ④ 災害対策本部の設置 ⑤ 安否情報 ⑥ 被害状況の概要 ⑦ 避難所等の情報 ⑧ 救援活動の状況 ⑨ 二次災害防止に関する情報 ⑩ 災害応急対策の実施状況 ⑪ 医療機関の活動状況 ⑫ 水・食料等の物資供給状況 ⑬ ボランティア受け入れ情報 |
|--|

<p>⑭ 伝言ダイヤル等の周知</p> <p>2) 生活再開時(災害発生4日目～10日目)</p> <p>① ライフラインの被害状況と復旧見込</p> <p>② 仮設住宅の設置、入居の情報</p> <p>③ 生活必需品の供給状況</p> <p>④ 道路・交通情報</p> <p>⑤ 医療情報</p> <p>⑥ 教育関連情報</p> <p>⑦ 災害ごみの処理方法</p> <p>⑧ 相談窓口の開設状況</p> <p>⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信(災害規模、被害総額等)</p> <p>3) 復興期(災害発生から10日以降)</p> <p>① 罹災証明・義援金の受付手続情報</p> <p>② 各種減免措置等の状況</p> <p>③ 各種貸付け・融資制度情報</p> <p>④ 復興関連情報</p> <p>⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信(復興状況等)</p>
--

2 避難所での広報活動

市は、避難所担当と連携して広報を行う。広報に当たっては、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難所での広報

- | |
|---|
| <p>① 災害広報紙等の配布</p> <p>② 避難所掲示板の設置</p> <p>③ 避難所自治組織による口頭伝達</p> |
|---|

3 災害時における要配慮者への広報

市は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。また、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、災害時外国人支援者及び通訳ボランティアによる外国人への心の寄り添いや相談、広報などを実施する。

4 情報入手が困難な者への配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう配慮する。

5 報道機関への発表

(1) 記者発表

市は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

市は、報道機関からの取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入り、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

第2節 広聴活動

1 市民相談

市は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談等要望に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

■相談窓口の内容

- | |
|--------------------------|
| ① 罹災証明（被災家屋調査等） |
| ② 仮設住宅等 |
| ③ 家庭動物関係（家庭動物、死亡獣畜、放浪動物） |
| ④ 仮設トイレ |
| ⑤ 義援金（義援金受入） |
| ⑥ 学校関係 |
| ⑦ 公共交通機関情報（バス輸送、電車情報等） |
| ⑧ 生活資金等 |
| ⑨ 苦情受付 |
| ⑩ その他相談 |

2 安否情報の提供

市は、県とともに被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急処置の支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて被害を受けるおそれがあるものが、含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するものとする。

第4章 二次災害の防止活動

地震発生後3時間以内に道路パトロールを行い、土砂災害危険箇所、河川、橋梁、排水路等の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行う。

余震等による建物の二次災害を防止するため、3日目までに被災住宅の危険度判定を開始し、10日目までに完了する。また、造成地等の宅地の危険度判定も同様に実施する。

危険物による二次災害を防止するため、地震発生12時間までに危険物を扱う事業所の被災状況を把握し、必要な措置をとる。

第1節 二次災害の防止活動

- 1 市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- 2 前橋地方気象台は、応急活動を支援するため、余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

第2節 水害・土砂災害対策

- 1 緊急点検
河川管理者、農業用排水施設管理者、その他のダム、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。
- 2 警戒避難等
上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事などの応急対策を行うとともに、必要に応じて避難対策を実施する。

第3節 建物・宅地対策

- 1 被災建築物の応急危険度判定
 - (1) 応急危険度判定実施本部の設置
市は、災害対策本部に応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、判定ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。
 - (2) 応急危険度判定の実施
判定は、被災状況を調査の上、判定を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。
判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人 日本建築防災協会）」に基づき目視点検により行い、判定の結果は「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口等わかりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。
- 2 被災宅地の危険度判定
 - (1) 危険度判定実施本部の設置
市は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、判定ステッ

カー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために斜面造成宅地の危険度判定を行う。「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」による判定、「擁壁・のり面等被害状況調査/危険度判定票作成の手引き」による調査表の作成を行う。判定結果は判定ステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じる恐れのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立ち入り制限を実施する。

3 空き家等の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財保護部局と情報を共有するものとする。

第4節 危険物、有害物質等対策

1 緊急点検

危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

2 二次災害の防止

県、消防、警察署及び市は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立ち入り検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第5章 救急・救助、医療及び消火活動

第1節 救急・救助活動

被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織による自主的な初動対応を原則とする。救出活動は、72時間以内を目標として行う。多数の要配慮者、延焼火災の発生が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防救助隊の派遣を求め、活動に当たる。

1 住民・自主防災組織及び事業所による救助・救急活動

住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住宅の被災状況を確認し、住民同士や自主防災組織による被災者の救出、応急処置、初期消火等に努める。

救助・救急活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や藤岡行政県税事務所等の資機材の貸出しを受ける。なお、消防、警察等による救助・救急活動に協力する。

2 消防による救急・救助活動

消防本部及び消防団は、次により救急・救助活動を実施する。

(1) 救急・救助活動の原則

ア 地震発生後、直ちに救急・救助体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。

イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。

ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。

エ 重機類等資機材を有効に活用する。

オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(2) 活動要領

① 救助対象の状況把握

消防本部及び消防団は、次の事項について被災地域の情報を収集し、救助対象の実態把握に努める。

ア 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況並びに火災の延焼拡大に伴う危険度

イ 建築物の倒壊状況

ウ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域

エ 車両部隊の出動可否と通行可能道路

オ その他、救急・救助活動上必要な事項

② 救助活動

救助隊を編成し、被害状況及び火災発生状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

③ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の収容可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。

また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

④ 道路障害等により救急車が出動不可能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

⑤ 重機類の活用

協定に基づき、建設業協会等の重機の出動を求める。

3 応援要請

消防本部は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を申請するよう知事(消防保安課)に求める。

また、災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは積極的に受け入れる。

4 関係機関の連携

- (1) 消防本部、警察署、自衛隊は、救急・救助活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救急・救助、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及びかつ同調性、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。
- (4) 市は、市有地を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

5 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

6 資機材の確保

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。併せて、消防団員等、災害現場で活動した者についても、惨事ストレスチェックなど、精神的ケアを十分に施すことに留意する。

第2節 医療活動

地震発生から必要に応じて救護所を設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行う。重傷者は、災害拠点病院に搬送する。救出場所から救護所までの搬送は、消防及び住民、自主防災組織によって搬送し、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて搬送することを原則とする。

1 医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関(公的・民間)は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し医療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に万全を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受け入れができなくなった場合、又はその設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転院先の検討に当たっては、群馬県広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 医療体制

市は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防本部、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

(2) 救護所の設置

市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみで対応できない場合には、救護所を設置する。救護所の設置予定箇所は現場に近く、安全を確保できる地域等とし、必要に応じて設置する。

(3) 救護班の派遣

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班(災害派遣医療チーム：群馬DMAT)等の派遣を要請する。

(4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

■ 救護所での活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 傷病者の応急手当 ② 負傷者の傷害等の程度の判別(トリアージ) ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ④ 転送困難な患者に対する医療の実施 ⑤ 死亡の確認 ⑥ 緊急時の助産 |
|---|

3 医療施設の確保及び搬送

(1) 医療施設の確保

市は、重傷者を救急告示病院又は災害拠点病院に受け入れするよう要請する。

(2) 医療施設への搬送

救護所から市内の救急告示病院又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、ヘリコプターの搬送を県、自衛隊に要請する。

■救急告示医療機関及び災害拠点病院

救急告示医療機関	藤岡市国民健康保険鬼石病院、公立藤岡総合病院、光病院、三思会くすの木病院
災害拠点病院	基幹災害拠点病院：前橋赤十字病院 地域災害拠点病院：公立藤岡総合病院

4 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - ② 自己完結型の救護チームの派遣
 - ③ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ① 相互に密接な情報交換
 - ② 必要に応じた他の医療機関等への協力要請
 - ③ 傷病者の振り分け
 - ④ 救護チーム派遣の共同実施

5 群馬DMATの活動

- (1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として次の活動を行うものとする。
 - ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
 - ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
 - ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
 - ④ 他の医療従事者に対する医療支援
 - ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

6 被災者のこころのケア対策

- (1) 市は、県(障害政策課)、関係機関、関係団体等と連携し、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため以下の活動を行う。
 - ① 心の健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - ② こころのケア対策現地拠点の設置
 - ③ 精神科医療の確保
 - ④ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の受け入れ
 - ⑤ こころのホットラインの設置と対応
 - ⑥ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣するよう努めるものとする。
- (3) 市は、必要に応じて県を通じ、国(厚生労働省)及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の編制及び協力を要請する。

7 医薬品及び医療資器材の確保

- (1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合は、薬剤師会等に要請する。市での調達が困難なときは、県(薬務課、薬事・血液係)に要請する。
- (2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要

に応じて市民への献血の呼びかけを行う。

8 慢性疾患患者等への対応

市は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者等の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

第3節 消火活動

通報、ヘリコプター、避難場所からの情報により、可能な限り迅速に情報を収集し、消防隊を編成して消火に当たる。火災情報により市の消防力では対応することが困難な場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動に当たる。

1 住民・自主防災組織及び事業所による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力する。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

2 消防による消火活動

(1) 地震火災の原則

ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先する。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(2) 活動要領

ア 火災状況の把握

消防本部は、119番・110番通報、火災現場からの情報、市からの情報、ヘリコプターからの情報等を総合して火災発生状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

イ 応援要請

消防長は、自己の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき広域応援を求める。また、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1節 交通の確保

地震発生後3時間以内に所管道路のパトロールを開始し、24時間以内には、県・国管理の道路を含めて市内の主要な道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。

48時間以内に緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。ヘリコプターによる輸送に対応するため、地震発生から3時間以内に候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び警察署に連絡する。

2 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

警察は交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

市は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、警察署にその旨を連絡する。

3 災害対策基本法に基づく車両の移動

(1) 警察による措置

ア 警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置を取るよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ 上記アの命令を受けた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。

ウ 県公安委員会(警察本部・警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者による措置

被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがある場合において、市は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、通行の妨害となる放置車両対策を実施し、交通の確保を図る。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、市は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

- ① 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。（災害対策基本法第76条の6第1項）
- ② 運転者の不在時等は、市の措置により車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の6第3項）【例】ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要があるとき、市は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。（災害対策基本法第76条の6第4項）【例】沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

市は、上記アの②又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、県(道路管理課)・市に対し、知事は市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。（災害対策基本法第76条の7）

4 道路啓開等

道路管理者は、所管する道路について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に道路啓開等を行い、道路交通の確保を図る。市は、市管理道路について、消防署、警察署及び自衛隊と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

地震が発生したときは、業者及び職員によりパトロールを行い、主要な道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動を依頼して道路啓開を実施し、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 放置車両等の対応

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、上記「3 災害対策基本法に基づく車両の移動」による措置を行う。

(4) 道路・橋梁等の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

5 ヘリポートの確保

市は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

① 烏川緑地	② 藤岡総合運動公園	③中央公園	他適地
--------	------------	-------	-----

6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道(株)は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、市に連絡するとともに応急復旧を行う。

7 バス交通の確保

市は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

8 輸送拠点の確保

市は、輸送拠点を確保するために、運動場やその他の民間事業者の管理する施設等、災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。市は、緊急輸送道路ネットワーク、被害状況等の状況を考慮して、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理するとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

■市物資集積拠点開設予定場所

藤岡市防災公園	道の駅らん藤岡	みかぼみらい館	多野藤岡農業協同組合（協定締結）	等
---------	---------	---------	------------------	---

第2節 緊急輸送

発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とした輸送によるものとし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。また、被災者の輸送が必要な場合は、バス事業者に運行を要請する。

地震発生後3時間以内に、市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出、申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

1 緊急輸送の原則

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

① 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要情
報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、及び物資

② 第2段階

- ア ①の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

③ 第3段階

- ア ①、②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

市は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

市は、市有車両では不足が生じる場合は、応援協定に基づき民間事業者から車両を確保するほか、(一社)群馬県トラック協会又はその他の民間事業者に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

市は、必要な燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

(2) バス輸送の確保

市は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

(3) 鉄道輸送の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(4) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が有効な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

① 第1順位の対象車両

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- エ 医療機関に搬送する重傷者
- オ 交通規制に必要な人員、物資

※これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

カ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資

キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員、物資

※これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

② 第2順位の対象車両

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

※これらを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

③ 第3順位の対象車両

- ア 災害復旧に必要な人員、物資
- イ 生活必需品

※これらを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

市は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両使用申出書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公平委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊

急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

第7章 避難受入活動

第1節 避難誘導

地震発生後の避難誘導は、地域の自主防災組織、自治会が中心となって誘導する。特に、要配慮者の支援を優先的に行う。地震による延焼火災、危険物の漏出、土砂災害の発生等、二次災害の危険がある場合は、避難指示等の発令、警戒区域の設定を行い、住民の安全を確保する。

1 避難の方法

(1) 避難のための立ち退き(災害対策基本法第60条第1項)

市長又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を発令する。

(2) 緊急に安全を確保するための措置(災害対策基本法第60条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、「避難のための立ち退き」を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の「緊急安全確保措置」を指示するものとする。

2 避難指示等

(1) 待機・準備の呼びかけ、避難指示等の発令

ア 市長の指示を受けた者又は法令により権限を有する者は住民の生命、身体及び財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに待機・準備の呼びかけ、避難指示等を発令する。

イ 市は、市民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

ウ 市は、災害対策本部の置かれる防災センター等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を代替庁舎において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

オ 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。

カ 市は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ待機・準備の呼びかけと併せて指定緊急避難場所の開設を指示し、市民等に対し周知徹底を図る。

キ 市長の他法令に基づき避難指示等を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を行うものとする。

ク 待機・準備の呼びかけ、避難指示等に係る「発令者」「措置」「発令する場合」は次表を基本とする。

■避難指示等の要件

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長	・高齢者等は危険な場所から避難 ・高齢者等以外も出勤等の外出を控えたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	災害の発生する恐れがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況のとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・立ち退きの勧告 ・立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れが高い状況で、特別な必要があると認められるとき。知事は市長がその全部又は大部分を行えないときに行う。
避難指示	知事及びその命を受けた職員、水防管理者 (水防法第29条)	・立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、ひとの生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で特に急を要するとき
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、ひとの生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で特に急を要し、警察官がその場にいれないとき
緊急安全確保	市長 (災害対策基本法 60条第3項)	・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし急を要すると認めるとき。
	警察官等 (災害対策基本法第61条)	・緊急安全確保の指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

(2) 避難指示等の伝達

市は、待機・準備の呼びかけ、避難情報を伝達する場合、ふじおかほっとメール、ツイッター等のSNS、ホームページ、Lアラート、防災ふじおかボイス、緊急速報メール、テレビ(dボタン)・ラジオ放送、広報車等の手段を用いる。

なお、避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域	② 避難を必要とする理由
③ 避難先	④ 避難時の携行品
⑤ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)	

(3) 関係機関への連絡

市は、避難情報を出した際は、その内容を速やかに県、消防署、警察署等の関係機関へ連絡する。

(4) 解除

市は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難指示等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

市民の避難誘導は地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網(町内会連絡網)を定めるなど、自主防災組織、町内会、民生委員児童委員協議会が災害の規模、状況に応じて、避難誘導體制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織、消防団、民生委員児童委員協議会等の地域の人たち
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網(町内会連絡網)を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(4) 新型コロナウイルスを含む感染症の患者等に対する情報提供等

ア 市は、保健所長から濃厚接触者の情報を知り得た場合は、自然災害が発生し、または自然災害の発生が差し迫った状況となり、避難が必要になったときに備えて、当該濃厚接触者に対し避難方法等の説明を行う。

イ 自然災害が発生し、又は自然災害の発生が差し迫った状況となり、自宅等の療養場所からの避難が必要になった患者等については、県において宿泊施設又は入院の調整を行うが、一時的に避難所へ避難することも想定されるため、市は、患者等が一時的に避難することも想定した避難所の感染症対策を講じる。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、ひとの生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、もしくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長もしくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は(1)の場合において、市長その他市長の職権を行うものが現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県、消防本部、警察署等の関係機関へ連絡する。

第2節 広域避難

災害が発生するおそれのある段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、当該避難者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所の管理者又は所有者等に通知するとともに、(1)により協議した市に通知するものとする。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理者又は所有者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受け入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、(2)の協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所の管理者又は所有者等に通知するものとする。

3 市町村による県外広域避難の協議等

- (1) 市は、2(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

- (3) (2)の報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。
- (4) 市は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理者又は所有者等に通知するとともに、県に報告するものとする。
- (5) (4)の報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

4 広域避難に係る助言

県は、市から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。また、県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求めるものとする。

5 広域避難の実施について

- (1) 県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 県は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第3節 避難所の開設・運営

地震発生後、30分以内に点検を行い、施設管理者、避難所開設担当職員、自主防災組織等の地域住民が避難所を開設する。

避難所の運営は、自主防災組織等が運営組織を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設等に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。

1 指定緊急避難場所の開設

市は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所を開設する。この場合、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 震度5強以上の地震が発生した場合、避難所開設担当職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、自主防災組織等の地域住民と協力し指定避難所を開設する。

また、施設の管理者、その他の指定避難所近隣職員等は、開設に協力する。

なお、避難所開設担当職員は、本部班(地域安全課)があらかじめ指定する。

イ 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の指定避難所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所開設担当職員は、指定避難所や避難者の状況を電話等により避難所の取りまとめ班(市民対応班)へ連絡する。市民対応班は避難所情報をとりまとめ、本部へ報告する。

(4) 関係機関への連絡

本部班は指定避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県、警察署、消防等に連絡する。

(5) 避難施設の情報発信

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS、ほっとメール等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の運営

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市民対応班は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。なお、避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として町内会や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織等は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。

避難所担当職員は、避難所自治組織の早期立ち上げの支援やボランティア等との調整を行う。

(2) 避難者等の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。特に、避難してきた要配慮者の情報の把握に努める。

また、自主防災組織等と協力し、指定避難所以外の場所に避難している在宅被災者等避難者の把握も行う。

(3) 避難者等への情報の提供

避難所担当職員は、住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供するように努める。

(4) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等に避難者からボランティアの協力を得る。また、避難所担当職員は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。

(5) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、市民対応班へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民対応班は、避難所に関する情報をとりまとめる。また、本部班は定期的に避難者受入状況を県に報告する。

(7) 新型コロナウイルスを含む感染症対策

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるように努めるものとする。

4 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所の各スペースを配置する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ 通信スペース
⑩ 授乳スペース	⑪ 女性用スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。

■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 特設公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具		

5 生活の支援

(1) 飲料水・食料・物資の供給

避難所担当職員は、飲料水・食料・物資について市民対応班を通じ本部班に要請する。
避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、巡回健康相談に従事する保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

市は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

6 良好な生活環境の確保

市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

(1) 受入する避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

ただし、避難者の状態や災害の状態等を鑑み、移動させるべきでないと判断できる場合には、当該避難所にて一時的に受け入れ、落ち着いたら調整する。

(2) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

(3) 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

(4) 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(5) 指定避難所自治組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

(6) 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

(7) 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防災組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

(8) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

7 要配慮者への配慮

市は、指定避難所に要配慮者の専用スペースを設けることや、要配慮者の特性に応じた応急物資を提供するなどの特段の配慮を行い、健康相談、医療機関への移送や社会福祉施設への入所、手話通訳、ホームヘルパー、介護ボランティアの派遣等の必要な措置をとる。
また、外国人の避難者に対し通訳の確保などの支援を行う。

8 男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努める。

(1) 指定避難所運営担当職員や保健師等に女性を配置する。

(2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

(3) 指定避難所内に更衣室や授乳室、入浴施設等のスペースを確保し、昼夜問わず安心して使用できるよう設置する。

(4) トイレは女性用、男性用を離れた位置に設置する。

- (5) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (6) 関係機関等と連携し、相談窓口を開設する。
- (7) 安全を確保するため、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

9 在宅避難者への配慮

在宅避難者は避難所にはいないかもしれないが、「一人の避難者」として認識し、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。また、情報提供に当たっても、在宅避難者への配慮に努める。

在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。

10 避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、都市建設部による応急仮設住宅の迅速な提供、市営住宅等の利用可能な既存住宅の状況を確認し、避難所の早期解消に努める。

第4節 応急仮設住宅等の供給

被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき地震発生から20日以内に仮設住宅の建設に着手し、住家を失った被災者に供給する。

また、仮設住宅だけでなく、地震発生から3日後には、市営住宅等の空室情報を提供するなどの支援を行う。

1 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

(1) 需要の把握

市は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の対象者

次のいずれかの条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者
生活保護法の被保護者及び要保護者
特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
上記に準ずる被災者

(2) 建設用地の確保

市は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、市の有資格業者名簿(工事)や協定締結団体等と緊急に請負契約し建設する。なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、市営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(5) 入居者の選定

市は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(7) 維持管理

市は、市営住宅等に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県や国、関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

(1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

(2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

4 市営住宅等のあっせん

市は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅等の空室状況の情報を提供する。

第5節 広域一時滞在

広域的かつ大規模な災害が発生し、被災地域外への広域的な避難、受入が必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域的避難を要請する。

1 県内の他の市町村及び相互応援協定締結自治体への広域一時滞在等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在及び応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合においては、当該市町村と直接協議する。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (3) 協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設(以下「公共施設等」という。)を提供するものとする。
- (4) 協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等の管理者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) 市は、(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 市は、必要に応じて県に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を代わって行うものとする。
- (3) 県は、協議先都道府県からの通知を受けたときは、速やかにその内容を市に通知する。
- (4) 市は、(3)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (5) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (6) 市は、必要に応じて県に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

第6節 県外、市外からの広域避難者の受け入れ

藤岡市以外の地域で広域的、大規模な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう体制を整備する。市役所本庁舎や地域づくりセンター、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制の整備に努める。

被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受け入れを実施する。

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

市は、広域避難者が多数想定される場合、県又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

市は、原則として県を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受け入れ可能な避難施設情報の把握

(1) 市は、受け入れ可能な施設の情報を各施設管理者等から収集する。なお、施設の所在地、受け入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受け入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。

(3) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受け入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

(4) 市は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。また、市営住宅等の空室等での受け入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

(1) 市は、県、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等、市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、広域避難者受入総合窓口を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県へ報告する。

(2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

(3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

5 避難所開設

市は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定し、避難所運営担当職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

また、開設した避難所について、県へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

6 広域避難者の受け入れ

- (1) 市は、県及び被災自治体と調整し、受け入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 市は、県又は被災自治体からの通知に基づく情報を市民対応班へ提供し、市民対応班はその情報を元に避難所を開設し、広域避難者受け入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。
- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体が行うこととするが、被災自治体の手配できない場合は、必要に応じ、財務部においてバス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

(1) 避難所担当職員の配置

市は、避難所を開設したときは、当該避難所に避難所担当職員を配置する。

(2) 広域避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

(3) 良好な生活環境の確保

避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。また必要に応じて自治組織を設置する等の措置により、自治の確立に努めるものとする。市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受入する避難者の人数は当該避難場所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、他の受け入れ可能な施設と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 水、食料その他生活必需品等の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関等の協力を得て防犯活動を実施する。

カ 要配慮者に配慮するとともに男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

(5) 広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

(6) 広域避難者への情報等の提供

市は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について広域避難者へ随時提供するものとする。なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

また、広域避難者が欲する情報を県や被災自治体等から収集し、適宜提供する。

8 応急仮設住宅等の提供

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げるなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。また、提供に当たっては、要配慮者の状況を勘案するなど、広域避難者の状況に応じた優先的な入居に配慮する。

9 小・中学校、高校等における被災児童・生徒の受け入れについて

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校、高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、県と協議を行い被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受け入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

市は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受け入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

市は、県及び被災自治体と協議を行い、被災自治体からの要請に基づき速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

第1節 飲料水の供給

地震発生後2時間以内に断水状況等の情報収集を行い、6時間以内に避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始する。3日までには1人1日3リットルの給水ができるようにする。

1 需要の把握

市は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

市は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資機材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

市は、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、水源が確保できない場合には民間会社の大型受水槽等を水源として使用できるように協力を要請する。

(3) 保存水の確保

市は、保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

市は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、水道工事業協同組合、日本水道協会等に要請し確保する。

(5) 給水拠点の周知・広報

市は、給水拠点を設定したときは、本部等を通じて市民へ広報する。

3 応急給水

(1) 優先給水

市は、断水地区の避難所、医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

市は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

- ① 病院・学校の受水槽への給水
- ② 給水車による避難所での給水
- ③ 消火栓の活用
- ④ 耐震性貯水槽による給水

住民へは、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には市で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て配布してもらうなどし、給水できるよう努める。なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■ 給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

第2節 食料の供給

食料は、地震発生から12時間以内を目途に供給を開始し、3日目以降は3食の供給に努める。その間は、家庭内備蓄による対応とする。8日目からは炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、町内会に要請して実施し、協定業者からのパン・弁当などと併用して供給する。

1 需要の把握

市は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握する。対象は避難所への避難者及び在宅の被災者を含むものとする。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■ 食料供給の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難指示等に基づき避難所に避難した人② 在宅で避難している人③ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人④ 孤立集落滞在者⑤ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人⑥ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑦ その他、食料の調達が不可能となった人 |
|--|

(2) 食料の確保

市は、備蓄食料、協定事業者から食料を確保する。協定業者から調達ができない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 政府所有の米穀等の調達

市は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、県を通じ、又は直接農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 食料の供給

(1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を当てる。また、市職員及び町内会、自主防災組織は、備蓄倉庫等に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者へ供給する。

(2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。また、必要に応じて食料集配拠点を設置する。

(3) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自治組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。

(4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給と併用して炊き出しを実施する。市は、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織等に炊き出しを要請するとともに、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

第3節 燃料の調達

地震発生後、市内の救急告示病院や緊急車両の燃料の状況を把握し、石油等の燃料供給事業者と連携を図り必要な燃料を確保する。

1 需要の把握

市は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握する。

2 燃料の調達

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うよう自然災害時における燃料等の供給協力に関する協定等に基づき群馬県石油協同組合及び県へ要請する。

第4節 生活必需品等の供給

地震発生後12時間を目途に避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。全国からの救援物資を受け入れるため、みかぼみらい館に集配拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

1 需要の把握

市は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含むものとする。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品等供給の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害により住家に被害を受けた人② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人 |
|--|

(2) 生活必需品等の調達

市は、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送する。孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自治組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

4 救援物資の受入・管理

(1) 集配拠点の設置

社会教育班は、救援物資の受け入れのため、物資集配拠点を設置する。

(2) 救援物資の受入

救援物資は、原則として個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

集積拠点では、社会教育班が施設管理者と協力して仕分け・管理を行う。人手が足りない場合にはボランティアに要請する。

第9章 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動

第1節 保健衛生活動

地震発生後、避難所を巡回し医療依存度の高い被災者の状況を把握する。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、避難所等の巡回医療を行う。インフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防措置等のため巡回健康相談を行う。

地震発生後に備蓄のトイレを設置し、12時間以内には県内市町村、下水道管路施設維持管理業者やレンタル会社などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、避難所に設置する。ごみの処理は2日以内に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

1 被災者の健康状態の把握等

(1) 巡回医療

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、巡回救護班を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、健康相談、精神科や歯科を含めた巡回医療を実施する。

なお、医師、保健師等が不足する場合は、県等に応援を要請する。

(2) 巡回健康相談

市は、保健師等により、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、感染症予防、エコノミークラス症候群、メンタルケア等の避難生活等に起因する疾病に関する情報の提供や予防措置を行い、その発症を未然に防止する。なお、保健師等が不足する場合には、県等に応援を要請する。

2 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、衛生状況を監視し、問題があるときは改善を指導する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

市は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及びレンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、100人に1基程度を基本とし、障害者等への配慮を行う。また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) 仮設トイレの管理

市は、仮設トイレの清掃及び消毒のための資機材、薬剤を提供し、使用者が行うように指導する。

(3) し尿の収集・処理

市は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

4 ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の処理

(1) 収集・処理の実施

市は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ゴミ排出量が多い場合は、可燃ごみを優先して処理する。収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努める。

また、災害広報紙等を通じて、ごみの分別など通常時のごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

(2) ごみ処理施設の確保

市は、市の処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

5 災害時における動物の管理等

市は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じる。

第2節 防疫活動

感染症や食中毒の発生を予防するため、避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県と連携し、必要な防疫活動を実施する。

1 防疫活動の実施

市は、県と連携し、又は指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施(感染症法第27条)
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
- ③ 指定避難所等の衛生保持
- ④ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- ⑤ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- ⑥ 患者等に対する二次感染防止等の保健指導

なお、自らの防疫活動が十分ではないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

市は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

- (1) 市は、県と連携し、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等の措置を講ずる。
- (2) 市は、県と連携し、関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。

■感染症

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

4 避難所における衛生管理

(1) 衛生指導

市は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

市は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

地震発生後、遺体安置所を設置し必要な資機材を準備する。警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の捜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。ただし、災害発生から3日以内は、救出の対象とし、3日を経過したものは、死亡したものと推定する。市は、相談窓口(市役所、支所)で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、警察署、消防本部等に提出し密接に連携をとる。

(2) 捜索の実施

消防・警察・自衛隊等の関係機関により捜索班を編成し、要搜索者名簿に基づき捜索活動を行う。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の受入

発見された遺体は、警察・消防・自衛隊の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に受入する。

3 検視・死体調査及び検案

警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

市は、検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市は、医師会、日赤救護班等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市は、市役所・支所等で死体(胎)埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。

また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第10章 被災家屋等に関する活動

第1節 家屋の解体・廃棄物の処理

被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活再建支援法に基づき、経済支援を被災者に対して行うので、市は、同法の申請受付を行う。災害発生後1週間を目途に受付窓口を設置する。

廃棄物の処理は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき分別処理を行う。

1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。市は、受付窓口を地域づくりセンター等に設置して、処理の申込み受け付けを行う。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理計画の作成

市は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「災害廃棄物処理計画」を作成する。

(2) 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、県と連携して公共用未利用地に仮置き場を設置し、廃棄物の処理を行う。その際は計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物は、分別等を行い適正に処理を行う。

第2節 被災住宅の応急修理等

住宅の応急修理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施する。

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が一部損壊又は半焼・半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

市は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。市は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

市は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受け付ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
- ④ 住家が半壊又は床上浸水した場合
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

市は、市所有の資機材を使用し、又は民間土木、建築業等に応援を要請して障害物を除去する。

第3節 環境保全

廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動をするとともに、環境監視体制を確立する。

1 不法投棄の監視

市は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙等を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

2 環境汚染の防止

市は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3部 地震災害応急対策計画 第11章 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第11章 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1節 社会秩序の維持

地震発生直後から被災地や避難所における安全を確保するため、警察、市、自主防災組織などが連携して、被災地のパトロール、避難所での不審者の通報など防犯活動を行う。

1 パトロール等の実施

警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

市は、警察や防犯協会と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

2 犯罪の取締り

警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する情報交換等

警察及び市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

地震発生直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

1 受給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、市は、これに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。

市は、県に協力して商工会議所等に要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、市は、県に協力して広報活動等を行う。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

第1節 施設、設備の応急復旧

1 施設、設備の応急復旧

- (1) 県、市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

第2節 公共施設の応急復旧

地震発生後6時間以内に救護所、避難所を優先に施設の判定を行い、3日以内に危険度判定を完了させ、災害拠点となる重要施設から復旧させる。

1 施設の緊急点検等

市は、道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

第3節 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第4節 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ① 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- ② 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

市は、地震発生後施設の被害状況を調査し、断水した避難所、病院に応急給水する。次いで、速やかに復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。

下水道施設は、地震発生後施設の緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路等を確保する。次いで、速やかに復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。

1 迅速な応急復旧の実施

市は、被災した浄水設備、水道管路、下水道管渠等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

市は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

市は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 上下水道関係機関相互間の応援

市は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

市は、水道の断水の状況や復旧の見通し、下水道の管渠や施設等の被害状況並びに復旧の見通し、更に被害による設備能力低下に伴う節水協力等について、住民に対し広報を行うものとする。

第6節 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置及びネット環境の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話等による「災害用伝言板」、「災害用伝言板(web171)」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

第13章 自発的支援の受け入れ

第1節 ボランティアの受け入れ

早急に復旧体制を確保できるよう、地震発生後24時間以内を目安に判断し、社会福祉協議会を主体とした災害ボランティアセンターを立ち上げる。市は、必要な資機材等の支援を行う。

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

■ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 避難所の清掃 ごみの収集・廃棄 高齢者、障害者等への介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 ボランティア受入窓口の開設

市及び社会福祉協議会は、相互に連絡・調整のうえ、「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

3 ボランティアニーズの把握

市、社会福祉協議会及びボランティア関係団体は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握する。

4 ボランティアの受け入れ

災害ボランティアセンターは、被災地を支援するNPO、ボランティア関係団体等と情報を共有し、被災者のニーズの把握と支援内容の調整及び連携に努め、併せてボランティア活動者の活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。なお、これらの運営は、ボランティア関係団体の協力により行われるように配慮する。市は、必要に応じて災害ボランティアセンターに情報連絡員を派遣する。

6 ボランティア活動の支援

市は、ボランティアが理解され、円滑に行われるよう、広報、内部通知等を用いて、被災者や職員等をはじめ、市内外に広くボランティア活動の内容を周知する。また、必要な資機材等の支援を行う。

第2節 義援物資・義援金の受け入れ

地震発生後速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れる。義援金は被災者に適切に配分する。

1 義援物資の受け入れ

(1) 義援物資受け入れ要否の判断

市は、地方公共団体や企業からの大口の義援物資供給の申出があったときは、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受け入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受け入れを決定した場合、市は、各避難所等について、受け入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(3) 受入機関の決定

市は、県と調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材を確保する。

(5) 受け入れ物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

市は、自らの判断により受け入れた物資についての配分先及び配分量を決めて配分する。なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。また、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかけることとする。

(9) 赤十字義援物資の受け入れ

市は、日本赤十字社群馬県支部に義援物資の供給を要請する。物資は、物資集積所で救済物資と同様に扱う。

2 義援金の受け入れ

(1) 義援金の募集

市は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 義援金の配分

市は、義援金募集・配分委員会で決めた配分基準より、被災者へ支給を行う。支給は、災害相談窓口などを通じて手続きを行う。

第14章 その他の災害応急対策

第1節 要配慮者への災害応急対策

市は、避難行動要支援者について、地震発生後、地域の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し受入するなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。

社会福祉施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、市は、可能な限り避難や介護支援等を行う。

1 災害に対する警戒、情報提供

- (1) 市は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。
- (2) 市は、二次災害の危険等から総合的に判断して避難指示等の発令を行い、必要に応じた警戒区域の設定を行う。
- (3) 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるようほつとメール等のあらゆる手段や方法を講じる。
- (4) 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。

2 避難支援

避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用するなどして自主防災組織等の地域住民が、地域ごとに避難行動要支援者に必要となる支援の内容を確認し、災害時の避難誘導、救助活動等に活用することにより避難支援等関係者が避難を支援する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した避難支援

避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、安全確保に努めながら安否確認や可能な範囲での避難の支援に努める。

(2) 要配慮者の避難生活における配慮

避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の迅速な派遣に努める。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うよう努める。また、物資や人材等に不足が生じる場合、福祉部は県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。

(3) 社会福祉施設等への要請

市は、避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者について、要配慮者利用施設への緊急入所等の対応を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請する。

3 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認等が迅速に行われるように努める。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援に当たる大前提として本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることとし、支援については、地域の実情や災害の状況に応じて、十分に安全確保に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

5 避難所等での支援

(1) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、災害緊急連絡網(町内会連絡網)の活用、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により、情報を随時提供する。

(2) ニーズの把握及び支援の実施

市は、民生委員児童委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、保健師等により、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、そのニーズに応じ、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスの提供等の支援を実施する。

(3) 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

6 要配慮者利用施設管理者等の安全確保

(1) 避難及び生活支援

要配慮者利用施設の管理者は、利用者の安否を確認し、利用者の救助及び避難誘導等の必要な措置を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

(2) 他施設への緊急入所等

要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し、入所先のあっせんを要請する。

7 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、災害の危険性等の地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

第2節 農林業の応急対策

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

県は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病害虫の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病害虫の防除

市は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。また、県は、緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

(3) 転換作物の導入指導

市は、県と協力し、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

市は、県と協力し、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、市及び県は、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。

3 水産関係

県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。

4 林産関係

県と連携し、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

第3節 学校等の応急対策

在校(園)中に地震が発生した場合は、24時間以内に保護者に連絡し引き渡しを行う。登下校中の場合は、4時間以内に安否を確認する。夜間休日の場合は、8時間以内に全員の所在を確認する。地震発生後2日目には、施設の被害状況等を把握し、1週間を目途に授業が再開できるように、施設の復旧、避難スペースとの調整を行う。

1 地震情報の把握

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報を把握する。

2 学校施設等の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎等の損壊状況を確認し、学校施設等の安全性を点検する。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

3 園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、園児・児童・生徒の在校(園)時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児・児童・生徒を安全な場所に移動させる。傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。園児・児童・生徒を下校させる場合は、学校等で保護し保護者への引き渡しを行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、園児・児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎等が被災したため授業を実施できなくなった場合は、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、地域づくりセンター等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教育委員会は教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、県教育委員会と協議し代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童及び生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

(4) 授業料の免除

市は、被災により授業料の減免が必要と認められる園児・児童・生徒については、条例等に基づき授業料の減免を行う。

(5) 学校給食

市は、施設の被害、燃料、食材等の不足により給食が提供できない場合は、休止又は代替措置として応急給食を実施する。

(6) 避難場所との関係

学校等が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。授業を再開する場合は、教育場所と避難場所とを区分するように調整を行う。

6 幼稚園・保育所等の対策

(1) 園児の応急措置

ア 安全の確保

幼稚園・保育所等では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。園舎等に危険がある場合は、消防等と連携の上、園外の安全な避難所に避難誘導をする。また、保護者の迎えがない場合は、園児を保護する。

各園(所)長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて市に報告する。

イ 園児等の安否確認

地震発生後、園(所)長は、災害用伝言ダイヤル(171)を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

(2) 応急幼児教育・保育

市は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において幼児教育・保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所等を設け幼児教育・保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所等や近隣の保育所等で幼児教育・保育する。また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、幼児教育・保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置をとる。

第4節 文化財の災害応急対策

地震発生直後は、負傷者の対処をし、利用者・観覧者等を安全な避難場所に誘導する。その後、文化財の被害状況を調査し、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

1 地震情報の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努める。

2 文化財の安全点検

市は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で文化財の損壊状況を確認するとともに、安全を確保し点検する。また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、管理している文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に地震が発生した場合、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。また、災害時に文化財の廃棄や散逸を防ぐため、市内の文化財の所在について事前に把握できるよう努める。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市に連絡するものとする。

6 応急修復

文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施す。

市は、応急修復について文化財の所有者・管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。その際は災害時の文化財の救出、応急修復について、群馬県、近隣の文化財レスキュー団体(群馬県歴史資料継承ネットワーク)等に協力を求める。

第5節 金融事業及び郵政事業の災害応急対策

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずる。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

- ① 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。
- ② 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。
- ③ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとる。
- ④ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局(前橋財務事務所)は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し次のような非常金融措置をとるよう、あつせん、指導等を行う。

- ① 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。
- ② 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除

- ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6節 災害救助法の適用

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めるときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	同法施行令における該当条項
市内の住家が滅失(り災)した世帯数	市80世帯以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	県1,500世帯以上	第1条第1項第2号
	市40世帯以上	
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	県7,000世帯以上	第1条第1項第3号
	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合	知事が厚生労働大臣と協議	第1条第1項第4号

※ 第1項第3号に係る事例

災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

※ 第1項第4号に係る事例

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に存在する者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流出)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算する。

■災害救助法の適用基準

滅失住家1世帯	全壊(全焼・流出)住家	1世帯換算
	半壊(半焼)住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼(全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、

	具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の50% 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家の半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで退席したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- ① 受入施設(避難所及び応急仮設住宅)の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害に係った者の救出
- ⑥ 災害に係った住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

6 適用手続き

市は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。また、知事は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知するとともに公示する。

第7節 動物愛護

災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とし、原則として一般避難所屋内生活場所への家庭動物の同伴は禁止とする。家庭動物と同伴避難を行う場合には、市が指定する施設においてのみ可能とし、家庭動物の飼養については自己責任において行う。県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。

1 家庭動物対策

(1) 動物救護本部の設置

県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策を実施する。市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の受入・治療・保管
- ③ 放浪動物の受入・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 避難所における広報

避難所における生活場所への家庭動物の持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。

(3) 他の動物救護本部との連携

県動物救護本部及び他市町村と次の連携を行う。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 動物の応急保護受入施設設置のための調整等
- ③ 被災者の家庭動物の状況についての情報提供

(4) 家庭動物救護所開設の支援

県、獣医師会及び動物愛護関係団体により家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。

(5) 飼養者の対応

家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡した家庭動物等が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

3 死亡動物への対応

市は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は、必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し県の指導により適正な処理を行う。

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者には、帰宅に必要な各種情報を提供する。また、藤岡駅・北藤岡駅での帰宅困難者には、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者と連携した対応を行う。

1 情報の提供

市は、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に必要な被害状況や交通状況等の情報提供を行う。

2 帰宅困難者の支援

市は、帰宅行動を支援するため、可能な範囲で飲料水・食料・地図を配布する。また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設(市庁舎等)に誘導するよう鉄道事業者に伝達する。

第9節 孤立対策

1 孤立地区の把握

市は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出する。

2 ヘリコプターの要請

市は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。また、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

3 救助活動

市は、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。

要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、消防と協力し救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業に当たる。

(3) 傷病者の救出

傷病者について最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。また、傷病者が多数いる場合、救護班を現地に派遣し対応する。

(4) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(5) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

市は、道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(6) 道路の応急復旧

市は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第4部 風水害等応急対策計画

第1章 応急活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置

風水害による被害状況に対応して、災害対策本部を立ち上げ、初動活動を開始する。必要に応じて、鬼石総合支所に災害対策本部鬼石支部を立ち上げ、地域の情報収集を行う。

また、活動に当たっては、災害の態様、規模等に応じ、事務を振り分け全庁的に対応する。

1 災害対策本部設置の決定

市長(本部長)の指示を受け、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- ① 市内に大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。
- ② 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について全庁的な対応が必要な場合。
- ③ その他市長(本部長)が必要と認めるとき

2 災害対策本部の設置場所

市は、災害対策本部を防災センター2階大会議室に設置する。災害の状況により防災センターに設置できない場合は、本庁舎又は総合学習センター、市民体育館、その他の付近の市有施設に設置する。

3 廃止の決定

市長(本部長)は、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

4 設置・廃止の通知

市長(本部長)は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

5 災害対策本部の組織と編成

(1) 本部員会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。本部員は、必要によりそれぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出する。

(2) 職務の代理

市長(本部長)が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長(副本部長)がその職務を代理する。なお、副市長(副本部長)が不在のときは、総務部長が努めるものとする。

(3) 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、資料編事務分掌のとおりとする。また、災害の様態、規模等に応じて、全庁で事務を振り分け災害対応に当たる。

(4) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、災害対策本部室に待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

6 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、災害関係部長の協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 組織、編成

災害警戒本部の組織、編成は、災害対策本部に準じて災害関係部長の協議の上、決定する。

7 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、人数がそろわない中で活動することもあるため、災害対策本部の活動に優先順位をつけておく必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡
- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥ 避難受入活動
- ⑦ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ ライフラインの応急復旧
- ⑨ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩ 社会秩序の維持
- ⑪ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑫ 災害広報活動(随時)
- ⑬ ボランティアの受け入れ(随時)
- ⑭ 二次災害の防止(随時)

8 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。また、全庁的に対応する必要があるため、すべての職員は災害対策本部の指示に従い、行動する。

9 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

第2節 職員の非常参集

風水害による被害状況に対応し、災害対策本部等を設置し、初動活動を開始する。登庁場所は、あらかじめ決められた勤務先とする。交通障害が発生し、登庁できない場合は最寄りの地域づくりセンターか、開設している指定緊急避難場所に登庁し、初期活動を行う。

1 非常参集体制

動員体制は次のとおりとする。動員の際は、市長（本部長）に諮り動員規模を指定する。

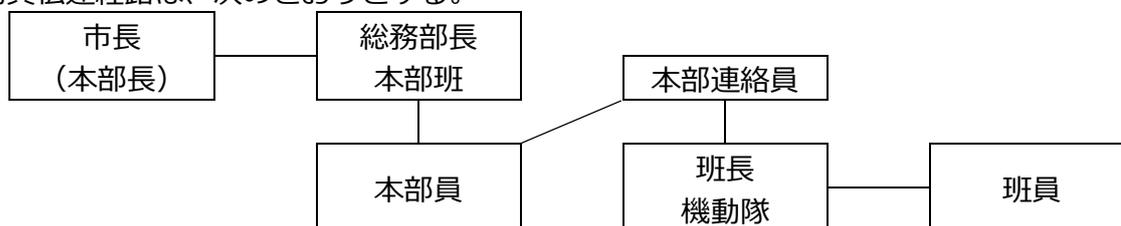
■ 動員体制

配備体制	状況	配備体制
初期体制 (初動)	大雨警報等が発表されたとき	所属の初期体制職員 市有施設所管部の情報収集体制 機動隊
警戒体制 (警戒)	台風や突発的な集中豪雨等による被害が発生するおそれがあるとき。 住民避難対策を検討する必要があるとき	所属の警戒体制職員 市有施設所管部の情報収集体制 機動隊
非常体制 (非常体制)	台風や突発的な集中豪雨等による被害が発生したとき。又は発生する恐れが高いとき。	全職員

2 動員の方法

(1) 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりとする。



(2) 連絡方法

災害伝達系統図に沿って電話連絡で行う。また、メール配信システム（職員参集メール）により職員招集を実施する。

(3) 勤務時間内における動員

庁内放送等を通じて各班に動員を連絡する。

(4) 勤務時間外における動員

災害伝達系統図により各職員へ連絡する。また、各職員は、インターネット、テレビ、ラジオ等からの気象情報に注意するとともに、メール配信による呼びかけにも意識を傾注しておく。なお、時間の余裕を見て、各課長は班員に電話連絡を行う。

3 動員配備場所

(1) 登庁場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。ただし、被害の状況により、本来の勤務場所に登庁することができない職員は、まず、最寄りの地域づくりセンターに登庁し、家族を含めた状況等を所属長に報告する。その後、通常の勤務場所へ移動できるまでの間は、登庁場所での業務の援助を行う。

第3節 機動隊動員計画

1 災害対策本部

ア 本部長は、災害が発生するおそれが認められるときは、必要に応じ機動隊員を招集するものとする。

イ 機動隊員は、緊急時における被災者の救助及び災害応急対策に従事する。

ウ 機動隊員は、招集されるまでは各事務分掌を行い、災害対策本部に招集されたら機動隊の業務に従事する。

2 災害警戒本部

本部長が警戒状況に応じて機動隊の配備を行う。

3 機動隊の体制

ア 機動隊には災害対応時に陣頭指揮を執る隊長1人、副隊長1人を事前に配備する。

イ 機動隊は、各部ごとにその人員数に応じた人数の機動隊員をあらかじめ選出しておき、隊を編成するときは各部の事務分掌を越えて臨機に編成するものとする。

ウ 機動隊員は、各自の分掌事務のほか、機動隊の業務に従事するものとし、機動隊が編成されている間は、その任務を解かれるまでの間、機動隊の業務を優先するものとする。

エ 機動隊は、緊急時における情報収集、被災者の救出救助、その他災害応急対策に従事するものとし、部に属さず、本部長の直接指揮下に置くものとする。

4 情報収集・連絡体制

機動隊は外に出ることも想定されるため、災害対応で集まった際には、携帯電話等を駆使し、即座に画像等を送付できる体制を整えておく

第4節 広域応援の要請

大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を消防本部へ要請し、救助活動を実施する。

1 県への応援要請

市長(本部長)は、災害対策基本法第68条に基づき、災害応急対策の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項 |
|---|

2 県等への職員派遣の要請

市長(本部長)は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあつせんを求める。

(1) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員あつせんの要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

(3) 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は他の市町村長に対し職員派遣を要請する。

■要請事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣要請又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

(4) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度による対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し災害マネジメント統括支援員の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必要とする場合は、当該支援団体に対し災害マネジメント統括支援員の派遣を要請する。

3 他市町村への要請

(1) 応援の要求

市長(本部長)は、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

(2) 協定に基づく要請

市長(本部長)は、あらかじめ締結された協定に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

4 消防機関への要請

(1) 応援の要請

消防本部消防長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援の要請

消防本部消防長は、消防組織法第44条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

5 応援の受け入れ

(1) 受け入れ体制

市は、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を本部班に置く。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	第一会議室
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で飲料、物資等を手配する。

(2) 費用の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

6 撤収要請

市長(本部長)は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

県・自衛隊との通信連絡を保持し、円滑に自衛隊の災害派遣要請を行う。また、自衛隊との連携を図るため、本庁舎の会議室等に自衛隊連絡室を設置し、市役所又は総合学習センター等の本部近くに野営地を設置する

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消防活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水及び入浴の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑫ 交通規制への支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊派遣の災害派遣要請に係る市の措置

市長(本部長)は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うものとするが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。派遣を要請しようとするときは自衛隊派遣の3原則を確認したうえで行う。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することに対して

- 1 公共性 : 公共の秩序を維持するという妥当性があること。
- 2 緊急性 : 差し迫った必要性があること。
- 3 非代替性 : 自衛隊の部隊が派遣される以外に、他の適当な手段がないこと。

■要請事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項
例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
・必要な人員、連絡場所及び連絡責任者

■自衛隊連絡先

部隊名(駐屯地)	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部 (相馬ヶ原)	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 (新町)	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

3 自衛隊の自主派遣

第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。

自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合 |
|---|

4 自衛隊の受け入れ

市は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現場に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して情報の共有に努める。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市防災センター及び近傍の会議室等。
集結地候補地	総合学習センター 庚申山駐車場 市民ホール 中央公園 総合運動公園
ヘリコプター離発着場	市民球場、庚申山サッカー場等、広い公園ほか適地

5 派遣部隊の撤収要請

市長(本部長)は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなっ

たと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請をする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

6 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。

これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- | |
|---|
| ア 宿泊施設の借上料 |
| イ 宿泊施設の汚物処理費用 |
| ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く） |
| エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用 |

第2章 情報収集・連絡及び通信の確保

第1節 気象情報の収集・連絡

県及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達するものとする。

1 気象情報、土砂災害警戒情報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。なお、発表基準は資料編に示す。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	概要	
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

■特別警報・警報・注意報の発表区域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村）
群馬県	南部	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

2 気象業務法に基づく府県気象情報等

(1) 気象情報

前橋地方気象台が、気象の予報等について、警報や注意報に先立って現象を予告し、注

意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

市が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼び掛けるよう、気象情報的一种として前橋地方気象台が発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

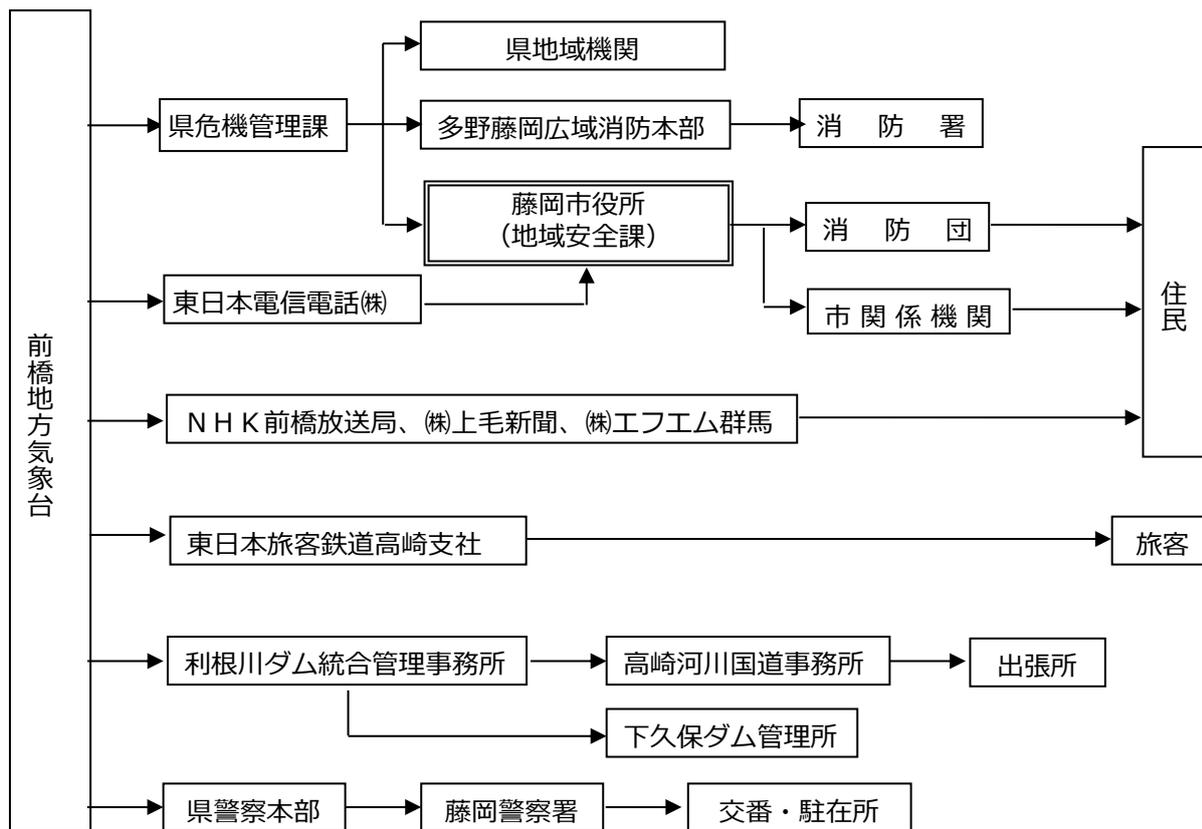
(1) 土砂災害警戒情報は大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する情報である。

(2) 土砂災害警戒情報の発表は市町村単位で行われる。

(3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

4 気象注意報・警報等の通達伝達系統



5 洪水予報、はん濫警戒情報、水防警報

国土交通省と気象庁が共同で、利根川水系(烏川・神流川・鍬川)の洪水予報を発表した場合、群馬県が鮎川・鍬川のはん濫警戒情報又は水防警報を出した場合、及び水資源機構がダム放流通報を出した場合、市及び関係機関は情報を伝達する。なお、水防法による浸水想定区域内住民への伝達は、第4部・第7章・第1節の「2 避難指示等」による。また、水防警報、ダム放流通報の伝達方法は、水防計画による。

■洪水予報・はん濫警戒情報の種類

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生	市は、緊急安全確保の発令を判断 逃げ遅れた住民の救助等 新たに、はん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	市は、避難指示の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	市は、高齢者等避難の発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意し水防団 出動
レベル1	発表なし	水防団待機水位市	水防団は待機する

6 河川状況の情報提供

(1) 県(河川課)は、洪水による相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、

その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求め一般に周知する。

- (2) 市は、市民に対してあらゆる通信手段を講じて、避難に関する情報の通知を行う。特に関係自治会に関しては、自治会長に直接電話をして、確実な情報通知に努める。

第2節 災害情報収集・連絡

災害初期は、登庁職員による参集途上の情報、テレビ・ラジオ等の情報、気象台からの情報、防災関係機関からの情報を収集する。情報は災害対策本部に集約し、適宜、県に報告する。

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

市は、次の方法で災害情報を収集する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

- ① 登庁職員による参集途上の見聞情報
- ② テレビ、ラジオ情報
- ③ 職員巡回による情報
- ④ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織、区長会等からの地域情報
- ⑤ 藤岡警察署、消防本部等からの情報
- ⑥ 藤岡郵便局からの情報

(2) 鬼石総合支所における情報の収集

鬼石総合支所は、災害対策本部鬼石支部として当該地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
人的被害 家屋被害	総務部、藤岡警察署、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防本部	総務部	藤岡行政県税事務所 危機管理課
火災	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防本部	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防本部	藤岡行政県税事務所 消防保安課
文教施設	市立…教育委員会 県立…県教育委員会	教育委員会	教育委員会
病院	健やか未来部藤岡保健福祉事務所	健やか未来部	藤岡保健福祉事務所 医務課
社会福祉施設	福祉部	福祉部	健康福祉課
道路・ 橋りょう	高崎河川国道事務所 藤岡土木事務所 都市建設部	都市建設部	藤岡土木事務所 道路管理課
河川	高崎河川国道事務所 藤岡土木事務所	都市建設部	藤岡土木事務所 河川課
砂防設備	利根川水系砂防事務所 藤岡土木事務所	都市建設部	藤岡土木事務所 砂防課

第4部 風水害等応急対策計画 第2章 情報収集・連絡及び通信の確保

区分	第一次的な情報収集機関	市の担当部署	県の担当部署
地滑り 防止施設	利根川水系砂防事務所 群馬森林管理署 藤岡土木事務所 藤岡森林事務所 西部農業事務所	都市建設部 森林環境部	藤岡土木事務所 砂防課 藤岡森林事務所 森林保全課 西部農業事務所 農村整備課
急傾斜地崩壊 防止施設	藤岡土木事務所	都市建設部	藤岡土木事務所 砂防課
清掃施設	森林環境部	森林環境部	西部環境森林事務所 廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者	企画部	危機管理課 交通政策課
水道	上下水道部	上下水道部	藤岡保健福祉事務所 食品・生活衛生課
電話	電気通信事業者	総務部	危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者	総務部	産業政策課
L Pガス	L Pガス事業者	総務部	消防保安課
電気	電気事業者	総務部	危機管理課
ブロック塀	都市建設部	都市建設部	藤岡行政県税事務所 危機管理課
農水産業	経済部	経済部	西部農業事務所 技術支援課 農村整備課 蚕糸園芸課 農業構造政策課
林業	森林環境部 藤岡森林事務所	森林環境部	藤岡森林事務所 林業振興課 森林保全課 林政課
商業・工業	経済部 商工会議所	経済部	藤岡行政県税事務所 経営支援課 地域企業支援課

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防災第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに藤岡行政県税事務所を経由して県に報告する。

この際、藤岡行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、藤岡行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し市からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。応援の必要性については、時機を

逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。具体的な報告方法は次による。

ア 災害概況即報

災害を覚知後、30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況速報)により報告する。

イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。報告の頻度は次による。

- ① 第1報は、被害状況を確認し次第報告
- ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- ③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」第1号様式(災害確定報告)により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

各災害対応班は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

市は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防本部における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。報告様式は、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況速報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)による。

5 被害情報収集調査班と調査区域

(1) 被害調査について

調査区域に割り振られている各担当部署は区長等に災害の有無を聞き取り、被災箇所等がある場合には現地へ赴き写真を撮るなどして現場を確認し、担当部署に引き継ぎを行う。その際は、災害対策本部にも情報提供を行う。

【資料編】 1-6 被害情報収集調査班と調査区域

第3節 通信手段の確保

災害時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は衛星携帯電話、災害時優先電話により本部、支所、現場との連絡手段とする。

1 災害対策本部の通信手段

市は、災害発生後、災害対策本部に通信機器を集め機能確認を行う。停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
衛星携帯電話	災害対策本部～山間地区長、支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員

2 災害時優先電話の利用

市は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第79条	(第57条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助、災害の援助、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づき、関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(4) 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話(株)等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3章 被災者等への的確な情報伝達活動

第1節 広報活動

警戒段階から、ふじおかほっとメール、SNS、災害情報共有システム(L-ALERT)、広報車等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページで情報の掲示や災害広報の発行などを行う。

自主防災組織(町内会)連絡網等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。

通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うため、SNSを積極的に活用する。

外国人への支援として、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、災害時外国人支援ボランティア、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

1 広報活動

市は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。特にホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体での情報提供に努める。

■ 広報媒体

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ふじおかほっとメールによる配信 ② ツイッター等、SNSの活用 ③ ホームページによる掲示 ④ Lアラート(災害情報共有システム) ⑤ データ放送(dボタン) ⑥ 防災ふじおかボイス ⑦ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール ⑧ 自主防災組織(町内会)連絡網 ⑨ 広報車による巡回放送 ⑩ 避難所、公共施設等の掲示板 ⑪ 災害広報紙等の発行 |
|---|

(2) 広報内容

■ 広報内容

- | |
|---|
| <p>(1) 警戒段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 待機・準備の呼び掛け、避難指示等発令 ② 台風・気象情報 ③ 河川情報(水位、水門の操作状況等) ④ 各種警報 ⑤ 避難情報 ⑥ 災害対策の状況(対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等) ⑦ 被害状況(浸水、土砂災害等) ⑧ 道路・交通状況(渋滞、通行規制等) ⑨ 公共交通機関の運行状況 ⑩ ライフラインの状況(利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等) |
| <p>(2) 災害発生直後(災害発生時～3日目まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の発生状況 |

<ul style="list-style-type: none"> ② がけ崩れ等に関する情報 ③ 災害対策本部の設置 ④ 安否情報 ⑤ 被害状況の概要 ⑥ 避難所等の情報 ⑦ 救援活動の状況 ⑧ 二次災害防止に関する情報 ⑨ 災害応急対策の実施状況 ⑩ 医療機関の活動状況 ⑪ 水・食料等の物資供給状況 ⑫ ボランティア受け入れ情報 ⑬ 伝言ダイヤル等の周知
<p>(3) 生活再開時（災害発生4日目～10日目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ライフラインの被害状況と復旧見込 ② 仮設住宅の設置、入居の情報 ③ 生活必需品の供給状況 ④ 道路・交通情報 ⑤ 医療情報 ⑥ 教育関連情報 ⑦ 災害ごみの処理方法 ⑧ 相談窓口の開設状況 ⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（災害規模、被害総額等）
<p>(4) 復興期（災害発生から10日以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 罹災証明・義援金の受付手続情報 ② 各種減免措置等の状況 ③ 各種貸付け・融資制度情報 ④ 復興関連情報 ⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（復興状況等）

2 避難所での広報活動

市は、避難所担当と連携して広報を行う。広報に当たっては、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難所での広報

<ul style="list-style-type: none"> ① 災害広報紙等の配布 ② 避難所掲示板の設置 ③ 避難所自治組織による口頭伝達
--

3 災害時における要配慮者への広報

市は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。

また、市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、災害時外国人支援者及び通訳ボランティアによる外国人への心の寄り添いや相談、広報などを実施する。

4 情報入手が困難な者への配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、

帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう配慮する。

5 報道機関への発表

(1) 記者発表

市は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

市は、報道機関からの取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

第2節 広聴活動

1 市民相談

市は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談等要望に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

■相談窓口の内容

- | |
|--------------------------|
| ① 罹災証明（被災家屋調査等） |
| ② 仮設住宅等 |
| ③ 家庭動物関係（家庭動物、死亡獣畜、放浪動物） |
| ④ 仮設トイレ |
| ⑤ 義援金（義援金受入） |
| ⑥ 学校関係 |
| ⑦ 公共交通機関情報（バス輸送、電車情報等） |
| ⑧ 生活資金等 |
| ⑨ 苦情受付 |
| ⑩ その他相談 |

2 安否情報の提供

市は、県とともに被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急処置の支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて被害を受けるおそれがあるものが、含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するものとする。

第4章 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動

第1節 洪水・土砂災害対策

降水量の増加に伴い、ハザードマップ等を参考に市内の道路パトロールを行う。また、土砂災害危険箇所、河川、排水路の状況を点検し、危険がある場合は応急措置等を行う。二次災害を防止するため、状況に応じ造成地等の宅地の危険度判定を実施する。

1 警戒・防ぎよ活動

(1) パトロール

市は、市内のパトロール、河川管理者、消防団、消防署、警察等からの情報収集により、市内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。

災害発生の危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無の確認、消防への通報を行う。

(2) 水防活動

市及び消防団は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急措置として水防活動を実施し、併せて関係機関に連絡を行う。また、必要に応じて、民間事業者の協力を得て水防活動を実施するよう努める。

河川管理者(高崎河川国道事務所、藤岡土木事務所)、農業用排水施設管理者、水門等の管理者は、洪水の発生が予想される場合、藤岡市水防計画に基づいて、適切な措置を講じる。

(3) 災害の拡大防止活動

警戒・防ぎよ活動に当たる者は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

(4) 二次災害の防止活動

警戒・防ぎよ活動に当たる者は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 浸水被害の拡大防止

(1) 市は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

(2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を市に依頼する。

(3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

3 土砂災害の拡大防止

県及び市は、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高い箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

4 被災宅地の二次災害の防止

(1) 危険度判定実施体制の確保

市は、宅地が被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図り、調査資機材、判定ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに

に、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため斜面造成宅地の危険度判定を行う。この際、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施し、判定結果は判定ステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を行う。

5 空き家等の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財保護部局と情報を共有するものとする。

第2節 風害対策

1 竜巻等突風に関する情報の伝達

市は、竜巻注意報情報が発表された場合、ほっとメール等により市民へ情報を伝達する。

2 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

3 竜巻等突風への対応

実際に竜巻等が間近に迫った場合、竜巻等による飛散物が凶器となることから、飛散物から身を守ることを考えた行動をとることが重要であり、すぐに身を守るための行動をとる必要がある。

このため、竜巻等の特徴を確認した者は、周囲の状況に応じて直ちに身の安全を確保するものとする。

(1) 竜巻が間近に迫ったときの特徴

- ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が目撃される
- ・飛散物が筒状に舞い上がる
- ・ゴーというジェット機のような轟音がする
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる

(2) 竜巻が間近に迫った場合の身の守り方

① 住宅内での対応

- ・窓から離れる
- ・地下室か最下階へ移動する
- ・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する
- ・顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る

② オフィスビル・病院・高層ビルなどでの対応

- ・窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所からは離れる
- ・ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能なら下の階へ移動する
- ・顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る
- ・エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない

③ 外にいるときの対応

- ・近くの頑丈な建物に避難する
- ・そのような建物が無ければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる
- ・強い竜巻の場合は、樹木や自動車などであっても飛ばされるおそれがあるので、自動車の中などでも頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である

第5章 救急・救助・医療活動

第1節 救急・救助活動

被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織と連携して行う。多数の要救助者が予想される場合は、広域消防応援・緊急消防援助隊の派遣を求め、活動に当たる。

1 住民、自主防災組織及び事業所による救助・救急活動

住民は、自らの身の安全の確保、家族や近隣住民の被災状況を確認する。また、住民同士や自主防災組織による被災者の救出、応急処置等に努める。

救助・救急活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や藤岡行政県税事務所等の資機材の貸出しを受ける。

なお、住民、自主防災組織及び事業所は、消防本部、警察等による救助・救急活動に協力する。

2 消防機関による救助・救急活動

消防本部及び消防団は、次の要領で救助・救急活動を実施する。

(1) 救助・救急活動の原則

ア 直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。

イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。

ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。

エ 重機類等資機材を有効に活用する。

オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

(2) 活動要領

ア 救助対象の状況把握

消防本部は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- ① 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
- ② 建築物の倒壊状況
- ③ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- ④ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- ⑤ その他救急、救助活動上必要な事項

イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の収容可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

エ 道路障害等により救急車が出動不可能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

オ 重機類の活用

協定に基づき、建設業協会等に重機の出動を求める。

3 応援要請

消防本部は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関の応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、知事に消防庁長官に対し他都道府県の消防機関の派遣を申請するよう求める。

また、災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは積極的に受け入れる。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

5 関係機関の連携

- (1) 消防本部、警察署、自衛隊及び消防団は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救急・救助、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及びかつ同調性、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

6 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。併せて、消防団員等、災害現場で活動した者についても、惨事ストレスチェックなど、精神的ケアを十分に施すことに留意する。

第2節 医療活動

必要に応じて避難所等、市内地域に救護所を設置し、傷病者の受け入れ、トリアージ等を行う。傷病者の中でも重傷者は、災害拠点病院に搬送する。救出現場から救護所までの搬送は、住民、自主防災組織によって搬送し、救護所から緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて搬送することを原則とする。

1 医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し医療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に万全を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受け入れができなくなった場合、又はその設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(E M I S)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 医療体制

市は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防本部、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

(2) 救護所の設置

市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。救護所の設置予定場所は安全を確保できる地域等とし、必要に応じて設置する。

(3) 救護班の派遣

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、日本赤十字社群馬県支部(D M A T)又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

(4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

■救護所での活動

- ① 傷病者の応急手当
- ② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な患者に対する医療の実施
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 緊急時の助産

3 医療施設の確保及び搬送

(1) 医療施設の確保

市は、重傷者を救急告示病院又は災害拠点病院に収容するよう要請する。

(2) 医療施設への搬送

救護所から市内の救急告示病院又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

■救急告示医療機関及び災害拠点病院

救急告示病院	藤岡市国民健康保険鬼石病院、公立藤岡総合病院、光病院、 三思会くすの木病院
災害拠点病院	○基幹災害拠点病院：前橋赤十字病院 ○地域災害拠点病院：公立藤岡総合病院

4 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行う。

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- イ 自己完結型の救護チームの派遣
- ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行う。

- ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
- イ 救護チームの派遣を協同して行う。

5 慢性疾患患者等への対応

市は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

6 医薬品及び医療資器材の確保

(1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合は、薬剤師会等に要請する。市では調達が困難なときは、県(薬務課、薬事・血液係)に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要に応じて市民への献血の呼びかけを行う。

7 被災者のこころのケア対策

(1) 市は、県(障害政策課)、関係機関、関係団体等と連携し、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供する為以下の活動を行う。

- ① 心の健康危機に関する被災情報の収集と提供
- ② こころのケア対策現地拠点の設置
- ③ 精神科医療の確保
- ④ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及び受け入れ
- ⑤ こころのホットラインの設置と対応
- ⑥ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

8 群馬DMATの活動

(1) 群馬DMATは災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- ④ 他の医療従事者に対する医療支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

第6章 交通の確保・緊急輸送活動

第1節 交通の確保

国道・県道の道路管理者と連携して、市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。ヘリコプターによる輸送に対応するため、候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び警察署に連絡する。

2 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考に、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報番頭により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、警察署にその旨を連絡する。

3 災害対策基本法に基づく車両の移動

(1) 警察による措置

ア 警察官(警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官)は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要があるときは災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ 上記アの命令を受けた者が当該措置を取らないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。

ウ 県公安委員会(警察本部・警察署)は、緊急通行車両以外の車量の通行禁止等を行うため必要があるときは災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者による措置

被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがある場合において、市は、災害対策基本法に基づき、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、通行の妨害となる放置車両対策を実施し、交通の確保を図る。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、市は、区間を指定して車両

の移動等を実施する。

- ① 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。(災害対策基本法第76条の6第1項)
 - ② 運転者の不在時等は、市の措置により車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項)【例】ホイールローダー等による車両移動
- イ 土地の一時使用等
上記アの措置のため、やむを得ない必要があるとき、市は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。(災害対策基本法第76条の6第4項)
【例】沿道での車両保管場所確保等
- ウ 損失補償
市は、上記アの②又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(災害対策基本法第82条第1項)
- エ 国土交通大臣及び知事による指示
国土交通大臣は、県(道路管理課)、市に対し、知事は市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

4 道路啓開等

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に道路啓開等を行い、道路交通の確保を図る。

市は、市管理道路について、消防本部等、警察署及び自衛隊と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

業者及び職員により道路パトロールを行い、主要な道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、建設業者等に出動を依頼して道路啓開を実施し、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員の配置等を行う。なお、道路上の障害物の除去は緊急輸送等に必要な路線を優先する。

(3) 放置車両等の対応

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には緊急通行車両の通行を確保する為、緊急の必要があるときは、災害対策基本法76条の6の規定に基づき、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うもの。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(4) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討の上、道路管理者及び専用車と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

5 ヘリポートの確保

市は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

庚申山サッカー場、陸上競技場、藤岡市民球場、烏川緑地公園	ほか適地
------------------------------	------

6 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道(株)は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、市、県に連絡するとともに応急復旧を行う。

7 バス交通の確保

市は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

8 輸送拠点の確保

市は、緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として市物資集積拠点を開設し、輸送体制を確保するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

■市物資集積拠点

藤岡市防災公園 道の駅らん藤岡、みかぼみらい館、多野藤岡農業協同組合(協定締結) 等

第2節 緊急輸送

災害発生直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。また、被災者の輸送が必要な場合は、バス事業者に運行を要請する。市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出、申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

1 緊急輸送の原則

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

ア 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ① アの続行
- ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階

- ① ア、イの続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

市は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

市は、市有車両では不足が生じる場合は（社）群馬県トラック協会又はその他の民間事業者へ車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

(2) バス輸送の確保

市は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者へ運行を要請する。

(3) 鉄道輸送の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者へ要請する。

(4) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が有効な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

ア 第1順位の対象車両

- ① 救助・救急活動、医療活動従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- ④ 医療機関に搬送する重傷者
- ⑤ 交通規制に必要な人員、物資

これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- ⑥ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資

- ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- ① 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ② 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- ① 災害復旧に必要な人員、物資
- ② 生活必需品

これらのものを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

市は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両使用申出書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公平委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側(助手席)の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

第7章 避難受入活動

第1節 避難誘導

避難誘導は、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導する。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行う。災害の危険がある場合は、市民の安全を確保するため、待機・準備の呼びかけ、避難指示等の発令、警戒区域の設定を行うほか、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内等での退避行動を促す。

1 避難の方法

(1) 避難のための立ち退き(災害対策基本法第60条第1項)

市長又は法令により権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を発令する。

(2) 緊急に安全を確保するための措置(災害対策基本法第60条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、「避難のための立ち退き」を行うことに依りかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の「緊急安全確保措置」を指示するものとする。

2 避難指示等

(1) 待機・準備の呼びかけ、避難指示等の実施

ア 市長の指示を受けた者は市民の生命、身体及び財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに待機・準備の呼びかけ、避難指示等を行う。

イ 市は、市民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

ウ 市は、災害対策本部の置かれる防災センター等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

オ 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。

カ 市は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ待機・準備の呼びかけと併せて指定緊急避難場所の開設を指示し、市民等に対し周知徹底を図る。

キ 市長の他法令に基づき避難指示等を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を行うものとする。

ク 待機・準備の呼びかけ、避難指示等に係る「発令者」「措置」「発令する場合」は次表1を基本とし、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を作成し、詳細を記載するように努める。

ケ 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成に当たり、避難指示等の判断は浸水

想定区域については洪水予報等を目安に、土砂災害危険箇所については土砂災害警戒情報を目安とし、流域の雨量や河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮し、総合的かつ迅速に行うこととする。

表1 避難指示等の発令要件

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難。 ・高齢者等以外も出勤等の外出を控えたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	災害の発生する恐れがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況のとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示 	災害が発生し、又は発生する恐れが高い状況で、特別な必要があると認められるとき。知事は市長がその全部又は大部分を行えないときに行う。
避難指示	知事及びその命を受けた職員、水防管理者 (水防法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、ひとの生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、ひとの生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態で特に急を要し、警察官がその場にいらないとき。
緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条))	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全確保の指示 	災害が発生し、又は切迫している場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし急を要すると認めるとき。知事は市長がその全部又は大部分を行えないとき。
	警察官等 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全確保の指示 	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

■避難指示等により立ち退き避難が必要な市民がとるべき行動

避難情報	警戒レベル	立ち退き避難が必要な市民がとるべき行動
高齢者等避難	警戒レベル3	発令される状況：災害のおそれあり 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	警戒レベル4	発令される状況：災害発生のおそれが高い。 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
緊急安全確保	警戒レベル5	【災害発生】 発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)。 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 避難指示等の伝達

市は、待機・準備の呼びかけ、避難情報を伝達する場合、ふじおかほっとメール、ツイッター等のSNS、ホームページ、Lアラート、防災ふじおかボイス、緊急速報メール、テレビ（dボタン）・ラジオ放送、広報車等の手段を用いる。

特に夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、エリアを限定した場合の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

■避難時に明示する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難対象地域 ② 避難を必要とする理由 ③ 避難先 ④ 避難経路 ⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等） |
|---|

(3) 関係機関への連絡

市は、避難情報を出した際は、その内容を速やかに県、消防署、警察署等の関係機関へ連絡する。

(4) 解除

市長(本部長)は、災害による危険がなくなったと判断されるときは、避難指示等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

市民の避難誘導は地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、自治会連絡網を定めるなど、自主防災組織、町内会、民生委員児童委員協議会が災害の規模、状況に応じて、避難誘導體制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

ただし、水害においては道路等が冠水する前に避難所への避難支援を行うことを基本とするが、水害が発生し道路が冠水により徒歩での避難が危険な場合には、避難場所等への無理な避難は行わずに「屋内安全確保」の措置を行うなど災害の種別や災害の状況により避難誘導を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとする。

(4) 新型コロナウイルスを含む感染症の患者等に対する情報提供等

ア 市は、保健所長から濃厚接触者の情報を知り得た場合は、自然災害が発生し、又は自然災害の発生が差し迫った状況となり、避難が必要になったときに備えて、当該濃厚接触者に対し避難方法等の説明を行う。

イ 自然災害が発生し、又は自然災害の発生が差し迫った状況となり、自宅等の療養場所からの避難が必要になった患者等については、県において宿泊施設又は入院の調整を行うが、一時的に避難所へ避難することも想定されるため、市は、患者等が一時的に避難することも想定した避難所の感染症対策を講じる。

4 避難者の運送の要請

市は、避難者の保護を実施するため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

5 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、ひとの生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市は、災害対策基本法第63条第

1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長もしくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は(1)の場合において、市長その他市長の職権を行うものが現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県、消防本部、警察署等の関係機関へ連絡する。

第2節 広域避難

災害が発生するおそれのある段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、当該避難者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所の管理者又は所有者等に通知するとともに、(1)により協議した市に通知するものとする。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理者又は所有者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、(2)の協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所の管理者又は所有者等に通知するものとする。

3 市町村による県外広域避難の協議等

- (1) 市は、2(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。

- (2) 市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) (2)の報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。
- (4) 市は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理者又は所有者等に通知するとともに、県に報告するものとする。
- (5) (4)の報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

4 広域避難に係る助言

県は、市から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。また、県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求めるものとする。

5 広域避難の実施について

- (1) 県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 県は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第3節 避難所の開設・運営

避難所の運営は、自主防災組織等が運営を立ち上げ、自主運営を行うことを原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。避難所運営においては、要配慮者の専用スペースの配置、介護ボランティア等の支援を行う。

また、避難所において一般の生活が困難な要配慮者は、福祉避難所への搬送を行う等、要配慮者に配慮した対策を行う。

1 指定緊急避難場所の開設

市は、災害時には、必要に応じ、待機・準備の呼びかけと併せて指定緊急避難場所を開設する。この場合、一時的な避難場所であることや備蓄物資の持参などを、住民に対して周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

市は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設する。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

避難所開設担当職員は施設の管理者、勤務職員、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所を開設するよう指示をする。なお、避難所開設担当職員は本部班があらかじめ指定する。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は施設の管理者等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の指定避難所への誘導を行う。

(3) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。このため、平時から観光協会、旅館組合との災害時の協力についての協議を重ね、災害時にスムーズな業務ができるよう環境整備に努める。

(4) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定した福祉避難所の受け入れ状況について把握をし、準備しておく。

(5) 市は、避難所及び福祉避難所等を開設したときは、開設の状況を速やかに県、警察署、消防本部等に連絡する。

(6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS、ほっとメール等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の運営

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市民対応班は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に

関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。なお、避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として自治会や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織等は、組織のリーダーからなる避難所自治組織をつくり、自主的な運営を行う。避難所担当職員は、避難所自治組織の確立やボランティア等との調整を行う。

(2) 避難者等の把握

避難所担当職員は避難所自治組織の協力を得て、避難者名簿を作成することにより、避難者の氏名、人数等を把握する。また、自主防災組織、ボランティア等関係機関と連携し、避難所に来ていない在宅避難者等の情報把握に努める。この際、在宅避難者も避難者の一部であると認識して対応する。

(3) 避難者への情報の提供

住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供する。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等、避難所以外の避難者への情報提供についても配慮する。

(4) ボランティア等への協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等に避難者からボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアの派遣を要請する。また、早期に応援要請を行う。

(5) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(6) 避難所運営記録の作成・報告

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度市民対応班へ報告する。また、病人発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民対応班は、避難所に関する情報をとりまとめる。また、本部班は定期的に避難者受入状況を県に報告する。

(7) 新型コロナウイルスを含む感染症対策

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

4 避難所設備の整備

(1) スペースの設定

避難所担当職員は、避難所運営管理者等と協力して避難所各スペースを配置する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 女性用スペース（授乳、着替え）
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な施設、物品を設置する。不足の設備、備品は市が確保する。

■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 特設公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具		

5 生活の支援

(1) 飲料水・食料・物資の供給

避難所担当職員は、飲料水・食料・物資を市本部に要請する。避難者への配布は、避難所運営組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所運営組織、巡回健康相談に従事する保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

市は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

6 良好な生活環境の確保

市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

(1) 受け入れる避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が受け入れ能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

(2) 災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

(4) 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(5) 避難所運営組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

(6) 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

(7) 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

(8) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

7 要配慮者への配慮

市は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。この際、外国人の避難者に対し通訳の確保などの支援を行う。

8 男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努める。

(1) 避難所運営担当職員に女性を配置する。

(2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。

(3) 指定避難所内に更衣室や授乳室、入浴施設等のスペースを確保し、昼夜問わず安心して使用できるよう設置する。

(4) トイレは女性用、男性用を離れた位置に設置する。

(5) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

- (6) 関係機関等と連携し、相談窓口を開設する。
- (7) 安全を確保するため、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

9 在宅避難者への配慮

在宅避難者等がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。過去の災害においても、在宅避難者に対する支援が十分になされないことから、人命に関わる事案の発生があったことを自覚し、早期の掌握に心がける。

特に、在宅要配慮者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等に必要な支援を実施するものとする。

10 避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、市営住宅等や利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第4節 応急仮設住宅等の供給

被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき災害発生から20日以内に応急仮設住宅の建設に着手し、住宅を失った被災者に供給する。また、応急仮設住宅だけでなく、災害発生から3日後には、市営住宅等の空室情報を提供するなどの支援を行う。

1 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

(1) 需要の把握

市は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要概数を把握する。また、災害相談窓口又は指定避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当するものである。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の対象者

次のいずれかの条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自ら資力をもってして、住宅を確保できない被災者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準じる被災者

(2) 建設用地の確保

市は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公有地を優先して選定する。

(3) 仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、原則として市の有資格者名簿(工事)や協定締結団体等と緊急に請負契約し建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、市営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(5) 入居者の選定

市は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員児童委員等を含めた選考委員会を設置して決定する。選考に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行いコミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

(6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用できる施設を設置する。

(7) 維持管理

市は、応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資器材が不足し、調達の必要がある場合には県や国、関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
- (2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

4 市営住宅等のあっせん

市は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅等の空室状況の情報を提供する。

第5節 広域一時滞在

広域的かつ大規模な災害が発生し、被災地域外への広域的な避難、受け入れが必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域一時滞在を要請する。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合には、当該市町村に直接協議する。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (3) 市は、県内の他市町村から(1)の協議を受けた場合は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れる。
- (4) 市は、県内の他市町村から(1)の協議を受けた場合、被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議元市町村に対し通知する。
- (5) 市は、県内の他市町村から(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県に報告する。
- (6) 市は、県内の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市町村へ行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難、避難所及び応急仮設住宅の提供が必要であると判断した場合には、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求をまついとまがないと認められるときは市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- (3) 県は、協議先都道府県からの通知を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた市町村に通知する。
- (4) 市は、(3)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (5) 市は、県外協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先避難手段を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。市は、必要に応じて県に対し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を要請する。

第6節 県外・市外からの広域避難者の受け入れ

藤岡市以外の地域で広域的、大規模な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう体制を整備する。

地域づくりセンター、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制の整備に努める。

被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受け入れを実施する。

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

市は、広域避難者が多数想定される場合、県又は被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

市は、原則として県を通じ、被災自治体からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受け入れ可能な避難施設情報の把握

(1) 市は、保有する施設について受け入れ可能な施設の情報各施設管理者から収集する。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、施設の所在地、受け入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。

(2) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受け入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。

(3) 市は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受け入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては安全な避難を確保できる施設を選定する。

(4) 市は、必要に応じて公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討する。また市営住宅等の空室等での受け入れも検討する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難者に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告する。

5 避難所開設

市は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに開設する避難所を選定し、避難所運営担当職員を避難所施設へ派遣し、開設する。選定に当たっては広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

6 広域避難者の受け入れ

- (1) 市は、県及び被災自治体と調整し、受け入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し避難先施設を伝達する。広域避難者は伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整する暇がない場合は、広域避難者は広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動する。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災自治体を実施することとするが、被災自治体の手配できない場合は、必要に応じ、バス等の移動手段を手配する。

7 避難所の運営

- (1) 避難所担当職員の配置
市は、避難所を開設したときは、避難所に避難所担当職員を配置する。
- (2) 広域避難者に係る情報の把握
市は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより、避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。
- (3) 良好な生活環境の確保
避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。また必要に応じて自治組織を設置する等の措置により、自治の確立に努めるものとする。
市は、次により避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
ア 受け入れする避難者の人数は避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、他の受け入れ可能な施設と調整し適切な受け入れ人数の確保に努める。
イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ救護班を派遣する。
ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
エ 水、食料、その他生活必需品等の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
オ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関等の協力を得て防犯活動を実施する。
カ 要配慮者に配慮するとともに男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。
- (4) 避難所運営記録の作成
避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成する。また、病人発生等、特別な事情のあるときはそのつど必要に応じて報告する。
- (5) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など、避難所運営の状況を本部に報告し、本部は適宜県に報告する。
- (6) 広域避難者への情報等の提供
市は、被災自治体から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、随時情報提供するものとする。なおわかりやすい情報提供に努める。また広域避難者が欲する情報を県や被災自治体等から収集し、適宜提供する。

8 応急仮設住宅等の提供

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急

仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の状況を勘案するなど、広域避難者の状況に応じた優先的な入居に配慮する。

9 小・中学校、高校等における被災児童・生徒の受け入れについて

市は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の小・中学校、高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認したうえで、県と協議を行い被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受け入れなどの対応を実施する。

10 県内市町村との協力

市は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受け入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。

11 避難所の閉鎖

市は、県及び被災自治体と協議を行い、被災自治体からの要請に基づき、速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動

第1節 飲料水の供給

速やかに断水状況等の情報収集を行い、避難所、学校、病院等の給水拠点で給水を開始する。3日までには1人1日3リットルの給水ができるようにする。

1 需要の把握

市は、水道施設の被災状況、断水状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

市は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資材の調達、給水拠点、要員配置等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

市は、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、水源が確保できない場合には民間会社の大型受水槽等を水源として使用できるように協力を要請する。

(3) 保存水の確保

市は、保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

市は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道事業者、水道工事業協同組合、日本水道協会等に要請し確保する。

(5) 給水拠点の周知・広報

市は、給水拠点を設置したときは、本部等を通じて市民へ広報する。

3 応急給水

(1) 優先給水

市は、断水地区の避難所、医療機関、学校、要配慮者施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

市は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

- ① 病院・学校の受水槽への給水
- ② 給水車による避難所での給水
- ③ 消火栓の活用
- ④ 耐震性貯水槽による給水

住民へは、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には市で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て配布してもらうなどし、給水できるよう努める。なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水水量	3ℓ/人・日	20ℓ/人・日	100ℓ/人・日	250ℓ/人・日
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

第2節 食料の供給

食料は、速やかに供給を開始し、被災から3日目以降は3食の供給に努める。その間は家庭内備蓄での対応とする。8日目からは炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、自主防災組織等に要請して実施し、協定業者からのパン・弁当などと併用して供給する。

1 需要の把握

市は、各避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含む。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■ 食料供給の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難指示等に基づき避難所に避難した人② 住家が被害を受けた在宅避難者で、炊事の不可能な人③ 孤立集落滞在者④ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人⑤ 施設等で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑥ その他、食料の調達が不可能となった人 |
|---|

(2) 食料の確保

市は、備蓄食料、協定事業者から食料を確保する。業者から調達できない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 政府所有の米穀等の調達

市は、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、県を通じ、又は直接農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 食料の供給

(1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、住民、事業者自ら備蓄した食料を当てる。

また、市職員及び自治会、自主防災組織は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

(2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。必要に応じて食料集配拠点を設置する。

(3) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自治組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。

(4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン・弁当等の供給と併用して炊き出しを実施する。市は、自衛隊、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織等に炊き出しを要請する。

市は、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

第3節 燃料の調達

市内の救急告示病院や緊急車両の燃料の状況を把握し、石油等の燃料供給事業者と連携を図り、必要な燃料を確保する。

1 需要の把握

市は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非情報発電設備の燃料等の必要量を把握する。

2 燃料の調達

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために、特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うよう、自然災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき、群馬県石油協同組合、県へ要請する。

第4節 生活必需品等の供給

速やかに避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。全国からの救援物資を受け入れるため、集配拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる

1 需要の把握

市は、各避難所担当職員からの請求をもとに生活必需品の需要を把握する。対象は避難者及び在宅の被災者を含む。なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとし、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品等供給の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害により住家に被害を受けた人② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人 |
|--|

(2) 生活必需品等の調達

市は、備蓄物資、協定事業者等から生活必需品を確保する。協定業者等から調達ができない場合は、県に要請する。

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、避難所に輸送する。孤立集落へはヘリコプターで輸送する。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自治組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

4 救援物資の受入・管理

(1) 集配拠点の設置

社会教育班は、救援物資の受け入れのため、集配拠点を設置する。

(2) 救援物資の受入

救援物資は、原則として個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

集積拠点では、社会教育班が施設管理者と協力して仕分け、管理を行う。人員が足りない場合にはボランティアを要請する。

第9章 保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動

第1節 保健衛生活動

避難所を巡回し医療依存度の高い被災者を把握する。その後、医師会、歯科医師会等と連携して、避難所の巡回医療を行う。感染症(インフルエンザ、ノロウイルス等)、エコノミークラス症候群等の予防措置のため、巡回健康相談・指導を行う。速やかに備蓄している簡易トイレを発災から設置し、県内市町村や下水道管路施設維持管理業者やレンタル会社などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、避難所に設置する。

ゴミの処理は2日以内に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

1 被災者の健康確保

(1) 巡回医療

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、巡回救護班を編成し、避難所、仮設住宅、在宅の被災者に対し、健康相談、精神科や歯科を含めた巡回医療を実施する。なお、医師等が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 巡回健康相談

市は、保健師等により、避難所、仮設住宅、自宅滞在の被災者に対し、感染症予防、エコノミークラス症候群、メンタルケア等の避難生活等に起因する疾病に関する情報の提供や予防措置を行い、その発症を未然に防止する。なお、保健師等が不足する場合には、県等に応援を要請する。

2 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努め、問題があるときは改善を指導する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

市は、水道が断水した場合、避難者数に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及びレンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、100人に1基程度を基本とし、障害者等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) 仮設トイレの管理

市は、仮設トイレの清掃及び消毒のための資機材、薬剤を提供し、管理は使用者が行うように指導する。

(3) し尿の収集・処理

市は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

4 ごみ(生活ごみ、粗大ゴミ)の処理

(1) 収集・処理の実施

市は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ごみ排出量が多い場合は、可燃ごみを優先して処理する。

収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は困難である。このため、早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努め

る。

また、広報紙等を通じて、ごみの分別など通常時のゴミ捨てるルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

(2) ごみ処理施設の確保

市は、自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

5 災害時における動物の管理等

市は、県や関係団体等との情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含め災害時における動物管理等について、必要な処置を講じる。

第2節 防疫活動

感染症や食中毒の発生を予防するため、避難所での保健指導、仮設トイレの消毒など、県と連携し、必要な防疫活動を実施する。

1 防疫活動の実施

市は、県と連携し、又は指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施(感染症法第27条)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
- (3) 避難所等の衛生保持
- (4) 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- (5) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (6) 患者等に対する二次感染防止等の保健指導

なお、自らの防疫活動が十分でないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

市は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

- (1) 市は、県と連携し、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等の措置を講ずる。
- (2) 市は、県と連携し、関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関をはじめとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。

■感染症

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスである者に限る)、鳥インフルエンザ、(病原体がインフルエンザウイルスA族インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

4 避難所における衛生管理

(1) 衛生指導

市は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

市は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

速やかに遺体安置所を設置し、必要な資機材を準備する。警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の捜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されるものとする。ただし、災害発生から3日以内は救出の対象とし、3日を経過したものは死亡したものと推定する。

市は、相談窓口(市役所、支所)で対応し、避難所、被災現場等の情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、警察署、消防本部、自衛隊に提出し密接に連携をとる。

(2) 捜索の実施

消防本部、警察、自衛隊等の関係機関の協力により捜索班を編成し、捜索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の収容

発見された遺体は、消防本部、警察、自衛隊の協力を得て、検視・死体調査及び検案を行うのに、適当な場所に受け入れる。

3 検視・遺体調査及び検案

警察署は必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等納棺に必要な資材の確保、及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

医師会、日赤救護班等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合等の処置を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市は、身元不明の遺体については、警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

また、身元の判明した遺体は遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市は、市役所・支所等で死体(胎)埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行うものがないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取り扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第10章 被災家屋等に関する活動

第1節 家屋の解体・廃棄物の処理

被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応となるが、県が被災者生活再建支援法に基づき経済支援を被災者に対し行うので、市は、同法の申請受付を行う。なお、適用されない場合は、個人負担で行う。災害発生後1週間を目途に市は、受付窓口を設置する。

廃棄物の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき分別処理を行う。

1 家屋の解体

家屋の解体は、生活再建支援資金等により家屋の所有者が、解体、撤去、処理場までの運搬を行うものとする。市は、受付窓口を地域づくりセンター等に設置して、処理の申込み受け付けを行う。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理計画の作成

市は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「災害廃棄物処理計画」を作成する。

(2) 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、県と連携して公共用未利用地に仮置き場を設置し、廃棄物の処理を行う。その際は計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物は、分別等を行い適正に処理を行う。

第2節 被災住宅の応急修理等

住宅の応急修理及び障害物の除去は、災害救助法の基準に基づき実施する。

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

市は、相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

ア 住宅が半焼又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

市は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害により日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

(1) 需要の把握

市は、相談窓口にて障害物除去の申し込みを受け付ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合

② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合

③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者

④ 住宅が半壊又は床上浸水した場合

⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(2) 障害物除去の実施

市は、市所有の資器材を使用し、又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。

第3節 環境保全

廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動するとともに、環境監視体制を確立する。

1 不法投棄の監視

市は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視するとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について通知する。

2 環境汚染の防止

市は、倒壊建設物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

第11章 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1節 社会秩序の維持

災害直後から被災地や避難所における安全を確保するため、警察、市、自主防災組織等が連携して、被災地のパトロール、避難所での不審者の通報など防犯活動を行う。

1 パトロール等の実施

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

市は、警察や防犯協会と連携して避難所、被災地等のパトロール等を実施する。

2 犯罪の取締り

警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 安全確保に関する情報交換等

警察及び市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

災害直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

1 受給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、市は、これに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。

市は、県に協力して商工会議所等に要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、市は、県に協力して広報活動等を行う。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

第1節 施設、設備の応急復旧

1 施設、設備の応急復旧

- (1) 県、市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努めるものとする。

第2節 公共施設の応急復旧

重要施設を優先に点検を行い、災害拠点となる重要施設から復旧させる。

1 施設の緊急点検等

市は、道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。

市は、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資器材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第3節 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施する。

4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資器材が不足する場合は他の電力関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

第4節 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者はガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は必要に応じ移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり、要員や資器材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

5 供給災害時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を災害するときは安全を確認したうえで供給を行う。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給災害時におけるガス器具の使用上の注意事項等について住民に対し広報を行う。

7 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

市は、施設の被害状況を調査し、断水した避難所、病院に応急給水する。次いで、速やかに復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。

下水道施設は、施設の緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路を確保する。次いで、速やかに復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

1 迅速な応急復旧の実施

市は、被災した浄水設備、水道管路、下水道管渠等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

市は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

市は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 上下水道関係機関の相互間の応援

市は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

市は、断水の状況、復旧の見通し等について、下水道の管渠や施設等の被害状況並びに復旧の見通し、更に被害による設備能力低下に伴う節水協力等について、住民に対し広報を行うものとする。

第6節 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- (1) 医療機関、避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置及びネット環境の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話等による「災害用伝言板」、「災害用伝言板(web171)」の提供

4 電気通信関係機関の相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

第13章 自発的支援の受け入れ

第1節 ボランティアの受け入れ

社会福祉協議会を主体とした災害ボランティアセンターを立ち上げる。市は、必要な資機材等の支援を行う。

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、概ね次のとおりである。

■ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護(医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士等)
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳
ごみの収集・廃棄	介護(介護福祉士等)
高齢者、障害者等への介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
家庭動物の保護	

2 ボランティア受入窓口の開設

市及び社会福祉協議会は、相互に連絡・調整のうえ、「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

3 ボランティアニーズの把握

市、社会福祉協議会及びボランティア関係団体は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握する。

4 ボランティアの受け入れ

災害ボランティアセンターは、被災地を支援するNPO、ボランティア関係団体等と情報を共有し、被災者のニーズの把握と支援内容の調整及び連携に努め、併せてボランティア活動者の活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。なお、これらの運営は、ボランティア関係団体の協力により行われるように配慮する。市は、必要に応じて災害ボランティアセンターに情報連絡員を派遣する。

市は、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

6 ボランティア活動の支援

市は、ボランティアが理解され、円滑に行われるよう、広報、内部通知等を用いて、被災者や職員等をはじめ、市内外に広くボランティア活動の内容を周知する。また、必要な資機材等の支援を行う。

第2節 義援物資・義援金の受け入れ

速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れる。義援金は被災者に適切に配分する。

1 義援物資の受け入れ

(1) 義援物資の受け入れ要否の判断

市は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があったときは、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受け入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受け入れを決定した場合、市は、各避難所等について、受け入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(3) 受入機関の決定

市は、県と調整の上、義援物資の受入機関（県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資器材を確保する。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

市は、自らの判断により受け入れた物資についての配分先及び配分量を決めて配分する。なお、配分に当たっては公平性を重視しすぎるあまり配分が遅延することのないよう注意する。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、負担となることから、原則として受けつけないこととする。また、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかけることとする。

(9) 赤十字義援物資の受入

市は、日本赤十字社群馬県支部に義援物資の供給を要請する。物資は、物資集積所で救援物資と同様に扱う。

2 義援金の受け入れ

(1) 義援金の募集

市は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 「義援金の募集・配分委員会」の設置

市は、義援金の「義援金の募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。県において「義援金の募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を県に一元化する。

(3) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会で決めた配分基準より、被災者へ支給を行う。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第14章 その他の災害応急対策

第1節 要配慮者への災害応急対策

市は、避難行動要支援者について、地域の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもとに、安否の確認を行う。避難後は、避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し受け入れるなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。避難所に速やかに保健師等専門職員を派遣して、福祉避難所への移動の必要の有無について判断する。移動の必要な要配慮者については、受入先施設と調整の上移動させる。

1 災害に対する警戒、情報提供

- (1) 市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等とあらかじめ定めた情報伝達体制により、河川水位等の防災情報を収集する。
- (2) 市は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、待機・準備の呼びかけ、避難指示等を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- (3) 市は、待機・準備の呼びかけ、避難情報が確実に要配慮者に伝達できるようふじおかほっとメール等のあらゆる手段や方法を講じる。
- (4) 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や待機・準備の呼びかけ、避難指示を直接伝達する。

2 避難支援

避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用するなどして自主防災組織等の地域住民が、地域ごとに避難行動要支援者に必要となる支援の内容を確認し、災害時の避難誘導、救助活動等に活用することにより避難支援等関係者が避難を支援する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した避難支援

避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(2) 要配慮者の避難生活における配慮

避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車椅子、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の迅速な派遣に努める。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うよう努める。また、物資や人材等に不足が生じる場合、県に応援を要請する。

(3) 社会福祉施設等への要請

市は、避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者について要配慮者利用施設への緊急入所等の対応を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請する。

3 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について、迅速な安否確認等を自治会や民生委員・児童委員等の協力を得て行う。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援に当たる大前提として、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることとし、支援については、地域の実情や災害の状況に応じて、十分に安全確保に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

5 避難所等での支援

(1) 情報提供

市は、在宅や避難初頭にいる要配慮者に対し、町内会連絡網の活用、手話通訳者や外国語通訳者の派遣、自主防災組織等による伝達等により情報を随時提供する。

(2) ニーズの把握及び支援の実施

市は、民生委員児童委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、保健師等により、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、そのニーズに応じ、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスの提供等の支援を実施する。

(3) 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配付時間を別に設けるなど配慮する。

6 要配慮者利用施設管理者等の安全確保

(1) 避難及び生活支援

要配慮者利用施設の管理者は、利用者の安否を確認し、利用者の救助及び避難誘導等の必要な措置を実施する。避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域の自主防災組織等に要請する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

(2) 他施設への緊急入所等

要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し、自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引き取りを要請する。

適当な入所先が確保できないときは、県又は市に対し入所先のあっせんを要請する。

7 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、災害の危険性等の地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

第2節 農林業の応急対策

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

水稻改植の必要が生じたときは、県と連携し県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行う。

(2) 病虫害の防除

県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を市役所職員で編成して防除を実施する。また県は、緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行う。

(3) 転換作物の導入指導

市は、県と協力し、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

市は、被害の拡大が予想される場合、必要に応じ家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県は家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設から、し尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、市は、飼養者に対して、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

(4) 飼料の確保

県は必要に応じ、飼料の確保を図る。

3 水産関係

県は必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。

4 林産関係

県と連携し、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

第3節 学校等の応急対策

在校(園)中に災害が発生した場合は、保護者に連絡し引き渡しを行う。登下校時の場合は安否を確認する。夜間休日の場合は、速やかに全員の所在を確認する。

速やかに、施設の被害状況等を把握し、1週間を目途に授業が再開できるように、施設の復旧、避難スペースとの調整を行う。

1 災害情報の把握

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風、低気圧、前線の接近、積乱雲の発達により、竜巻等の突風、集中豪雨等の天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象情報の把握に努める。

2 学校施設等の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、学校施設等の安全性を点検する。

3 園児・児童・生徒の安全確保

学校管理者は、園児・児童・生徒の在校(園)時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

園児・児童、生徒を下校させる場合は、学校等で保護し保護者への引き渡しを行う。

4 災害情報の連絡

施設管理者は、園児・児童・生徒、教職員、学校等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎等が被災したため授業を実施できなくなった場合は、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、地域づくりセンター・図書館等の借上げ等により教室の確保を図る。

(2) 代替教員の確保

教員が被災等により授業の担当が困難となった場合は、県教育委員会と協議し代替教員の確保を図る。

(3) 学用品の支給

市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童及び生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

(4) 授業料の免除

市は、被災により授業料の免除が必要と認められる園児・児童・生徒については、条例等に基づき授業料の減免を行う。

(5) 学校給食

市は、施設の被害、燃料、食材等の不足により給食が提供できない場合は、休止又は代替措置として応急給食を実施する。

(6) 避難場所との関係

学校等が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。授業を再開する場合は、教育場所と避難場所とを区分するように調整を行う。

6 幼稚園・保育所等の対策

(1) 園児の応急措置

ア 安全の確保

幼稚園・保育所等では、気象情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。各園(所)長は施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて市に報告する。

イ 園児等の安否確認

各園(所)長は災害用伝言ダイヤル(171)を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

(2) 応急幼児教育・保育

市は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において幼児教育・保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所等を設け幼児教育・保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所等や近隣の保育所等で幼児教育・保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に幼児教育・保育が必要な場合は、幼児教育・保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置をとる。

第4節 文化財の災害応急対策

災害のおそれがあるときは、利用者・観覧者等を安全な避難場所に誘導する。また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

1 気象情報の把握

文化財の所有者・管理者は、台風、低気圧、前線等の接近により、天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象情報の把握に努める。

2 文化財の安全点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、文化財の安全を確保し点検する。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、管理している文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれがある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

市及び文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。また、災害時に文化財の廃棄や散逸を防ぐため、市内の文化財の所在について事前に把握できるよう努める。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市に連絡する。

6 応急修復

文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施す。

市は、応急修復について、積極的に協力する。その際は災害時の文化財の救出、応急修復について、群馬県、近隣の文化財レスキュー団体(群馬県歴史資料継承ネットワーク)等に協力を求める。

第5節 金融事業及び郵政事業の災害応急対策

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずる。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

- ① 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。
- ② 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。
- ③ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとる。
- ④ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局(前橋財務事務所)は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し次のような非常金融措置をとるよう、あつせん、指導等を行う。

- ① 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。
- ② 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除

- ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6節 災害救助法の適用

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めるときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準(藤岡市)

指標となる被害項目	適用の基準	同法施行令における該当条項
市内の住家が滅失(り災)した世帯数	市80世帯以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	県1,500世帯以上	第1条第1項第2号
	市40世帯以上	
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	県7,000世帯以上	第1条第1項第3号
	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合	知事が厚生労働大臣と協議	第1条第1項第4号

※ 第1項第3号に係る事例

災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

※ 第1項第4号に係る事例

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に存在する者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流出)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算する。

■災害救助法の適用基準

滅失住家1世帯	全壊(全焼・流出)住家	1世帯換算
	半壊(半焼)住家	2世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼(全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
住家の半壊(半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで退席したため、一時的に居住することができない状態となったものである。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。その他判断が難しい場合は災害ごとに県等に相談して判断する

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害に係った者の救出
- (6) 災害に係った住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

6 適用手続き

市は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。また、知事は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

第7節 動物愛護

災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とし、原則として一般避難所屋内生活場所への家庭動物の同伴は禁止とする。家庭動物と同伴避難を行う場合には、市が指定する施設においてのみ可能とし、家庭動物の飼養については自己責任において行う。県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。

1 家庭動物対策

(1) 動物救護本部の設置

県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策を実施する。市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

- ① 飼養されている動物に対するエサの配布
- ② 負傷した動物の受入・治療・保管
- ③ 放浪動物の受入・保管
- ④ 飼養困難な動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 避難所における広報

避難所における屋内生活場所への家庭動物の同伴は原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。

(3) 他の動物救護本部との連携

県動物救護本部及び他市町村と次の連携を行う。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 動物の応急保護受け入れ施設設置のための調整等
- ③ 被災者の家庭動物の状況についての情報提供

(4) 家庭動物救護所開設の支援

県、獣医師会及び動物愛護関係団体により家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。

(5) 飼養者の対応

家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡した家庭動物等が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

3 死亡動物への対応

市は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し県の指導により適正な処理を行う。

第8節 孤立対策

1 孤立の把握

市は、道路の被災状況等から孤立地区を抽出する。

2 ヘリコプターの要請

市は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。

また、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

3 救助活動

市は、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

自主防災組織、消防団等と連携するなどして、孤立地区内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容体、人数等に関する情報を収集し、県に報告する。

(2) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資器材をヘリコプターで搬送し、救助作業に当たる。

(3) 傷病者の救出

傷病者は最優先でヘリコプター等により救出を行う。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。

また、傷病者が多数いる場合、市は、救護班を現地に派遣し対応する。

(4) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難活動を行う。

(5) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通し合って生活することを原則とする。市は、道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(6) 道路の応急復旧

市は、孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第15章 雪害対策

第1節 応急活動体制の確立

1 災害対策本部等の設置の決定

災害対策本部の設置等については第1節によるほか、次のいずれかに該当する場合に災害対策本部又は災害警戒本部の設置を検討する。

■本部等の設置基準

災害対策本部	① 雪害により市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき ② その他市長が必要と認めたとき
災害警戒本部	① 大雪警報が発表されたとき ② 災害対策本部を設置するに至らない規模の雪害対応や災害対策本部の規模を縮小するとき ③ その他市長が必要と認めたとき情報の収集

※緊急対応の実施

市は、大雪による市民生活への影響を勘案し、全庁による、以下の対応を行える体制づくりを行う。

- ① 自力で除雪作業ができない高齢者等世帯の住宅除雪作業支援
- ② 移動困難車両の移動支援

第2節 情報の収集、連絡及び市民への広報

1 気象情報等の収集・連絡

市は、気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にふじおかほっとメール等によりその旨を伝達する。警報の発表基準をはるかに超える雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合には特別警報が発表されるが、特別警報が発表された際には、気象業務法第15条の2第4項により緊急即報メールやふじおかほっとメール等の様々な手段により直ちに市民等へ周知する。

2 災害情報の収集・連絡

災害情報の収集・連絡については第1節 第2によるほか、特に次の事項について確実に情報の収集を行う。

(1) 道路の状況確認

次の方法により道路状況を把握する。また、道路除雪の実施状況を確認する。

- ① 職員のパトロールにより除雪が必要な箇所を把握
- ② 市民からの通報や要望を受けて除雪箇所を把握

(2) 公共交通機関の状況確認

バス事業者、JR東日本高崎支社、上信電鉄に連絡し、運行状況等を確認する。また、鉄道等の運休が想定される雪害時には、JR東日本高崎支社へ連絡し、帰宅困難者の発生について情報を収集する。

(3) 医療機関の状況確認

災害拠点病院及び救急告示医療機関に連絡し状況等を確認する。

(4) 福祉施設の状況確認

重度者を抱える施設を中心に連絡し、状況等を確認する。

(5) 在宅要配慮者の状況確認

地域包括支援センターや各班が日頃からの相談業務により把握している要配慮者の安否を確認するほか、民生委員・児童委員協議会に対し、連絡網を通じて各民生委員・児童委員へ把握している要配慮者の状況把握を依頼する。

3 広報・広聴活動

市民等への広報・広聴活動については第1章 第3節によるほか、特に次の事項について周知する。

(1) 不要不急の外出の自粛

道路上で動けなくなった車両は、緊急車両の通行の妨げや除雪作業の支障となるため、市民等に対し、ホームページ等の様々なメディアを活用して不要不急の外出を自粛するよう周知する。

(2) 公共交通情報

市が把握した公共交通機関の運行情報等について、速やかに情報を発信する。

(3) ライフライン情報

ライフライン事業者より把握した情報について速やかに情報を発信する。

(4) 帰宅困難者の受入情報

鉄道の運休等により発生する帰宅困難者に対し、速やかに市有施設での受け入れについて情報発信を行い周知する。

4 雪害の拡大防止

平成26年2月の豪雪時には、交通機能が著しく低下し、市民生活及び産業機能に大きな影響を与えたことから、道路交通の確保を最重点とした除排雪対策等を行うものとする。

5 道路等の除雪

道路管理者は、積雪による道路交通機能の低下や集落の孤立等を防止し、また速やかな通常の道路交通を確保するため、国、県、土木建築業協同組合等とあらかじめ定める計画により道路の除雪を実施する。

6 交通安全対策及び交通の円滑化

(1) 路上放置車両は、除排雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、道路上で動けなくなった車両の支援を実施するほか、警察署へ連絡する。警察署は、路上駐車車両への指導等に努める。

(2) 道路管理者は、気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

(3) 除排雪作業を実施する場合、警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除排雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

7 通信、電力供給の確保

電気通信事業者は送信線や送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。また、道路管理者は通信及び電力復旧に必要な現場までの接続道路について、優先除雪区間等の除雪状況等を勘案し、可能な限り速やかに除雪を実施する。

8 市民等共同による除雪

(1) 地域による除雪の支援

市民の隣保協同の精神に基づく自発的な除雪等を支援するため、地域の核となる地域づくりセンター等にスコップを配置するなど必要に応じた支援に努める。

(2) ボランティアセンターの設置

必要に応じて藤岡市社会福祉協議会に対しボランティアセンターの設置を求め、ボランティア等の協力を得て除雪困難な世帯等への除雪に努める。

(3) 市民、事業者等による除雪

市民、事業者等と協力し、通学路、生活道路等の重機による作業が困難な交通路の確保に努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、町内会、民生委員、消防団等の連携に心がける。

第16章 火山災害対策

第1節 噴火警報等の伝達

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が極めて重要である。

1 噴火警報(居住区域)、噴火警報(火口周辺)

気象庁火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に、居住地域が含まれる場合は、「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、警報の解除等を行う場合等に発表する。

3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」を防災関係機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分し発表する指標である。

なお、県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルは、以下のとおりである。

■群馬県及び近隣の活火山の噴火警戒レベルの運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	日光白根山、草津白根山(本白根山)、草津白根山(白根山(湯釜付近))、浅間山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	榛名山、赤城山

■噴火警報・噴火予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル一覧表
(噴火警戒レベルが運用されている火山)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域又は噴火警報)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)
警報	噴火警報 (火口周辺又は火口周辺警報)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される状況
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される状態
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には命に危険が及ぶ)

■噴火警報・噴火予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル一覧表
(噴火警戒レベルが運用されていない火山)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域又は噴火警報)	居住地域及びそれより火口側	居住区域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される状況
警報	噴火警報 (火口周辺又は火口周辺警報)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される状況
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される状態
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静寂 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる状態

■浅間山の噴火警戒レベル(平成25年8月30日から実施)

種別・名称	レベル	対象範囲	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報・噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩、屑なだれ、吾妻で泥流、鬼押出溶岩流等が発生・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、又は到達すると考えられる。 【過去事例】観測事例なし
	レベル4 (高齢者等避難)		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。

警報・火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火口から居住地近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止入山規制等危険な地域への立ち入り規制等。	・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達。 【2004年噴火の事例】 9月1日:噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日:噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2kmまで到達。 1958年11月10日:噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日:山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日:地震急増
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 【1982年噴火の事例】 4月26日:噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬:噴煙量増加、火山性地震増加
予報・噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500km以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

- ※1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- ※2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。
- ※3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
- ※4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。
- ※5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

第2節 降灰予想

1 降灰予報(定時)

- (1) 噴火警報発表中の火山で予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。
- (2) 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- (3) 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲の情報を提供する。

2 降灰予報(速報)

- (1) 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表する。
- (2) 発生した噴火により、降灰量階級が、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

3 降灰予報(詳細)

- (1) 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- (2) 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
- (3) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を住民に明示して提供する。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全におおわれる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなる。鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等などに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

第3節 降灰の処理

1 市の対応

降灰については、環境問題から川などへの投棄をできないため、一般のごみの回収と同様にゴミ袋(不燃)に入れてもらい、回収を行い、なるべく集中した集積場所で、ゴミ袋に入った火山灰を保管し、県の対応を待ち、処理を行う。この際、市民に対して処置要領について、事前に広報紙、出前講座等で周知を図る。

災害時には、メール、自治会長を通じて連絡するなど、あらゆる手段を講じて周知する。

2 市民の対応

市民は、灰をむやみに排水溝等に流すことなく、市販のゴミ袋(不燃)に降灰のみ集め、「降灰」と表示をして、市が指定した場所に搬出する。

第17章 航空災害対策

1 事故情報の伝達

市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに藤岡行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準(第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照)に該当する場合は、Lアラートを用いて県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 交通規制

二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の通行規制を行う。

第18章 鉄道事故災害対策

第1節 事故情報の伝達

1 災害即報

市は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに藤岡行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準(第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照)に該当する場合は、Lアラートを用いて県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 鉄道情報

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

第2節 鉄道の応急措置

1 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防、警察等、関係機関の災害対策に協力する。

2 代替交通手段の確保

事故災害が発生した鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第19章 道路事故災害対策

第1節 事故情報の伝達

1 災害即報

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに藤岡行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準(第1節の第1の「1災害対策本部の設置」参照)に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

第2節 道路の応急措置

1 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

消防、警察は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、う回路を設定し、住民等に周知する。

第20章 危険物等災害対策

第1節 事故情報の伝達

1 災害即報

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに藤岡行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準(第1節の第1の「1災害対策本部の設置」参照)に該当する場合は、アラートをを用いて県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 危険物情報

危険物等の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県、市、消防及び警察に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

3 専門情報の収集

市及び消防等は、避難誘導、救急・救助、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の状況等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報を収集し、関係各部に提供する。また必要に応じて、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請する。

第2節 危険物等の応急措置

1 初期消火・救出・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察等、関係機関の対策に協力する。

消防、警察等の関係機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救急・救助、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

2 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防、県、河川管理者(市、藤岡土木事務所、高崎河川国道事務所)等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用する。

3 水道水の安全措置

市は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講じる。

また、住民への情報提供のために災害専用電話を開設する。

第3節 県外の原子力施設事故の応急対策

1 特定事象発生連絡

原子力防災管理者(※1)は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象(※2)発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(文部科学省、経済産業省又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)、文部科学省、内閣府、県、市、警察、消防など関係機関に文書で送信する。更に、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと

※1「原子力防災管理者」：原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第9条に基づき、原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

※2「特定事象」：原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

2 原子力事業者等の対応

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下「原子力事業者等」という。)は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を迅速に行うことにより、原子力災害の発生を防止を図る。また、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき、国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 消防及び警察の措置

消防は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救急、救助等必要な措置を実施する。

警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努め、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 一般公衆の安全の確保

県及び市は、原災法第20条第3項の規定に基づき、国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第21章 林野火災対策

1 火災情報の伝達

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)及び森林関係機関に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準(第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照)に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 避難誘導

森林組合等と連携して、入山者(営林作業員、登山客等)への避難指示等の広報、誘導を行う。

3 消火活動

消防は、林野火災防ぎよ図の活用、県への防災ヘリコプターによる空中消火の要請等により効果的な消火活動を実施する。

4 二次災害の防止

関係機関の協力を得て、林野火災により荒廃した流域について、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。また、危険性が高いと判断された箇所について、総務部は、関係機関や住民に周知し、適切な警戒避難を確保する。また、土砂災害防止事業実施関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第 5 部 災害復旧・復興対策計画

第1章 生活の再建支援等

第1節 被災者等の生活再建の支援

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 罹災証明書の交付

(1) 被災した家屋の調査

市は、家屋の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、罹災証明書を交付するために、申請のあった全家屋を対象に被害認定調査を行う。調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき行い、被害の程度を全壊・大規模半壊・半壊・準半壊・準半壊にいたらないもの(一部損壊)等の区分により判定する。

火災により焼失した家屋等については、消防署等が消防法に基づき行う火災調査により被害の状況を把握する。

住家の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した写真等も活用すること。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

■家屋の被害認定調査

一次調査：目視による外観調査により、全壊、それ以外を判定する。

二次調査：建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部損壊等を判定する。

三次調査：二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

家屋の被害認定調査の結果は、被災者台帳に記録され、税務課において、罹災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

(1) 災害対策本部は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 市は、被災者に関する情報の提供について、必要に応じて県に対し協力を要請する。

3 災害弔慰金の支給等

市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。また、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県等への申請書送付に関する業務の実施体制の整備を図るものとする。市及び社会福祉協議会は、法令等に基づき次の支援を行う。

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 群馬県(小規模)災害見舞金

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

(5) 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。なお、被災者生活再建支援法の対象とならない場合には、群馬県と協議し、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度により生活再建支援を実施する。

(6) 生活福祉資金(災害援護資金)

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

4 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納付すべき市税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 雇用の確保

公共職業安定所は、災害により離職や休業を余儀なくされた者に対し、雇用保険法に基づく手当を支給する。また、離職者に対し就労支援等を行う。

6 住宅の再建支援

市は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構や群馬県マイホーム建設資金利子補給制度等の利用を促進する。

また、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害市営住宅の建設、市営住宅等への特定入居等を行う。

なお、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、移転を推奨する。

7 復興過程における仮設住宅の提供

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

8 支援措置の広報等

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

9 生活相談及び地域コミュニティの再生

市及び関係機関は、長期的視点で被災者等の生活相談に応じるとともに、転居等で失われることが予想されるコミュニティの再生に努める。

第2節 中小企業者・農林事業者の再建支援

1 中小企業に対する低利融資等

市は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 県、市等による低利融資
- (2) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

2 農林業者に対する助成・低利融資等

市は、県と連携して、農林業者の災害復旧を支援するための助成、貸付け及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 群馬県農漁業災害対策特別措置条例による助成
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の融資等
- (3) 日本政策金融公庫による貸付

3 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

第3節 復旧事業の推進

1 被災施設の復旧等

- (1) 市(復旧事業を行う各部)及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市(復旧事業を行う各部)及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 県は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は藤岡市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は当該市町村に代わって国(国土交通省)が行うことが適当であると考えられるときは、県道又は市道の災害復旧工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。
- (4) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
- (5) 市は、市が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの(以下「準用河川」という。)における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が当該市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (6) 県及び市は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (7) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う
- (8) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (9) 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 円滑かつ適切な処理の実施

復旧事業を実施する各部は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

復旧事業を実施する各部は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

復旧事業を実施する各部は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

3 公共施設の復旧

(1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来的な災害に備える。

(2) 早期復旧の確保

ア 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

イ 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおり。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症予防法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 下水道法
- ⑩ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- ⑪ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

4 激甚災害の早期指定の確保

市は、市長の指示により、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

第2章 災害復興推進体制

第1節 災害復興体制

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方針の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 市民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ、国、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 災害復興事業の推進

1 防災まちづくりの実施

- (1) 市(都市建設部)は必要に応じ、再度災害の防止と快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、理解を求める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (3) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等についても目標とするものとする。
- (4) ライフラインの共同受入施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮し各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら進める。

2 被災市街地復興特別措置法等の活用

市(都市建設部)は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の整備を図る。

3 事業の迅速、円滑化の促進

- (1) 市(都市建設部)は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供等を市民に対し行う。
- (2) 市(都市建設部)は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び体積土砂等の処理事業を実施するに当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。必要な場合には、復興計画を考慮した上で傾斜的、戦略的に実施する。

藤岡市地域防災計画

令和5年4月 改訂

編集・発行 藤岡市防災会議

事務局 藤岡市 総務部 地域安全課



藤岡市中栗須 327 番地

電話 0274-22-1211(代表)
